

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2025年10月31日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 姫野 愛実
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6775)1476
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約9,598億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）
（約8,646億円）を上限とします。
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆4,692億円）を上限とします。

（注）豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2025年8月29日現在の株
式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=95.98円、1NZ
ドル=86.46円および1米ドル=146.92円）によります。以下、豪ドル、NZ
ドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド(「野村ドイチェ・グローバルREIT投信」と称することがあります。)(以下「ファンド」といいます。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面のAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券です。(以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。追加型です。なお、

Aクラス受益証券を「野村ドイチェ・グローバルREIT投信 豪ドル建て」、「グローバルREIT 豪ドル建て」、「豪ドル受益証券」、

Bクラス受益証券を「野村ドイチェ・グローバルREIT投信 NZドル建て」、「グローバルREIT NZドル建て」、「NZドル受益証券」、

Cクラス受益証券を「野村ドイチェ・グローバルREIT投信 米ドル建て」、「グローバルREIT 米ドル建て」、「米ドル受益証券」という場合があります。)

ファンド証券について、管理会社(以下に定義します。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

豪ドル受益証券 100億豪ドル(約9,598億円)を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル(約8,646億円)を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル(約1兆4,692億円)を上限とします。

(注)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

当該クラスの受益証券1口当りの発行価格は、申込みが受領されたファンド営業日(以下に定義します。)に計算される受益証券1口当り純資産価格とします。

発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5)【申込手数料】

| 申込口数 | 申込手数料 |
|--------------|----------------|
| 10万口未満 | 申込金額の3.30%(税込) |
| 10万口以上50万口未満 | 申込金額の1.65%(税込) |
| 50万口以上 | 申込金額の0.55%(税込) |

(6)【申込単位】

豪ドル受益証券 100口以上1口単位

NZドル受益証券 100口以上1口単位

米ドル受益証券 100口以上1口単位

(7) 【申込期間】

2025年11月1日(土曜日)から2026年10月30日(金曜日)まで
ただし、各ファンド営業日に申込みの取扱いを行います。

(注) 申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

野村證券株式会社(以下「野村證券」または「販売会社」といいます。)
〒103-8011 東京都中央区日本橋1-13-1

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

投資家は、約定日(販売会社が、申込みの注文の成立を確認した日。通常、申込みを受付けた日の翌国内営業日となります。)から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込金の総額は、販売会社により、ファンドの保管会社(以下に定義します。)の口座に、申込日から起算して7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年3月29日付の受益証券販売・買戻契約(修正済)(以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。)に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、野村證券を代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書(以下「目論見書」といいます。)および運用報告書等を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、買付代金は、外貨で支払うこともできます。

(ニ) 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主にREIT等（以下に定義します。）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することです。野村アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT等に投資を行い、同時に豪ドル受益証券とNZドル受益証券に関しては一定の為替取引（以下に定義します。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指します。

信託証券（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券数に制限はなく、管理会社の決定に従い、無額面です。ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

b. ファンドの性格

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「前受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証券（2015年9月30日付（2015年10月30日効力発生）の修正証券および2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証券（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となりました。）により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証券および修正マスター信託証券により修正済）（以下「マスター信託証券」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法（以下に定義します。）に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。ただし、トラストおよびシリーズ・トラストのいずれもケイマン諸島の法律上の独立した投資信託ではありません。本書は、マスター信託証券および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証券（以下「追補証券」といい、マスター信託証券と合わせて「信託証券」といいます。）に従い構成されるシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

信託証券の当事者である管理会社は、ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」といいます。）の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）の第8章の規定に従ってCSSFから事前の認可を得ない限り、ルクセンブルグにおける受益証券の募集販売は禁じられています。

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの受益証券の発行を行う独占的権限ならびに信託証券、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格の計算、ファンドの信託財産からの分配の支払（あった場合）ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う独占的権限を有するものとします。

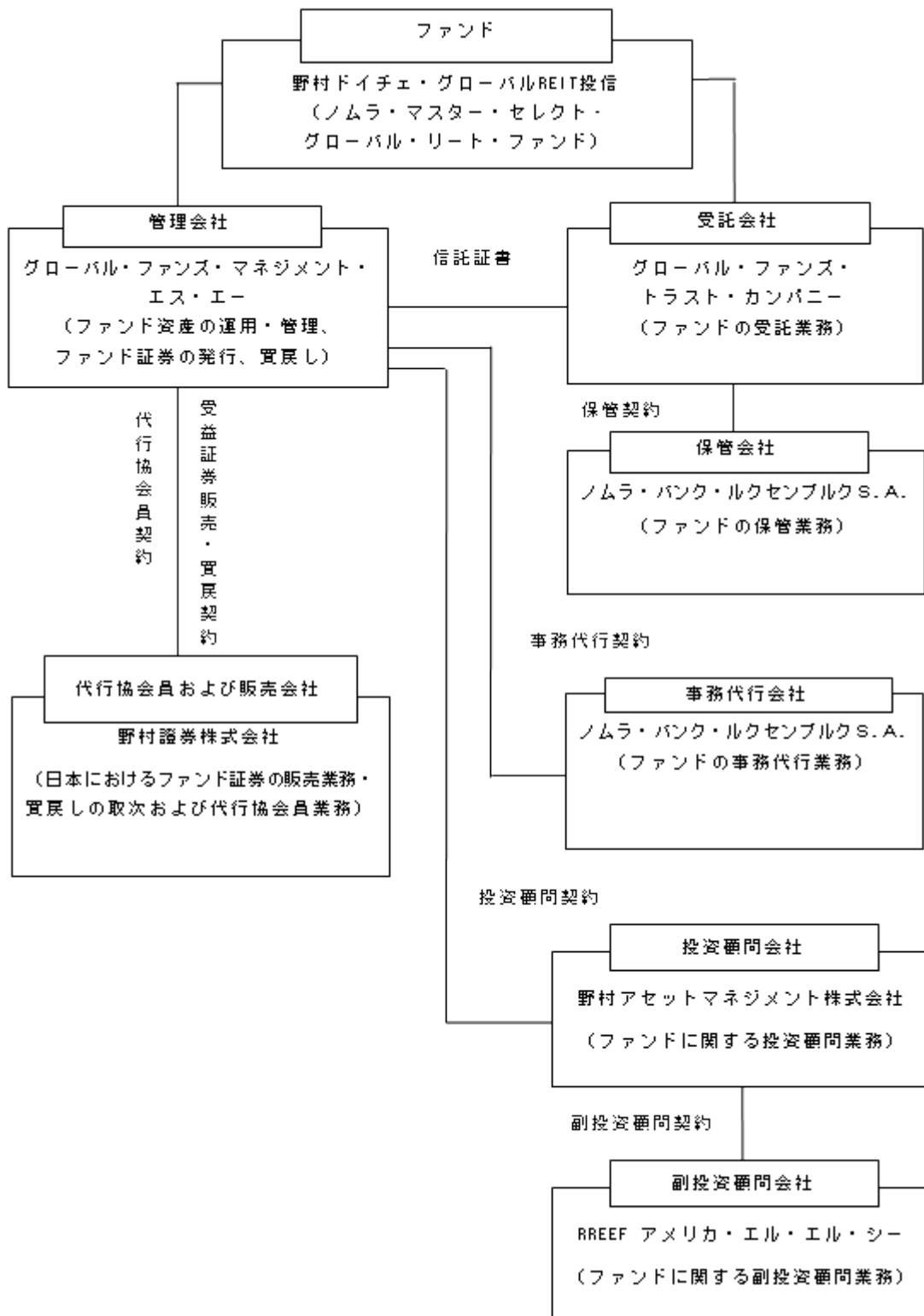
(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|-------------------------|
| 1991年7月8日 | 管理会社設立 |
| 2009年8月7日 | マスター信託証券締結 |
| 2010年3月19日 | 追補証券締結 |
| 2010年5月28日 | ファンドの運用開始 |
| 2015年9月30日 | 修正証券締結 |
| 2015年10月30日 | 2015年9月30日付修正証券の効力発生 |
| 2016年7月26日 | 受託会社の退任および任命に関する証券締結 |
| 2016年8月11日 | 受託会社の退任および任命に関する証券の効力発生 |
| 2016年8月11日 | 修正証券および修正マスター信託証券締結 |

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名称 | ファンド運営上の役割 | 契約等の概要 |
|--|---------------|--|
| グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.) | 管理会社 | 信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの償還について規定しています。 |
| グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) | 受託会社 | 信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。 |
| ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。) | 保管会社および事務代行会社 | ファンドに関し、2016年8月11日付で受託会社との間で保管契約(以下「保管契約」といいます。)(注1)を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 ファンドに関し、2016年8月11日付で管理会社との間で事務代行契約(以下「事務代行契約」といいます。)(注2)を締結。ファンドの管理業務について規定しています。 |
| 野村證券株式会社 | 代行協会員および販売会社 | 2010年3月29日付で管理会社との間で代行協会員契約(修正済)(以下「代行協会員契約」といいます。)(注3)を締結。代行協会員業務について規定しています。 管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注4)を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。 |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 投資顧問会社 | 2018年12月13日付で管理会社との間で改訂投資顧問契約(随時変更されます。)(以下「投資顧問契約」といいます。)(注5)を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。 |
| RREEF アメリカ・エル・エル・シー (RREEF America L.L.C.) (以下「副投資顧問会社」といいます。) | 副投資顧問会社 | 2016年8月11日付で投資顧問会社との間で改訂副投資顧問契約(随時変更されます。)(以下「副投資顧問契約」といいます。)(注6)を締結。ファンドに関する副投資顧問業務について規定しています。 |

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンド資産の保管等の保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 事務代行契約とは、事務代行会社が、会計、純資産の評価、受益証券の発行および買戻しを含むファンドの事務管理業務を提供する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

(注5) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行うことを約する契約です。

(注6) 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、ファンドの資産(REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。)の投資について責任を負う契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（改訂済）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、() 2010年法の第15章に規定される管理会社として、および() 2013年法の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

() 事業の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) 2010年法の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC（以下「UCITS通達」といいます。）に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと

(b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法の第5条第2項および別表 I に基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、(1) 顧客毎の一任運用、(2) 投資顧問業務、(3) UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4) 2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

() 資本金の額（2025年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約6,430万円）で、2025年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約429万円）の記名株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

() 会社の沿革

1991年7月8日設立。

() 大株主の状況

（2025年8月末日現在）

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|--|---|---------|-------------|
| ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) | ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg) | 株 15 | % 100.00 |

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および本規則（以下に定義します。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を

実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

ケイマン諸島を本拠地とするユニット・トラストの大部分は、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としていない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が、最長で50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(以下「本規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含みます。)またはパートナーシップである投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれます。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能です。)をすることができます。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、販売書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければなりません。販売書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討している投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。販売書類は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類をCIMAに対して提出する義務を負っています。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していませんが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがあります。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(改正済)に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、ファンドの会計監査の過程において、ファンドに以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようと思図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようと思図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、ケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」といいます。)、マネー・ロンダリング防止規制(以下に定義します。)または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようと思図していること。

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)です。ファンドの財務書類の会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「LUX GAAP」といいます。)に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- () ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
- () 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと

を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、

- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
- (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- () ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- () ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- () ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- () 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率
- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(事務代行会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および(保管会社以外の)役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各ファンド営業日における純資産価格は、原則として、受益者名簿に名前のある各受益者に対して、当該ファンド営業日の直後の日本における営業日までに、事務代行会社またはその受任者の事務所にて閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はLUX GAAPに従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年4月30日に終了します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第4 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。また、代行協会員は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準（以下「JSDAの規則に基づく選別基準」といいます。）に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されません。

交付運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもトラストに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

CIMAは特定の状況においてトラストの活動を調査する権限を有していますが、トラストはその投資活動やトラストのポートフォリオの構成に関し、CIMAやケイマン諸島の他の政府機関の監督に服すことはありません。CIMAやケイマン諸島の他の政府機関は、目論見書における条件や利点について意見しておらず、承認も行っておりません。ケイマン諸島の投資家が利用できる投資補償制度はありません。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図している、もしくは任意解散を行おうとしている場合、ミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合、規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または規制投資信託のマネージャーとしての地位にある者が、その地位に適正かつ正当な者で

はない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社にアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

受託会社またはケイマン諸島を本拠地とする取締役もしくは代理人は、適用ある法令に基づく規制当局または政府機関からの情報請求(例えば、金融庁法に基づきCIMAが自らもしくは公認の海外規制当局のために行う場合、またはケイマン諸島の税務情報局法(改正済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報局が行う場合)に従い、情報の提供を強制されることがあります。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の場合には、受託会社または取締役もしくは代理人は、請求があった旨を開示することを禁止されることがあります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、主にREIT等で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨(豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル)で追求することです。投資顧問会社(またはその受任者)は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているREIT等に投資を行い、同時に豪ドル受益証券とNZドル受益証券に関しては一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指します。

「REIT等」は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含みますがこれらに限られません。

投資顧問会社(またはその受任者)は、REIT等への投資にあたっては、配当収益の獲得と当該REIT等の値上がり益を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドのすべての資産を、主に、世界各国で上場されたREIT等でファンドのリターンに貢献すると投資顧問会社(またはその受任者)が判断するものに投資します。ただし、ファンドの投資目的に照らして適切かつ適合すると投資顧問会社(またはその受任者)が判断する場合、不動産関連を主な事業とする世界の会社の株式、利付証券、転換社債、ワラントリンク債、株式ワラント、および参加証書に投資を行う場合があります。

投資顧問会社(またはその受任者)は、トップダウン・アプローチによる地域配分とボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を組み合わせて、ファンドのREIT等のポートフォリオを構築します。米ドル建て以外の投資対象は、米ドルに対する為替変動リスクを回避するために、適切なデリバティブ(オプション、先渡契約、金融商品の先物契約、およびこれらの契約のオプションを含みます。)ならびに様々な金融商品について相対で取引される(OTC)スワップ契約を用いて、当該通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行います。ファンドの投資目的に照らして適切かつ適合すると投資顧問会社(またはその受任者)が判断する場合、株式、社債、通貨または主要なインデックスのデリバティブに投資することもあります。

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行います。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール(以下「共通ポートフォリオ」といいます。)において運用することが含まれます。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられます。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引を行います。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

これらの各クラスの受益証券の純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額はかならずしも一致しません。投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向です。共通ポートフォリオの純資産総額の変動、または特定のクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの金額によっては、当該為替取引の比率が、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%を下

回ったり110%を超えることがあり、その場合には、投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、そのクラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内(上記のとおり通常は純資産総額の米ドルのエクスポージャーの約100%)に戻す意向です。

豪ドル受益証券およびNZドル受益証券は、為替先渡取引を利用することで、為替取引の利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、当該為替取引における通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待されます。

なお、米ドル受益証券については、当該為替取引は行われません。

投資顧問会社は、一時的かつ防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払のための引当て、もしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また場合によっては、信用力の高い短期金融商品(財務省証券、預金証書および/またはコマーシャル・ペーパー等)に投資することができます。

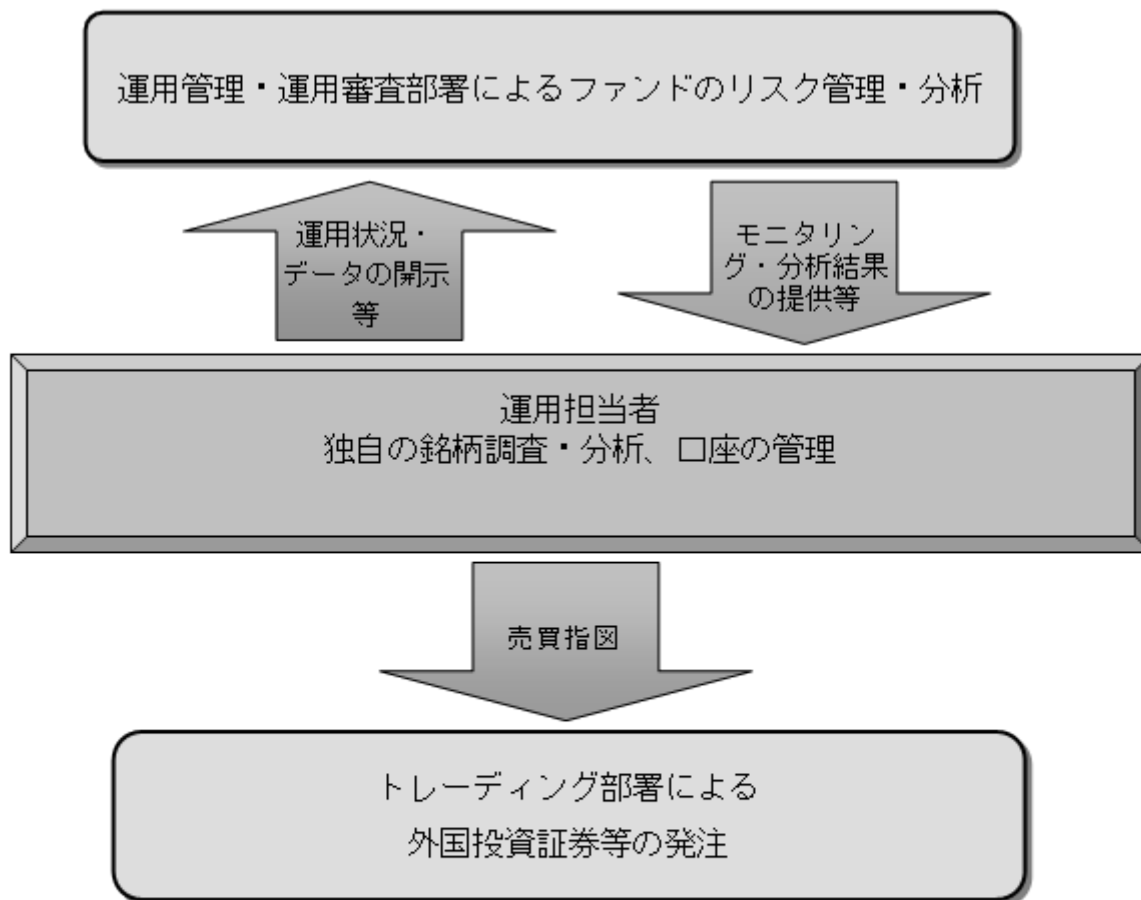
ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご覧ください。

(3) 【運用体制】

管理会社に任命された投資顧問会社は、ファンドの資産を投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に関し、投資顧問会社の裁量で為替取引を行う責任を負います。

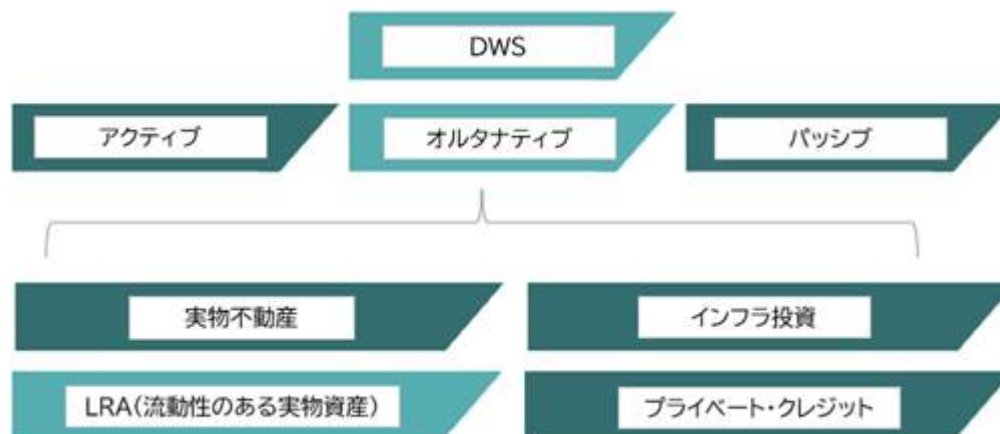


野村アセットマネジメント株式会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程ならびにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーは1975年に米国顧客向けに最初の非課税ファンドを立ち上げ、その後も同様のファンドを組成するとともに、米国非課税投資家向けのセパレートアカウントの運用も行っています。

DWSの不動産事業はオルタナティブ投資プラットフォームの一部であり、世界中の機関投資家および個人投資家のために、商業用不動産、住宅用不動産、および不動産証券への投資を取得・運用しています。DWSの不動産商品はグローバルかつ包括的で、コア不動産、バリューエンハンスド不動産、ハイールド不動産、不動産デット、上場不動産およびインフラ証券への投資などが含まれています。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの体制



2025年6月末現在

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの研究体制

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの投資プロセスにおいては、16名の専任の不動産証券投資ポートフォリオ・マネジメント・チームに加え、インハウスの実物不動産の研究・アンド・ストラテジー・チームの専門知識を活用しています。この研究・アンド・ストラテジー・チームは、世界中の不動産市場に関するトップダウンおよびボトムアップの研究を実施し、シカゴ、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、シドニーの拠点在籍する17名からなるチームで業務を行っています。グローバル不動産証券投資プロセスは、RREEFアメリカ・エル・エル・シーの他の実物不動産のトレーディング、管理部門の人員を活用しています。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの投資哲学および投資プロセス

投資哲学と投資の考え方

DWSのグローバル不動産証券戦略は、長期的には上場不動産株がレバレッジをかけたプライベートマーケットの不動産リターンを提供するという信念に基づいています。DWSのプロセスは、チームの強みである地域の不動産市場の理解を活かし、各証券の基礎となる不動産ポートフォリオの価値に基づいて、内在価値（チームの見解）に対して最大のディスカウントで取引される企業を特定することに重点を置いています。グローバル不動産証券戦略の主要な哲学的要素は以下のとおりで、これらはチームの強みを直接的に活かすものです。

- ・ **不動産市場のファンダメンタルズは不動産証券投資のリターンに大きく影響します。**

不動産市場の基本的なファンダメンタルズ分析に注力することは、不動産証券投資において重要なポイントです。RREEFアメリカ・エル・エル・シーには、グローバルな様々な不動産市場の中で、ファンダメンタルズ分析に必要とされる、経験豊かなチーム、インハウスの調査体制および確かなプロセスがあります（つまり、トップダウンによるグローバルなマクロ経済動向およびボトムアップによる銘柄毎のファンダメンタルズ分析の両方を兼ね備えているということです。）。

- ・ **グローバルな不動産証券市場は本質的に複雑かつ非効率です。**

この非効率性をボトムアップによる銘柄選定のプロセスを通じて活用しています。RREEFアメリカ・エル・エル・シーには、市場価格の非効率性を特定しかつ活用するために欠くことのできない経験豊富なチームと確固たるプロセスがあります。だからこそ、グローバルでの収益機会をも追求することが可能となっています。

- ・ **資本市場、その中でも流動性の高い債券市場は、不動産証券市場の主な価格変動要因の1つです。**

不動産証券のバリュエーションとボラティリティにおいて借入コストは直接的な影響力を持っています。だからこそ、クレジット・マーケットに着目することは重要です。RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは分析プロセスの中に負債コストの分析を組み入れています。長年にわたるリサーチ・プロセスの中で、負債コストはディスカウント・キャッシュ・フローとネット・アセット・バリューを比較分析する際の重要な要素となっています。

- ・ **不動産はローカルビジネス、つまり地域に特化したビジネスです。**

ローカル・マーケットに対する知識があるからこそ、市場環境を実態価値の見通しに即座に反映させ、さらにこれら見通しをポートフォリオに反映させることが可能となっています。RREEFアメリカ・エル・エル・シーには、個々の不動産証券の相対的なリスク・リターン・プロファイルを左右するマクロ・ファクターの変化を見つけ出す上で必要となる現地におけるプレゼンスがあり、さらにこれがグローバルへも広がっています。

グローバル不動産証券戦略においては、ヒット率(月次にてアウトパフォーマンスとなった月の割合)やインフォメーション・レシオ(アクティブ・リスク対比の超過収益)で計測したリスク調整後リターンが同分類ファンドの中で最も高くなることを目指します¹。実物不動産市場の取引価格が資産評価における1つのベンチマークであり、さらにプロセスの中で株価が実態価値の見通しを大きく下回る上場不動産会社を発掘することに努めています。不動産の価値は、将来キャッシュ・フロー予想、要求収益率、借入コスト、に依存します。だからこそ、リサーチにおいては、各地域に特化したチームがあること、実物不動産のビジネスにおいて大手であること、さらに資本市場の情報を活用して正確な実態価値予想を導き出すことに努めています。

¹ 投資目標が達成される保証はありません。

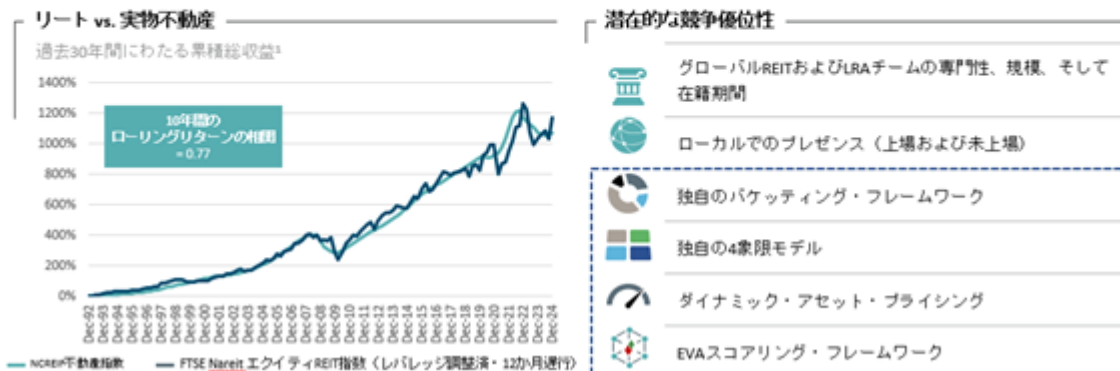
投資目標と哲学

目標

それぞれのバケットに対して価格が非効率的な証券を特定することにより、175～250ベースポイントの安定したアルファを、低いトラッキングエラーと高いインフォメーション・レシオで実現

哲学

不動産証券のパフォーマンスは、その基礎となる事業を反映しており、時間の経過とともに、ポートフォリオ内の資産の価格およびファンダメンタルズによって左右されるようになります



注1) レバレッジの使用はパフォーマンスに大きな影響を与える可能性があります。

出所：Bloomberg、2024年12月31日現在。過去のパフォーマンスは将来の運用成果を保証するものではありません。説明のための目的でのみ使用されています。インデックスのリターンには手数料や経費は反映されておらず、インデックスに直接投資することはできません。投資目標が達成される保証はありません。

投資プロセス

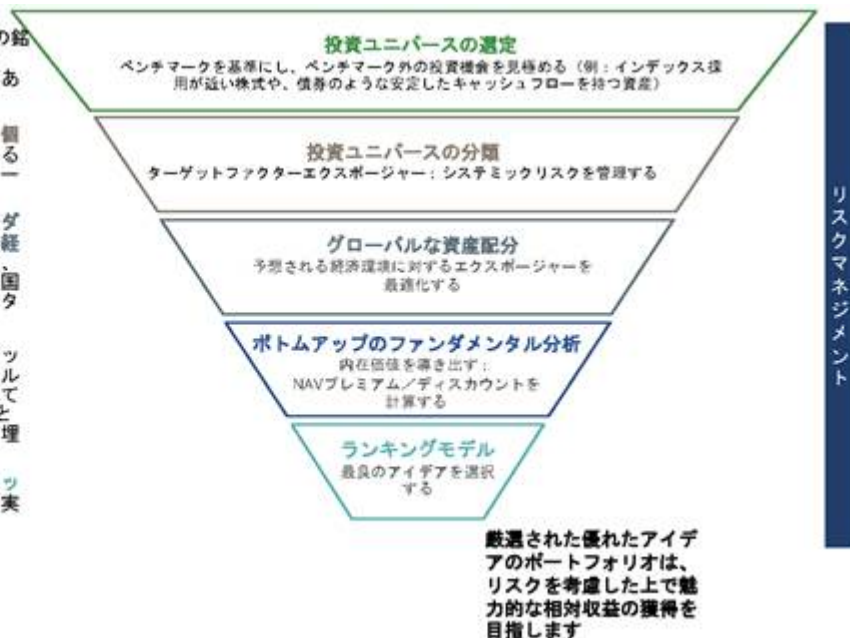
DWSグローバル不動産証券の投資プロセスは、チームの強みである地域の不動産市場の理解を活かし、各証券の基礎となる不動産ポートフォリオの価値およびその基礎となる不動産価値に対する正当なプレミアムまたはディスカウントに基づいて、内在価値（チームの見解）に対して最大のディスカウントで取引される企業を特定することに重点を置いています。ポートフォリオの構築は、期待されるリスク調整後のリターンを中心に行われます。アルファは、各バケット内での銘柄選択（高確率の結果）に主に重点を置き、その後、アクティブなバケット配分を通じてこれらのリターンをさらに増強することから生じます。

以下のプロセス概要チャートでは、ポートフォリオ構築プロセスの図解を提供しています。

投資プロセスの概要

革新的で繰り返し可能なプロセス

- 投資ユニバースの選定:** ベンチマーク外の銘柄は、不動産特有の性質（債券のようなキャッシュフロー）を備えている必要があります。
- リスクとリターンの特性が明確に異なる個別のバケットに投資ユニバースを分類することで、直感的なリスク管理フレームワークを構築します。
- 資産配分は、バリエーション、ファンダメンタルズ、ならびに予測されるマクロ経済環境に基づいて決定されます。加えて、クレジット市場の状況を注視・予測し、国際的な場において不動産のファンダメンタルズに関する議論を行っています。
- 詳細な投資審査プロセスでは、割引キャッシュフロー分析、不動産ファンダメンタルズ、資本市場の動向を総合的に取り入れています。また、EVAスコアを活用することで、不動産価値と株式価値のギャップを埋める役割を果たしています。
- 想定されるマクロ環境に応じて、各バケットから最も有望な投資アイデアを選び、実質リターンの最大化を図ります。



2025年6月末現在

出所：DWS International GmbH。説明のための目的でのみ使用されています。投資目標が達成される保証はありません。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの内部管理

RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは、運用する各ポートフォリオについて運用ガイドラインの規定に従ってリスク管理を行う為、このガイドラインはポートフォリオ構築システムとコンプライアンス・モニタリング・システムの双方に設定されています。以下はRREEFアメリカ・エル・エル・シーの一般的な運用ガイドラインです。

セクター配分に係る相対的な制限
個別銘柄への配分に係る相対的な制限
個別銘柄の発行済証券に対する保有比率の制限
最小・最大保有銘柄数
個別銘柄の最低時価総額
オフ・ベンチマーク銘柄への投資制限
キャッシュ比率
トラッキング・エラー等

さらに、RREEFアメリカ・エル・エル・シーでは、アラジン・システムを用いて、プレトレード（売買の事前）とポストトレード（売買の事後）双方において、運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。

RREEFアメリカ・エル・エル・シーの競争優位性

不動産証券ビジネスにおける競合他社との比較の中で競争優位性をもたらすRREEFアメリカ・エル・エル・シーの特性と強みを以下にまとめます。

リスク：グローバル不動産証券市場のリスクを熟知しています。独自のプロセスとして投資ユニバースを30に分類したバケット・アプローチを採用することで、意図せぬリスクの特定と軽減に活用すると同時に、高い確信を持って、トップダウンによる投資判断を行います。

流動性とエクスポージャー・マネジメント：既述のバケット・アプローチは、リスクを評価し、積極的に管理するためのプラットフォームを提供するだけでなく、運用目標の達成に向け、市場サイクルのその時々でバケット間のエクスポージャーのローテーションやトップダウンによるウェイト変更を積極的に行う上で大きな柔軟性を与えてくれるものです。

債務分析：資本市場は不動産証券のリターンに影響を及ぼすものですが、中でも負債コストは不動産証券のバリュエーションやボラティリティに直接的に影響しうるものです。そのため、独自のダイナミック・プライシング・モデルを構築し、クレジット・マーケットの変化をタイムリーに捉えることができるようにしています。

地域に密着：各スペシャリストは、広範な不動産データ・ポイントとリサーチの利用が可能です。

情報面の優位性：実物不動産および不動産証券担当チームは不動産市場のファンダメンタルズに関するやり取りを絶えず行っています。

経験：経験豊富かつ安定したチームには、16名の運用担当者が在籍し、リサーチ業務と不動産証券の運用に従事しており、その業界経験年数のチーム平均は18年以上です。また、米国の不動産証券投資のトラックレコード（グローバル投資パフォーマンス（GIPS）基準準拠）は1993年から、同じくグローバル不動産証券では2004年からの実績があります。

グローバル：RREEFアメリカ・エル・エル・シーは真のグローバル企業として、複雑な不動産証券の投資ユニバースにおける最適ナリスク・リターンを達成するための、グローバルのプラットフォームを有しています。

過去の安定したパフォーマンス¹：アクティブ運用のマネジャーの競争優位性を最終的に立証するものとは、グローバル不動産証券戦略の自身のトラックレコードの確かさにあります。その意味で、RREEFアメリカ・エル・エル・シーは一貫して優れたパフォーマンスを提供しており、またそれを高い水準のヒット率とインフォメーション・レシオというデータが裏付けています。様々な地域、セクター、個別銘柄に投資判断を分散し、そこから生まれるアルファを継続的に追求しています。投資判断の分散は持続可能なアルファの源泉となるものです。効率的なポートフォリオ運用を提供するため、様々な市場環境のもとで繰り返し可能なプロセスを構築し、一貫したリターンを創出することが結果的にアルファにつながっています。

¹ 過去のパフォーマンスは将来の運用成果を示唆するものではありません。投資目標が達成される保証はありません。

（４）【分配方針】

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから

随時分配を行うことができます。また、管理会社(またはその受任者)は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができます。管理会社(またはその受任者)は、毎月10日(以下「分配基準日」といいます。)時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定です。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

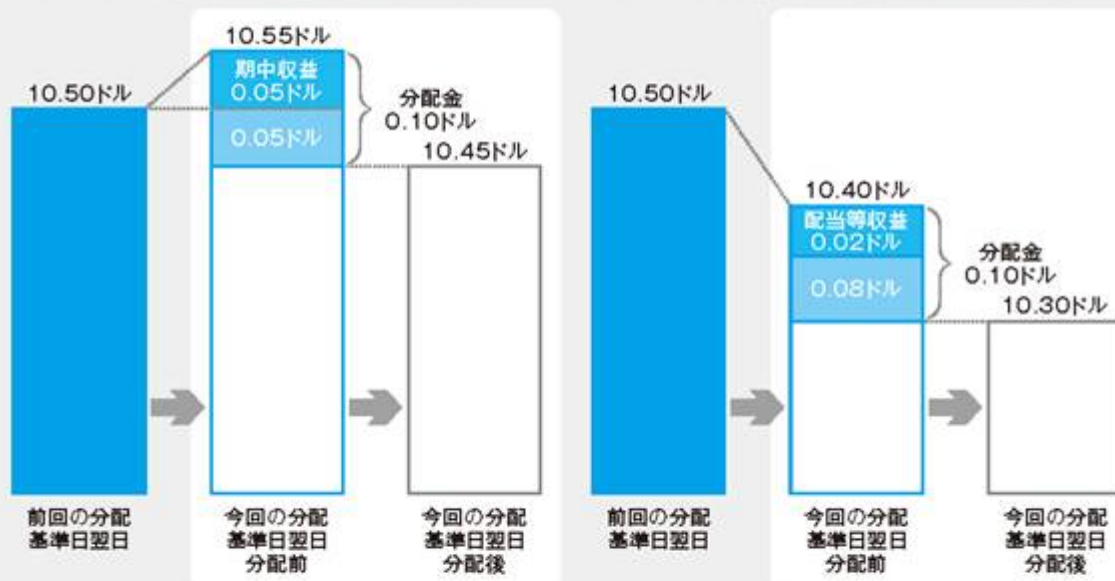


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



（注）分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



(5) 【投資制限】

日本の規則上、ファンドの資産総額の少なくとも50%は、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資されなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合はこの限りではありません。

ファンドは、その資産の投資に係る以下の投資制限に服します。ファンドは、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則(改訂済)(以下「規則」といいます。)の制限に服します。

- (1) 空売りの制限 空売りを行った投資有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
- (2) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。ただし、この借入総額は常に2,000万米ドル以下とします。
- (3) 同一発行会社の株式の取得制限 管理会社が運用を行うすべてのファンドのために、1発行会社の議決権の総数の50%を超えて、当該会社の株式の取得を行うことはできません。ただしその制限は、日本の投信法における、「外国投資法人」の投資口には適用されません。
- (4) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%以下を流動性の低い資産に投資することができます。私募証券、非上場証券およびその他流動性に欠ける資産に15%を超えて投資する場合には、評価方法の透明性を維持するための方法が取られなければなりません。
- (5) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用に不利になるような取引、例えば受益者の利益ではなく、受託会社や管理会社または第三者の利益のための取引は禁止されます。
- (6) ファンドの投資対象は、JSDAの規則に従い「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、さらに単一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはならないものとします。必要な場合には、投資顧問会社および管理会社は、JSDAの規則に従ったこれらの制限を遵守するようにファンドの投資対象の調整を行います。
- (7) デリバティブ取引(金融商品取引法の第2条第20項に定義されます。)については、金利、通貨価値、金融商品の時価およびその他の指標の変動ならびにその他の理由により生じる可能性のあるリスクをカバーするための額として、JSDAの規則に沿って、管理会社が投資顧問会社との協議の上で、または投資顧問会社が決定した「合理的な方法」に従って計算された金額が純資産総額を超える場合には、禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服し、したがって管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、

- (8) 管理会社および投資顧問会社自身または管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (9) ファンドの利益ではなく、管理会社や投資顧問会社またはその他の関係者の利益を図る取引を行ってはなりません。
- (10) 投資顧問会社により運用されるすべての投資信託が保有する1発行会社の株式総数が、かかる発行会社の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (11) ファンドが保有する1発行会社の株式総数が、かかる発行会社の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (12) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の全資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超える場合、その投資を行ってはなりません。

ファンドは、ヘッジ目的のみでJSDAの規則に定められたデリバティブ取引を行います。AIFMDおよび委員会委任規則(EU)第231/13号に詳細なリスク管理方法の指針が定められていない場合には、管理会社によるリスク管理方法はUCITSに関するEU指令に準拠します。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3 【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度リスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

REIT等の価格変動リスク： ファンドは主にREIT等に投資しますので、ファンドの純資産価格は、REIT等の価格変動の影響を受けます。REIT等は株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。また、一般にREITや不動産関連証券の発行会社が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化、賃料水準、空室率、借入金利等により変動し、REIT等の価格および配当金はその影響を受けます。REITや不動産関連証券の発行会社は実物資産である建物等を投資対象にしているため、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害等に伴う不動産の滅失・損壊等により、価格が下落することがあります。REIT等が投資対象とする建物の用途規制等、不動産にかかる規制の強化や新たな規制が適用された場合は、規制下にある不動産の価値が低下する可能性があり、その結果、REIT等の価格が下落することがあります。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

一般的に、REIT等への投資は、多くの特有のリスクを伴います。それらのリスクは、とりわけ、不動産証券の循環的な性質、全般的および地域的な経済・租税環境ならびにそれらの変化に伴うリスク、過剰な建設および競争の激化、不動産関係税の増税、管理・運営費用の増加（保険料の上昇、不測の事態に備える維持管理費用の増加、人口動態ならびに賃料収入の変化（例えば、賃料の回収不能および滞納、建築法制の変更、特定の地域の地価（「近隣価値」）の低下とそれに伴う賃料の低下によるもの）を含みます。）、損壊または裁判所の決定による損失、環境汚染対策コストのリスク、賃料に関する法的規制、近隣の価値の変化、賃借人にとっての当該不動産の魅力の変化、外貨で投資する場合の為替リスク、ならびに不動産市場に影響を及ぼすその他の事由（借主による借入金の不払、不適切な資金管理、資金調達の可否等）に関する対策の修正に伴うリスク等です。不動産投資会社や特にREITは、限られた数の物件または特定のセクターに対して投資することもできます。この場合、広く分散された不動産ポートフォリオと比較して、不利な市況変化による影響を受けやすくなります。

為替取引に関するリスク： 投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券について行う為替取引に際し、為替先渡契約等の一定のデリバティブを利用します。これらのデリバティブの利用には、一定のリスクを伴います。投資顧問会社は、デリバティブにより、他の種類の投資対象に比べ、ファンドのリスク・エクスポージャーを迅速かつ効率的に増減させることができます。一般的に、デリバティブは変動性が高く、以下を含む、重大なリスクを伴います。

信用リスク： デリバティブ取引における取引相手方がファンドに対する支払債務を履行することができないリスク。

通貨リスク： 通貨間の為替レートの変動が投資対象の価値に悪影響を及ぼすリスク。この通貨リスクは、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券について、それらのクラスの受益証券の表示通貨で行われる為替取引に当てはまります。

レバレッジ・リスク： 比較的小さな市場の変動であっても投資対象の価値が大きく変動するような投資手法またはトレーディング戦略に付随したリスク。レバレッジを伴う投資手法またはトレーディング戦略により、当初投資額を大きく上回る損失が生じる場合もあります。

流動性リスク： 特定の証券について、売り手がこれを売却したい時期に、または売り手が当該証券について現在の価値と考える価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

金利変動リスク： 金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となります。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性があります。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

カントリーリスク： 政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、REIT等の価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケットに投資する場合には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラが未発達であることから、ファンドは、低い流動性、高い価格変動性、および決済の低い効率性に直面することがあります。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなるので、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

信用リスク： REIT等が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

流動性リスク： REIT等は、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待される価格で売却できないといったリスクがあります。また、REIT等が、金融商品取引所が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には、売却が困難になる可能性があります。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

デリバティブの利用： 以下は、デリバティブの利用に関する重要なリスク要因の記載です。

市場リスク： これは、投資対象の価格が変動し得るといふすべての投資に付随する一般的リスクです。デリバティブの投資対象原資産(証券または参照指標)の価格に変化があったとき、デリバティブの価値は、投資対象原資産のパフォーマンスに応じてプラスまたはマイナスになります。オプション以外のデリバティブにおいては、デリバティブの価格の変動幅は、原証券または参照指標の価格の変動幅に非常に類似します。オプションの場合、以下に詳述するとおり、オプションの価格の変動はその他の多くの変動要素に依拠するため、オプションの価格の変動幅は必ずしも投資対象原資産の価格の変動幅と類似するとは限りません。

流動性リスク： 流動性リスクとは、特定の商品の売買が困難になるリスクです。デリバティブの取引が特に大規模であるか、または当該市場が流動性に乏しい場合(OTC(相対取引の)デリバティブと同様に)、有利な価格でデリバティブの取引を開始したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

取引相手方の信用リスク： デリバティブ取引の相手方(通常、「取引相手方」といいます。)によるデリバティブ契約の条件の不履行によってファンドが損失を被るリスクをいいます。上場デリバティブの発行体であり取引相手方である清算機関が決済を保証するため、上場デリバティブの取引相手方の信用リスクは、OTCデリバティブの取引相手方の信用リスクに比べ概ね限定的です。このような保証は、取引相手方の信用リスク全般を軽減する目的で清算機関が運用する日払いシステム(すなわち証拠金制度)により補完されています。証拠金としてブローカーおよび/または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者に取得される可能性があります。相対で取引されるOTCデリバティブに関しては、そのような清算機関による保証は存在しません。したがって、投資顧問会社は、現在および潜在的な信用リスクのエクスポージャーを考慮しながら、内部の信用評価のほか外部の信用機関による格付を使って取引相手方の信用リスクを測定、監視、管理するという取引相手方リスクの管理手法を用います。相対で取引されるOTCデリバティブは標準化されていません。これは二者間の契約であり、両者の要望に応じて組成することができます。ドキュメンテーション・リスクは、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」といいます。)の基準を遵守することによって低減されます。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることによりさらに軽減されることがあります。ただし、その場合でも、担保の発行体や保管機関のデフォルトリスクおよび信用リスクが存在します。さらに、限度額以下の場合には担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からファンドが取引相手方から担保を受領するまでの期間の差異は、共にすべての現行のエクスポージャーに担保が付されるわけではないことを意味しています。

決済リスク： 決済リスクとは、先物、先渡し、(あらゆる種類の)オプションおよびスワップの差額決済取引が適時に決済されないリスクで、決済の前に取引相手方の信用リスクが増大し、負担するはずのなかった資金調達費用を負担する可能性があります。決済がなされない場合、ファンドの被る損失は、原契約の価額と代替契約の価額の差額、または契約が代替されない場合は、その契約が無効になった時点におけるその全額となります。

ファンド運用リスク： デリバティブは、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度な専門の商品です。デリバティブを利用する場合、あらゆる市況におけるデリバティブのパフォーマンスを理解することは必ずしも必要ないものの、投資対象原資産のみならず、デリバティブそのものに関する理解が必要となります。また、OTCデリバティブの価格は、一定の市況において原資産の価格に沿った動きをしないことがあります。

担保要件によるリスク： ファンドは、デリバティブ取引に関して、取引相手方に担保として証券および/または現金の差入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

その他のリスク： デリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブについて誤った価格設定または不適切な評価がなされるというリスクが含まれます。一定のデリバティブ、特に相対で取引されるOTCデリバティブは、取引所において確認可能な価格を有さず、したがって、他の市場価格データから得た原証券の価格または参照指標を用いた計算式を使用します。OTCオプションにおいては仮定を使ったモデルが使用され、これによって誤った値付けをするリスクが増大します。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値が損なわれることとなります。デリバティブは、連動するはず

の資産、レートまたは指数の価値と必ずしも完全にもしくは高い相関となるものではありません。結果として、投資顧問会社によるデリバティブの利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を達成するための有効な手段とはならず、場合によってはかかる達成を妨げるものとなる場合があります。

特定のデリバティブに関連するリスク： 以下のリスクにご留意下さい。

証券先渡契約および差額決済取引： これらの契約の買い手または売り手のリスクは、原証券の価値が変動することです。原証券の価値が変動した場合、契約の評価額が上下します。（清算機関を通じて決済がなされる）先物契約と異なって、OTC先渡契約および差額決済取引は、二当事者間で、相対で取引されるため、標準化されていません。さらに、先物契約の場合と異なり契約当事者が互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。また、これらの契約は取引所で取引されておらず、証拠金の時価評価の必要がないため、買い手は当初、ほぼすべての資金流出を回避することができます。

金利先物および債券先物： 上場先物に関して売り手または買い手が負うリスクは、参照指数／参照証券／参照契約／参照債券の価格変動リスクです。先物契約は、将来到来する日において一定の経済的移転を行うことを約束する先渡契約です。当該契約で定める期日までに、価値の交換が行われます。契約の大半は現金決済で、現物の受渡しも選択可能ですが、投資対象商品の受渡しが行われることはまれです。先物取引は、標準化された条件を有し、公式な取引所で取引され、監督機関の規制下にあり、清算機関による保証を受けるという点において、一般の先渡契約とは区別されます。また、支払を確保するため、先物には、当初証拠金制度、および投資対象原資産の市場価格に応じて変動し、日次ベースで決済される証拠金制度の両方が設けられています。

上場オプションとOTCオプション： オプションは複雑な商品であり、その価値は、とりわけ（オプションが取引された時点および将来の現物価格に対する）原資産の行使価格、オプションの満期までの期間、（ヨーロピアンタイプまたはアメリカンタイプ等の）オプションのタイプ、およびボラティリティを含む多くの変動要素に依拠しています。オプションが本質的な価値を有する場合（すなわち「イン・ザ・マネー」の場合）、または行使価格が原資産の価格に近い場合（「ニア・ザ・マネー」の場合）においてオプションに由来する最も大きなリスクは、原資産に内在する市場リスクです。かかる場合において、原資産の価値の変動はオプションの価値の変動に重大な影響を及ぼします。その他の変動要素については、行使価格が原資産の価格と離れていけばいるほど、かかる影響が大きくなります。取引所で取引され、清算機関を通じて決済がなされるオプション契約と異なり、OTCオプション契約は二当事者間で相対で取引されるため、標準化されていません。さらに、契約当事者が互いに相手方当事者の信用リスクを負う必要があり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。OTCオプションの流動性は、上場オプションと比べて低くなる可能性があり、これによってオプション・ポジションを手仕舞いできる可能性またはかかる手仕舞いがなされる時の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利スワップ： 金利スワップは、通常、利払い時の固定金利と変動金利を参照指標に基づいて交換します。金利スワップの想定上の元本は交換されることはなく、固定金利分および変動金利分のみ交換されます。2つの金利の支払日が重なった場合、通常は一度の差金決済が行われます。この種類のデリバティブの市場リスクは固定金利と変動金利の参照指標が変化することに起因します。金利スワップは二当事者間の相対取引契約であり、両者の要望に応じて組成することができます。その結果、各当事者は相手方当事者の信用リスクを負うことになり、このリスクを軽減するために担保が設定されます。

外国為替取引： この取引では、特定の日に、ある通貨建ての金額を、異なる通貨建ての金額と交換します。その場合、その取引の価額は外国為替レートの動きに応じて、為替先渡しの場合は金利差にも応じて変動します。かかる取引が、ファンドの基準通貨（米ドル）ではない通貨のエクスポージャーにかかる通貨を売り、基準通貨（米ドル）を買う為替取引を行う目的で使われる限りにおいて、当該為替取引の額と、ファンドの純資産額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。取引の全額が特定の日に交換されるため、契約を締結した取引相手方が、ファンドによる支払日以降、当該ファンドが取引相手方から支払われるべき金額の受領日以前にデフォルトに陥った場合、当該ファンドは、受領しなかった金額について取引相手方の信用リスクにさらされ、取引の元本の全額を失うことがあります。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)： この取引は、信用デリバティブであり、原証券または原証券バスケットの市場で認知された信用力に応じて市場価格が変動します。プロテクションが売却された場合、ファンドはあたかも実際に原証券または原証券バスケットを購入したかのように原証券または原証券バスケットと同様のクレジット・エクスポージャーを有します。プロテクションが購入され、原証券（または原証券バスケットのうちの1つの証券）がデフォルトとなった場合、ファンドはスワップの取引相手方から、スワップの想定上の元本とデフォルト時点に市場によって決定される予想回収額との差額に基づいた支払を受けます。このスワップ契約は二当事者間の契約であるため、各当事者は取引相手方の信用リスクを負うこ

とになります。このリスクを軽減するために担保が設定されます。CDSのドキュメンテーション・リスクはISDA基準を遵守することによって軽減されます。CDSの流動性は原証券および原証券バスケットの流動性と比べて低くなる可能性があり、これによってCDSポジションを一括清算できる可能性またはかかる一括清算が行われる時の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

インフレ・インデックス・スワップ： この種類の商品の市場リスクは取引で利用される2つの参照指標(そのうちの1つはインフレ指標です。)に関して使用される参照指標が変化することに起因しています。これは二当事者間の契約であるため、両者の要望に応じて組成することができます。その結果、各当事者は他方当事者の信用リスクを負うことになり、こうしたリスクを軽減するために担保が設定されます。インフレ・インデックス・スワップは、通常、固定された最終支払額と固定されていない支払額(通常、スワップの変動はいずれかの主要通貨で表示されたインフレ指標に連動しています。)との交換です。

制裁： 受託会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受託会社は投資家に対して、投資家自らが、および(いる場合には)実質的所有者、管理者または権限者(以下「本関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)、日本国財務省もしくは欧州連合、英国の規制(英国については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)および/もしくはケイマン諸島の法律に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストへの掲載、()国際連合、OFAC、日本国財務省、欧州連合、英国および/もしくはケイマン諸島により課される制裁が適用される国もしくは地域における営業上の拠点の保有もしくは居住、または()その他国際連合、OFAC、日本国財務省、欧州連合、ケイマン諸島もしくは英国(英国については、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の適用(以下総称して「制裁対象」といいます。)のいずれにも該当しないことを、継続的に表明および保証することを求めることができます。

投資家または本関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社は、かかる投資家もしくは当該本関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/またはかかる申込者のファンドの持分を対象とするその後の取引を停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社およびファンドは、かかる投資家が制裁対象者事由の結果として被った負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または結果的であるかを問わず、損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他すべての専門家に要する費用および経費を含みますが、これらに限られません。)に対して一切の責任を有しません。

また、ファンドのために行った投資が、後発的に適用ある制裁の対象となった場合、受託会社は、その制裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる投資対象とのその後の取引を停止する場合があります。

その他のリスク： このほか、以下のようなリスクにご留意下さい。

制度変更リスク： ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグおよび投資が行われるその他の法域の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により、直接またはファンドが保有するREIT等を通して悪影響を受ける可能性があります。

為替変動リスク： 外国為替レートの変動が、各クラスの受益証券の買付申込金額、買戻代金および分配金に影響を及ぼす場合があります。投資家は、ファンドのクラスの受益証券への投資に際し、日本円を当該表示通貨に換算する場合、表示通貨と日本円との為替変動の影響を直接受けますので、ファンドのクラスの受益証券への投資が、当該表示通貨では元金を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算した場合は投資元金を割り込むことで損失が生じる場合があることにご留意下さい。

外国課税リスク： REIT等の発行会社の所在する法域が、ケイマン諸島と該当する租税条約を結んでいない場合、ファンドが受け取る当該REIT等の配当金について、ファンドに軽減税率が適用されない場合があります。

分配： 分配は、収益もしくは当初元本および/または売買益から行うことができます。そのため、分配が、実質的には投資家の当初元本または売買益の支払となる可能性があり、この場合、分配金額が売買益を超過した分だけ当該元本が減少します。したがって、元本の保全を求める投資家は、ファンドの投資対象の価値の低下は、資産価値の減少だけではなく、分配の形式による投資家への元本の払戻しによっても生じる可能性があるという点を考慮されることを強くお勧めします。

上記のリスク要因は、すべてのリスクを完全に網羅したものではありません。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込む場合があります。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることをご認識下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点にご留意下さい。

なお、投資信託は預貯金と異なります。

b. ファンドに関する利益相反

受託会社、管理会社、投資顧問会社、事務代行会社および保管会社の利益は、ファンドおよびその投資家に関する利益とさまざまな形で対立します。かかる利益相反には以下の事項が含まれます。

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらのそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の当事者の各々(以下それぞれを「関係当事者」といいます。)は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンド(ファンドが投資する対象ファンドを含みます。)の受託会社、管理会社、事務代行会社、保管会社、運用会社または販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと異なる他の信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われる報酬またはその他の金額を留保することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストおよびファンド独自のものとみなされます。当事者は、当事者またはその使用人もしくは代理人が、かかる当事者が同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくは他のあらゆる方法における事業の過程(ファンドに関する義務を履行する過程を除きます。)において、知ることのできる事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、その他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、

- (a) 関係当事者(受託会社を除きます。)は、ファンドに関し、受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券を保有し、売却し、またはその他の取扱いをすることができます。
- (b) 関係当事者は、ファンドに関し、ファンドが同様のまたは類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。ただし、ファンドの資産を関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模および同様の特徴を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 関係当事者は、ファンドに関し、受託会社、管理会社、受益者またはファンドもしくはファンドの資産にその証券が含まれている発行体との間で、契約を交わす金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引から利益を得ることができます。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社の義務に常に従い、関係する当事者間の関係性のみを理由としてかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) 関係当事者は、ファンドに関し、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

ただし、保管会社は、ファンドの投資対象の売買において、受託会社の事前の承認を得ずに実質的所有者として取引はしないものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管会社、事務代行会社、執行代理人または計算代理人として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社の役務提供は管理会社に対するものに限られず、投資顧問会社は、管理会社に対する役務提供を害さない限り、類似の役務を他の個人または法人に提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われるすべての報酬またはその他の金額を留保することができます。投資顧問会社は、投資顧問会社またはその従業員もしくは代理人が、投資顧問会社が同様の役務を他者に提供する過程において、または

投資顧問会社が行った事業において、もしくは投資顧問契約上の義務の履行に関係のないその他の資格において行った事業において、知ることのできる事実または事態について、管理会社に対する開示義務を負わないものとします。

投資顧問会社は、投資顧問会社が管理会社に助言を与える有価証券の発行体または投資顧問会社もしくは管理会社の関係者が役員もしくは取締役となりうる法人との間で商業的な関係を結ぶことができます。

管理会社または投資顧問会社の取締役、役員または従業員は、他の取締役、役員、従業員または代理人の資格において行為することができます。

適用法令（本規則および投資顧問契約の条項を含みます。）に従い、投資顧問会社は以下を行うことができます。

- (a) ファンド自ら、またはファンドの勘定で類似の資産を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、またはその顧客の勘定で、投資対象を購入、保有および売却すること。また投資顧問会社は、かかる利害関係のみを理由としてかかる取引から生じたまたはかかる取引に関連して得た利益につき、管理会社もしくは受益者またはそのいずれかに対する説明義務を負いません。
- (b) 管理会社と契約を締結するか、または特定の個人もしくは法人（投資対象の一部を構成する有価証券を発行する法人に対する投資家を含みます。）と、その他の金融取引、商業取引、助言業務もしくはその他の取引を行うこと。ただし、管理会社とのかかる契約または取引は、互いに独立同等の立場で、通常の商業規則に基づき行われるものとします。上記の一般性を害することなく、ポートフォリオのためになされる取引は、かかる取引が受益者の最善の利益となる限りにおいて、管理会社または投資顧問会社の関係者を通じて行われる場合があります。
- (c) ファンドの利益となるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ること。
- (d) 投資顧問契約の条項に従い、投資顧問会社がかかる取引において重要な利害関係を有する場合、管理会社に対し投資助言を行うこと。

ファンドによる投資対象として検討される有価証券の一部は、投資顧問会社または関係者の助言を受ける他の顧客および他のファンドならびに投資顧問会社の自己勘定にとっても適切なものである場合もあります。本書に定める投資目的および方針に沿った有価証券の購入または売却と、投資顧問会社または関係者の助言を受ける1もしくは複数の他のファンドまたは顧客による有価証券の購入または売却が、同時またはほぼ同時に検討された場合、投資顧問会社は、かかる有価証券の取引が、投資顧問会社が公正かつ適当と考える方法により顧客間で割り当てられるようにします。かかる割り当てはファンドにとって有利にも不利にもなる場合があります。

事業の過程において、投資顧問会社に、投資顧問契約上の管理会社に対する義務に対する利益相反のおそれが生じる場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

リスク管理

投資顧問会社のリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

リスク管理関連の委員会

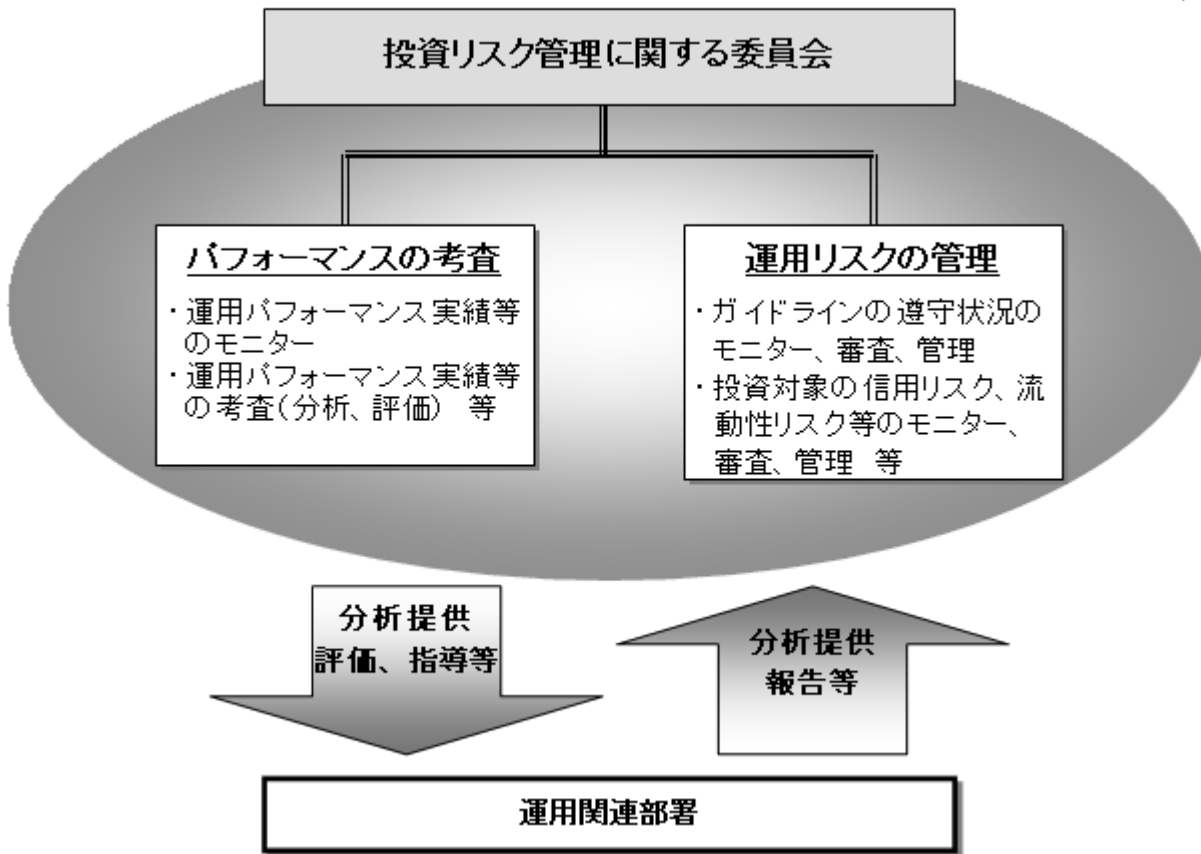
パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



上記の管理体制は2025年8月末現在のものであり、随時変更されます。

副投資顧問会社については、前記「2 (3) 運用体制」の項をご参照下さい。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

米ドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（米ドルベース）

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）

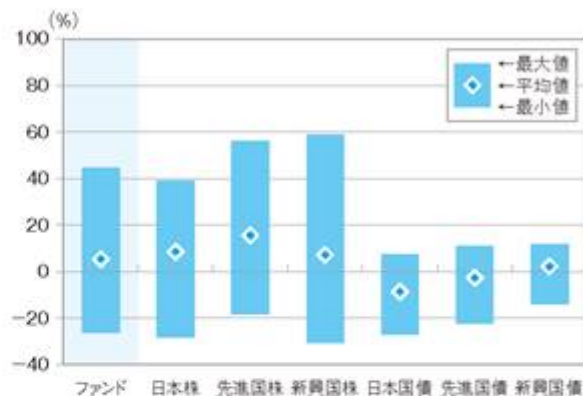
日本国債…FTSE日本国債インデックス（米ドルベース）

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス（米ドルベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス（米ドルベース）

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 米ドル 受益証券 | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最大値(%) | 44.48 | 38.86 | 56.11 | 58.92 | 7.18 | 11.06 | 11.70 |
| 最小値(%) | -26.11 | -28.41 | -18.51 | -30.73 | -27.24 | -22.50 | -14.00 |
| 平均値(%) | 5.32 | 8.54 | 15.59 | 7.16 | -8.66 | -2.66 | 2.19 |

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

豪ドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（豪ドルベース）

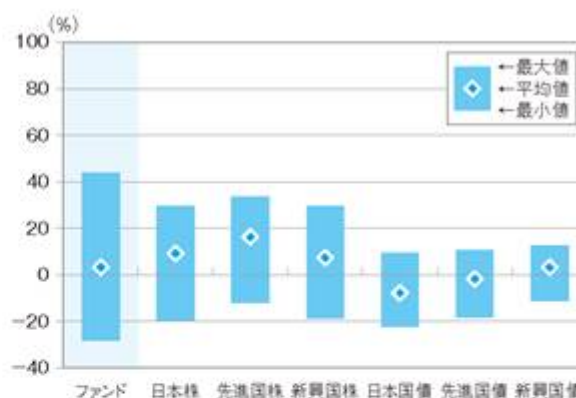
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（豪ドルベース）

日本国債…FTSE日本国債インデックス（豪ドルベース）

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス（豪ドルベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。



| | 豪ドル 受益証券 | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最大値(%) | 43.94 | 29.73 | 33.50 | 29.64 | 9.23 | 10.66 | 12.52 |
| 最小値(%) | -28.34 | -19.57 | -11.90 | -18.89 | -22.38 | -18.33 | -11.31 |
| 平均値(%) | 3.28 | 9.19 | 16.21 | 7.35 | -7.83 | -1.79 | 3.19 |

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

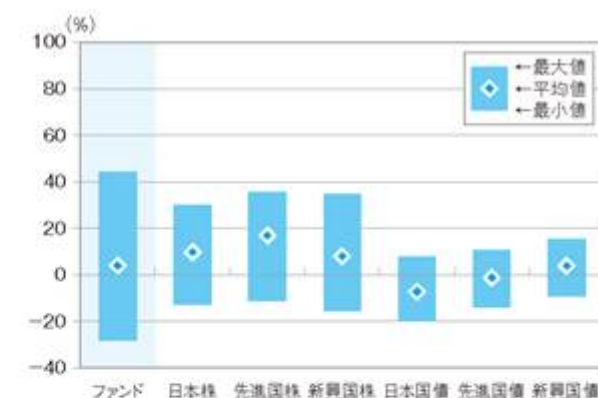
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

NZドル受益証券



| | NZドル 受益証券 | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 最大値(%) | 44.05 | 30.00 | 35.46 | 34.53 | 7.59 | 10.50 | 15.39 |
| 最小値(%) | -28.24 | -12.70 | -11.04 | -15.71 | -19.79 | -13.98 | -9.10 |
| 平均値(%) | 3.93 | 9.75 | 16.86 | 7.96 | -7.30 | -1.20 | 3.82 |

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス

先進国債…FTSE世界先進国債インデックス

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

| 申込口数 | 申込手数料 |
|--------------|----------------|
| 10万口未満 | 申込金額の3.30%（税込） |
| 10万口以上50万口未満 | 申込金額の1.65%（税込） |
| 50万口以上 | 申込金額の0.55%（税込） |

ファンドおよびそれに関連する投資環境についての説明および情報提供、購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領します。

(2)【買戻し手数料】

日本国内において買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、()投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに()ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務への対価として受領されます。

管理会社が、ファンドの報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社およびファンドのシリーズ・トラスト決議により受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。ただし、報酬の減額の場合は、影響を受ける受益者に対して10暦日前までに事前通知を行うことにより修正することができます（当該受益者は通知期間を放棄することができます。）。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

受託会社の報酬 受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、信託証書に基づく義務の履行への対価として受託会社が受領します。

受託会社が、ファンドの報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社およびファンドのシリーズ・トラスト決議により受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。ただし、報酬の減額の場合は、影響を受ける受益者に対して10暦日前までに事前通知を行うことにより修正することができます（当該受益者は通知期間を放棄することができます。）。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

保管会社の報酬 保管会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの投資資産の保管、および()指図に基づく投資対象の売買への対価として受領されます。

保管会社はまた、()受託会社と保管会社との間で随時合意した金額で、保管会社がファンドのために行ったすべての補助的な業務に係る補助費（投資顧問会社により保管会社に対して通知される、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従った外国為替取引の処理を含みますが、これらに限られません。）ならびに()保管会社が保管契約に従い、その役務の規定に関連してファンドのために合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、()会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率

0.08%に相当する額および()ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの純資産価格の計算業務、()ファンドの財務書類作成の補助、()受益者名簿の管理、ならびに()指図に基づく受益証券の買付、譲渡または買戻しの処理への対価として受領されます。

事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはLUX GAAP以外の会計原則の使用等の、特定の事務代行業務の履行につき、当該業務に対して事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受け取ることができます。

事務代行会社はまた、事務代行会社が管理業務契約に従い、その役務の規定に関連してファンドのために合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

代行協会の報酬 代行協会は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、()ファンドの目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、()純資産価格の公表業務、および()これらに付随する業務への対価として受領されます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社(またはその受任者)は、代行協会が代行協会としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社(またはその受任者)に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

販売会社の報酬 販売会社は、本書の規定に基づき算定される、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、()受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、()ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、()運用報告書の交付業務および()これらに付随する業務への対価として受領されます。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

当該報酬は、ファンドの定められた投資目的および方針を達成することを目指して、かつファンドの目論見書および信託証書に従って、投資判断を行い、ファンドの資産を投資および再投資することへの対価として受領されます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費(ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻し費用を含みますが、これらに限られません。)につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

2025年4月30日に終了した会計年度の上記各報酬額は、以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------|------------|
| 管理会社の報酬 | 5,741米ドル |
| 受託会社の報酬 | 2,876米ドル |
| 保管会社の報酬 | 11,777米ドル |
| 事務代行会社の報酬 | 22,989米ドル |
| 代行協会員および販売会社の報酬 | 143,644米ドル |
| 投資顧問会社の報酬（副投資顧問会社の報酬を含みます。） | 287,720米ドル |

（４）【その他の手数料等】

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、事務代行会社、代行協会員および販売会社の報酬は、ファンドの資産から、2030年4月30日（当日を含みます。）まで支払われます（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に償還または延長する場合を除きます。）。

さらに、外部の会計士や弁護士費用および償還に係る費用といったその他費用および経費の全額は、ファンドの資産から支払われます。

なお、ファンドが投資対象とするREITは、市場の需給により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

2025年4月30日に終了した会計年度のその他の手数料等は、128,026米ドルです。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。受益者への課税が下記とは異なることがある旨ご留意下さい。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、ご注意下さい。

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（１）ファンド証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本（５）において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興特別措置法」といいます。）に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

（４）法人（公共法人等を除きます。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。

（５）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の扱いとなります。

上記記載は2025年10月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2025年10月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2025年8月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (米ドル) | 投資比率 (%) |
|-------------------|---------|--------------------------------|-------------|
| 普通株式 | 米国 | 12,965,328 | 50.89 |
| | 日本 | 1,445,050 | 5.67 |
| | オーストラリア | 1,423,698 | 5.59 |
| | 英国 | 1,111,840 | 4.36 |
| | フランス | 355,713 | 1.40 |
| | 香港 | 297,330 | 1.17 |
| | スペイン | 228,775 | 0.90 |
| | オランダ | 88,668 | 0.35 |
| | ドイツ | 46,361 | 0.18 |
| | ベルギー | 37,341 | 0.15 |
| | 小計 | 18,000,104 | 70.65 |
| 投資信託 | 米国 | 5,646,443 | 22.16 |
| | シンガポール | 794,759 | 3.12 |
| | カナダ | 566,825 | 2.22 |
| | オーストラリア | 211,368 | 0.83 |
| | ベルギー | 185,269 | 0.73 |
| | フランス | 91,985 | 0.36 |
| | 小計 | 7,496,649 | 29.43 |
| 投資資産の合計 | | 25,496,753 | 100.08 |
| 現金、預金、その他の資産および負債 | | -20,597 | -0.08 |
| 純資産総額 | | 25,476,156 (3,742,956,840円) | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年8月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 発行地 | 種類 | 株数 | 簿価 (米ドル) | | 時価 (米ドル) | | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------------------|---------|------|---------|-------------|--------------|-------------|--------------|-----------------|
| | | | | | 単価 | 総額 | 単価 | 総額 | |
| 1 | WELLTOWER INC | 米国 | 投資信託 | 10,035 | 99.06 | 994,073.81 | 167.77 | 1,683,571.95 | 6.61 |
| 2 | PROLOGIS INC | 米国 | 投資信託 | 13,369 | 114.05 | 1,524,716.82 | 113.58 | 1,518,451.02 | 5.96 |
| 3 | EQUINIX INC | 米国 | 普通株式 | 1,660 | 800.94 | 1,329,554.13 | 790.24 | 1,311,798.40 | 5.15 |
| 4 | SIMON PROPERTY GROUP INC | 米国 | 普通株式 | 6,589 | 145.37 | 957,835.76 | 179.71 | 1,184,109.19 | 4.65 |
| 5 | VICI PROPERTIES INC | 米国 | 普通株式 | 30,556 | 32.51 | 993,459.76 | 33.86 | 1,034,473.38 | 4.06 |
| 6 | DIGITAL REALTY TRUST INC | 米国 | 投資信託 | 5,928 | 160.49 | 951,404.81 | 167.34 | 991,991.52 | 3.89 |
| 7 | EXTRA SPACE STORAGE INC | 米国 | 普通株式 | 5,553 | 148.76 | 826,042.70 | 143.40 | 796,300.20 | 3.13 |
| 8 | EQUITY RESIDENTIAL | 米国 | 普通株式 | 11,659 | 69.81 | 813,933.66 | 66.10 | 770,659.90 | 3.03 |
| 9 | AGREE REALTY CORPORATION | 米国 | 投資信託 | 10,294 | 67.12 | 690,935.10 | 72.73 | 748,682.62 | 2.94 |
| 10 | MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC | 米国 | 普通株式 | 5,065 | 153.52 | 777,599.35 | 145.67 | 737,818.55 | 2.90 |
| 11 | GOODMAN GROUP STAPLED | オーストラリア | 普通株式 | 28,563 | 20.81 | 594,443.69 | 22.46 | 641,566.03 | 2.52 |
| 12 | VENTAS INC | 米国 | 普通株式 | 8,823 | 54.34 | 479,477.15 | 68.01 | 600,052.23 | 2.36 |
| 13 | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 米国 | 普通株式 | 20,448 | 23.63 | 483,176.41 | 27.92 | 570,908.16 | 2.24 |
| 14 | IRON MOUNTAIN INC | 米国 | 普通株式 | 5,897 | 84.70 | 499,461.87 | 91.92 | 542,052.24 | 2.13 |
| 15 | HOST HOTELS & RE REIT | 米国 | 普通株式 | 28,069 | 16.59 | 465,714.12 | 17.18 | 482,225.42 | 1.89 |
| 16 | OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC | 米国 | 普通株式 | 11,304 | 38.30 | 432,935.80 | 42.24 | 477,480.96 | 1.87 |
| 17 | SUN COMMUNITIES INC | 米国 | 普通株式 | 3,645 | 127.01 | 462,947.76 | 126.28 | 460,290.60 | 1.81 |
| 18 | REGENCY CENTERS | 米国 | 普通株式 | 6,246 | 73.02 | 456,066.26 | 72.36 | 451,960.56 | 1.77 |
| 19 | EASTGROUP PROPERTIES INC | 米国 | 普通株式 | 2,650 | 163.21 | 432,511.92 | 169.58 | 449,387.00 | 1.76 |
| 20 | ESSEX PROPERTY TRUST | 米国 | 普通株式 | 1,638 | 295.51 | 484,045.49 | 270.17 | 442,538.46 | 1.74 |
| 21 | ESSENTIAL PROPER | 米国 | 普通株式 | 13,223 | 26.12 | 345,325.38 | 31.27 | 413,417.10 | 1.62 |
| 22 | FIRST INDUSTRIAL REALTY | 米国 | 普通株式 | 7,266 | 51.48 | 374,075.34 | 52.64 | 382,482.24 | 1.50 |
| 23 | KILROY REALTY CORP | 米国 | 普通株式 | 8,748 | 39.36 | 344,336.78 | 41.51 | 363,129.48 | 1.43 |
| 24 | AMERICAN HEALTHC REIT | 米国 | 普通株式 | 8,377 | 16.63 | 139,331.23 | 42.63 | 357,069.63 | 1.40 |
| 25 | CUBESMART | 米国 | 普通株式 | 8,564 | 42.61 | 364,883.59 | 40.68 | 348,383.52 | 1.37 |
| 26 | SCENTRE GROUP | オーストラリア | 普通株式 | 129,971 | 2.12 | 275,057.82 | 2.67 | 346,750.76 | 1.36 |
| 27 | EPR PROPERTIES | 米国 | 普通株式 | 6,361 | 51.32 | 326,467.42 | 54.08 | 343,971.08 | 1.35 |
| 28 | AMERICAN HOMES 4 RENT A | 米国 | 普通株式 | 8,680 | 36.49 | 316,748.29 | 35.77 | 310,440.20 | 1.22 |
| 29 | HEALTHCARE REALT TRUST INC REIT | 米国 | 投資信託 | 17,493 | 16.09 | 281,451.48 | 17.29 | 302,453.97 | 1.19 |
| 30 | LINK REIT | 香港 | 普通株式 | 55,919 | 7.01 | 391,831.02 | 5.32 | 297,329.60 | 1.17 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2024年9月1日から2025年8月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当り純資産価格 | |
|--------------------------|------------|---------------|-----------|-------|
| | (米ドル) | (円) | (米ドル) | (円) |
| 第6会計年度末 (2016年4月30日) | 55,630,097 | 8,173,173,851 | 13.94 | 2,048 |
| 第7会計年度末 (2017年4月30日) | 43,831,494 | 6,439,723,098 | 13.68 | 2,010 |
| 第8会計年度末 (2018年4月30日) | 31,320,555 | 4,601,615,941 | 13.22 | 1,942 |
| 第9会計年度末 (2019年4月30日) | 31,041,737 | 4,560,652,000 | 14.58 | 2,142 |
| 第10会計年度末 (2020年4月30日) | 22,929,980 | 3,368,872,662 | 12.03 | 1,767 |
| 第11会計年度末 (2021年4月30日) | 34,397,075 | 5,053,618,259 | 15.39 | 2,261 |
| 第12会計年度末 (2022年4月30日) | 34,628,860 | 5,087,672,111 | 16.66 | 2,448 |
| 第13会計年度末 (2023年4月30日) | 21,671,729 | 3,184,010,425 | 13.11 | 1,926 |
| 第14会計年度末 (2024年4月30日) | 17,461,709 | 2,565,474,286 | 12.80 | 1,881 |
| 第15会計年度末 (2025年4月30日) | 15,715,736 | 2,308,955,933 | 13.40 | 1,969 |
| 2024年9月末日 | 20,287,297 | 2,980,609,675 | 14.95 | 2,196 |
| 10月末日 | 19,875,758 | 2,920,146,365 | 14.68 | 2,157 |
| 11月末日 | 19,056,104 | 2,799,722,800 | 15.03 | 2,208 |
| 12月末日 | 17,229,498 | 2,531,357,846 | 13.67 | 2,008 |
| 2025年1月末日 | 17,487,434 | 2,569,253,803 | 14.02 | 2,060 |
| 2月末日 | 17,601,820 | 2,586,059,394 | 14.16 | 2,080 |
| 3月末日 | 16,096,531 | 2,364,902,335 | 13.64 | 2,004 |
| 4月末日 | 15,715,736 | 2,308,955,933 | 13.40 | 1,969 |
| 5月末日 | 16,541,727 | 2,430,310,531 | 13.70 | 2,013 |
| 6月末日 | 16,032,866 | 2,355,548,673 | 13.45 | 1,976 |
| 7月末日 | 15,910,371 | 2,337,551,707 | 13.58 | 1,995 |
| 8月末日 | 16,131,119 | 2,369,984,003 | 13.82 | 2,030 |

豪ドル受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当り純資産価格 | |
|--------------------------|------------|---------------|-----------|-------|
| | (豪ドル) | (円) | (豪ドル) | (円) |
| 第6会計年度末 (2016年4月30日) | 39,732,692 | 3,813,543,778 | 13.18 | 1,265 |
| 第7会計年度末 (2017年4月30日) | 42,559,948 | 4,084,903,809 | 12.63 | 1,212 |
| 第8会計年度末 (2018年4月30日) | 31,783,228 | 3,050,554,223 | 11.88 | 1,140 |
| 第9会計年度末 (2019年4月30日) | 30,628,878 | 2,939,759,710 | 12.58 | 1,207 |
| 第10会計年度末 (2020年4月30日) | 30,482,868 | 2,925,745,671 | 9.63 | 924 |
| 第11会計年度末 (2021年4月30日) | 31,557,561 | 3,028,894,705 | 11.64 | 1,117 |
| 第12会計年度末 (2022年4月30日) | 29,013,390 | 2,784,705,172 | 12.06 | 1,158 |
| 第13会計年度末 (2023年4月30日) | 18,929,674 | 1,816,870,111 | 8.86 | 850 |
| 第14会計年度末 (2024年4月30日) | 13,984,773 | 1,342,258,513 | 8.62 | 827 |
| 第15会計年度末 (2025年4月30日) | 11,859,465 | 1,138,271,451 | 9.07 | 871 |
| 2024年9月末日 | 14,623,867 | 1,403,598,755 | 10.07 | 967 |
| 10月末日 | 14,131,682 | 1,356,358,838 | 9.91 | 951 |
| 11月末日 | 14,317,128 | 1,374,157,945 | 10.16 | 975 |
| 12月末日 | 12,774,690 | 1,226,114,746 | 9.23 | 886 |
| 2025年1月末日 | 12,708,437 | 1,219,755,783 | 9.48 | 910 |
| 2月末日 | 12,752,420 | 1,223,977,272 | 9.59 | 920 |
| 3月末日 | 12,221,900 | 1,173,057,962 | 9.25 | 888 |
| 4月末日 | 11,859,465 | 1,138,271,451 | 9.07 | 871 |
| 5月末日 | 12,081,326 | 1,159,565,669 | 9.27 | 890 |
| 6月末日 | 11,706,801 | 1,123,618,760 | 9.11 | 874 |
| 7月末日 | 11,672,423 | 1,120,319,160 | 9.20 | 883 |
| 8月末日 | 11,738,527 | 1,126,663,821 | 9.38 | 900 |

NZドル受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当り純資産価格 | |
|--------------------------|-----------|-------------|-----------|-------|
| | (NZドル) | (円) | (NZドル) | (円) |
| 第6会計年度末 (2016年4月30日) | 9,268,981 | 801,396,097 | 13.82 | 1,195 |
| 第7会計年度末 (2017年4月30日) | 7,677,582 | 663,803,740 | 13.48 | 1,165 |
| 第8会計年度末 (2018年4月30日) | 6,469,861 | 559,384,182 | 12.90 | 1,115 |
| 第9会計年度末 (2019年4月30日) | 6,438,912 | 556,708,332 | 13.86 | 1,198 |
| 第10会計年度末 (2020年4月30日) | 5,094,621 | 440,480,932 | 10.92 | 944 |
| 第11会計年度末 (2021年4月30日) | 6,164,001 | 532,939,526 | 13.50 | 1,167 |
| 第12会計年度末 (2022年4月30日) | 6,537,658 | 565,245,911 | 14.30 | 1,236 |
| 第13会計年度末 (2023年4月30日) | 4,096,710 | 354,201,547 | 10.60 | 916 |
| 第14会計年度末 (2024年4月30日) | 2,966,990 | 256,525,955 | 9.89 | 855 |
| 第15会計年度末 (2025年4月30日) | 2,802,054 | 242,265,589 | 9.88 | 854 |
| 2024年9月末日 | 3,286,878 | 284,183,472 | 11.34 | 980 |
| 10月末日 | 3,206,450 | 277,229,667 | 11.12 | 961 |
| 11月末日 | 3,256,229 | 281,533,559 | 11.35 | 981 |
| 12月末日 | 2,942,254 | 254,387,281 | 10.26 | 887 |
| 2025年1月末日 | 2,992,805 | 258,757,920 | 10.49 | 907 |
| 2月末日 | 3,016,482 | 260,805,034 | 10.56 | 913 |
| 3月末日 | 2,874,648 | 248,542,066 | 10.13 | 876 |
| 4月末日 | 2,802,054 | 242,265,589 | 9.88 | 854 |
| 5月末日 | 2,859,293 | 247,214,473 | 10.04 | 868 |
| 6月末日 | 2,794,465 | 241,609,444 | 9.81 | 848 |
| 7月末日 | 2,799,736 | 242,065,175 | 9.86 | 852 |
| 8月末日 | 2,830,858 | 244,755,983 | 9.99 | 864 |

【分配の推移】

| | 米ドル受益証券 | | 豪ドル受益証券 | | NZドル受益証券 | |
|---------|---------|-------|---------|-------|----------|-------|
| | (米ドル) | (円) | (豪ドル) | (円) | (NZドル) | (円) |
| 第6会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第7会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第8会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第9会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第10会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第11会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第12会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.84 | 80.62 | 0.72 | 62.25 |
| 第13会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.64 | 61.43 | 0.72 | 62.25 |
| 第14会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.14 | 13.44 | 0.72 | 62.25 |
| 第15会計年度 | 0.48 | 70.52 | 0.12 | 11.52 | 0.72 | 62.25 |

【収益率の推移】

| 期間 | 収益率(%) (注) | | |
|---------|------------|---------|----------|
| | 米ドル受益証券 | 豪ドル受益証券 | NZドル受益証券 |
| 第6会計年度 | 3.30 | 4.32 | 5.06 |
| 第7会計年度 | 1.58 | 2.20 | 2.75 |
| 第8会計年度 | 0.15 | 0.71 | 1.04 |
| 第9会計年度 | 13.92 | 12.96 | 13.02 |
| 第10会計年度 | -14.20 | -16.77 | -16.02 |
| 第11会計年度 | 31.92 | 29.60 | 30.22 |
| 第12会計年度 | 11.37 | 10.82 | 11.26 |
| 第13会計年度 | -18.43 | -21.23 | -20.84 |
| 第14会計年度 | 1.30 | -1.13 | 0.09 |
| 第15会計年度 | 8.44 | 6.61 | 7.18 |

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

| 期間 | 収益率(%) (注) | | |
|------------------------------|------------|---------|----------|
| | 米ドル受益証券 | 豪ドル受益証券 | NZドル受益証券 |
| 2016年(2016年1月1日から2016年12月末日) | 2.30 | 2.93 | 3.39 |
| 2017年(2017年1月1日から2017年12月末日) | 4.28 | 4.52 | 4.92 |
| 2018年(2018年1月1日から2018年12月末日) | -4.68 | -4.69 | -4.42 |
| 2019年(2019年1月1日から2019年12月末日) | 25.49 | 24.30 | 24.51 |
| 2020年(2020年1月1日から2020年12月末日) | -9.15 | -13.29 | -12.12 |
| 2021年(2021年1月1日から2021年12月末日) | 34.58 | 33.97 | 34.39 |
| 2022年(2022年1月1日から2022年12月末日) | -25.83 | -27.58 | -27.68 |
| 2023年(2023年1月1日から2023年12月末日) | 11.21 | 8.13 | 9.66 |
| 2024年(2024年1月1日から2024年12月末日) | 3.21 | 1.41 | 2.14 |
| 2025年(2025年1月1日から2025年8月末日) | 3.44 | 2.49 | 2.05 |

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2025年については8月末日)の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格(分配額の額)

ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2025年8月末日現在)



分配の推移

米ドル受益証券 (単位: 米ドル、1口当り、課税前)

| | |
|---------|------|
| 2025年4月 | 0.04 |
| 2025年5月 | 0.04 |
| 2025年6月 | 0.04 |
| 2025年7月 | 0.04 |
| 2025年8月 | 0.04 |
| 直近1年累計 | 0.48 |
| 設定来累計 | 7.28 |

豪ドル受益証券 (単位: 豪ドル、1口当り、課税前)

| | |
|---------|-------|
| 2025年4月 | 0.01 |
| 2025年5月 | 0.01 |
| 2025年6月 | 0.01 |
| 2025年7月 | 0.01 |
| 2025年8月 | 0.01 |
| 直近1年累計 | 0.12 |
| 設定来累計 | 10.88 |

収益率の推移 (暦年ベース) *2025年は8月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2025年8月末日現在）

NZドル受益証券



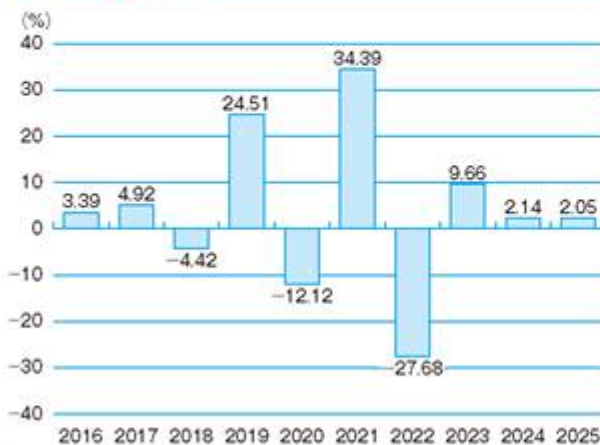
分配の推移

NZドル受益証券（単位：NZドル、1口当り、課税前）

| | |
|---------|-------|
| 2025年4月 | 0.06 |
| 2025年5月 | 0.06 |
| 2025年6月 | 0.06 |
| 2025年7月 | 0.06 |
| 2025年8月 | 0.06 |
| 直近1年累計 | 0.72 |
| 設定来累計 | 10.92 |

収益率の推移（暦年ベース）*2025年は8月末日まで

NZドル受益証券



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

*分配金に対する税金は考慮されておりません。

*ファンドにはベンチマークはありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル受益証券

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 第6会計年度 | 1,302,466 (1,302,466) | 1,639,126 (1,639,126) | 3,991,733 (3,991,733) |
| 第7会計年度 | 725,015 (725,015) | 1,512,622 (1,512,622) | 3,204,126 (3,204,126) |
| 第8会計年度 | 133,951 (133,951) | 968,898 (968,898) | 2,369,179 (2,369,179) |
| 第9会計年度 | 128,110 (128,110) | 368,563 (368,563) | 2,128,726 (2,128,726) |
| 第10会計年度 | 676,642 (676,642) | 899,220 (899,220) | 1,906,148 (1,906,148) |
| 第11会計年度 | 771,625 (771,625) | 442,574 (442,574) | 2,235,199 (2,235,199) |
| 第12会計年度 | 332,331 (332,331) | 489,382 (489,382) | 2,078,148 (2,078,148) |
| 第13会計年度 | 89,465 (89,465) | 514,934 (514,934) | 1,652,679 (1,652,679) |
| 第14会計年度 | 174,925 (174,925) | 463,129 (463,129) | 1,364,475 (1,364,475) |
| 第15会計年度 | 84,650 (84,650) | 276,695 (276,695) | 1,172,430 (1,172,430) |

豪ドル受益証券

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 第6会計年度 | 1,167,837 (1,167,837) | 1,000,905 (1,000,905) | 3,014,882 (3,014,882) |
| 第7会計年度 | 869,858 (869,858) | 513,766 (513,766) | 3,370,974 (3,370,974) |
| 第8会計年度 | 165,075 (165,075) | 861,085 (861,085) | 2,674,964 (2,674,964) |
| 第9会計年度 | 142,920 (142,920) | 382,755 (382,755) | 2,435,129 (2,435,129) |
| 第10会計年度 | 1,060,024 (1,060,024) | 329,942 (329,942) | 3,165,211 (3,165,211) |
| 第11会計年度 | 570,404 (570,404) | 1,023,530 (1,023,530) | 2,712,085 (2,712,085) |
| 第12会計年度 | 179,026 (179,026) | 485,797 (485,797) | 2,405,314 (2,405,314) |
| 第13会計年度 | 15,184 (15,184) | 284,831 (284,831) | 2,135,667 (2,135,667) |
| 第14会計年度 | 10,890 (10,890) | 524,323 (524,323) | 1,622,234 (1,622,234) |
| 第15会計年度 | 1,700 (1,700) | 316,155 (316,155) | 1,307,779 (1,307,779) |

NZドル受益証券

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第6会計年度 | 225,500 (225,500) | 196,810 (196,810) | 670,804 (670,804) |
| 第7会計年度 | 128,880 (128,880) | 230,290 (230,290) | 569,394 (569,394) |

| | | | |
|---------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 第8会計年度 | 20,080 (20,080) | 87,925 (87,925) | 501,549 (501,549) |
| 第9会計年度 | 39,980 (39,980) | 77,110 (77,110) | 464,419 (464,419) |
| 第10会計年度 | 63,530 (63,530) | 61,350 (61,350) | 466,599 (466,599) |
| 第11会計年度 | 40,263 (40,263) | 50,148 (50,148) | 456,714 (456,714) |
| 第12会計年度 | 33,658 (33,658) | 33,070 (33,070) | 457,302 (457,302) |
| 第13会計年度 | 5,270 (5,270) | 75,925 (75,925) | 386,647 (386,647) |
| 第14会計年度 | 5,915 (5,915) | 92,590 (92,590) | 299,972 (299,972) |
| 第15会計年度 | 2,200 (2,200) | 18,486 (18,486) | 283,686 (283,686) |

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除きます。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（以下「ファンド営業日」といいます。）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家（以下に定義します。）に対し受益証券を募集することができます。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券の購入に係る申込書（管理会社の承認する書面（以下「募集契約」といいます。）を用います。）は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければなりません。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含みます。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに受領されなければなりません。

管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとします。

管理会社は、募集契約および/または申込代金を期限までに受領しなかった場合、募集契約および申込代金を受領した日の翌ファンド営業日までかかる申込みを保留し、当該ファンド営業日における価格にて受益証券を発行することができます。管理会社またはその代理としての事務代行会社により受領された受益証券の申込みは、一般的な場合、特殊な場合のいずれであっても、管理会社が受託会社と協議の上で決定しない限り、取消することができないものとします。

また、管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、上記のとおり適切に記入された申込みおよび支払を期限までに受領しなかった場合には、当該注文を取消することができます。

受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができます。管理会社（またはその受任者）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書について受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとします。当該ファンド営業日から10ファンド営業日以内に、管理会社（またはその受任者）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその受任者）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して（利息を付さずに）返還するものとします。

受益証券の申込みが受諾された場合、申込者がファンドの受益者名簿に登録されるのが当該ファンド営業日より後であった場合でも、受益証券は当該ファンド営業日付で発行されたものとして取り扱われます。したがって、受益証券に関し申込者が支払う申込代金は、当該ファンド営業日から、ファンドの投資リスクにさらされます。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対してのみ募集および販売されるものとします。ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された免税または通常非居住会社は含まれません。）は、受益証券を保有できません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行わせる意向です。

「適格投資家」とは、（ ）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ ）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（ ）上記（ ）、（ ）もしくは（ ）に記載された者もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質的所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止規制ならびにテロ資金供与および拡散金融防止規制

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し、同人の身元、実質的所有者/実質的管理者（該当する場合）の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、しかるべき者に対し、マネー・ロンダリング防止手続（デューデリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託する場合があります。

事務代行会社は、管理会社による任命に基づき、ファンドに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの資金供与と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの資金供与防止手続を適用します。

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込者の身元、同人の実質所有者/実質的管理者（該当する場合）の身元および資金源を確認するために必要とされる情報を要求することができます。

申込者が、身元の確認目的で請求された情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込みの受諾を拒絶することができます。また、申込みが既に受領された場合には、それを停止または買戻すことができ、かかる場合に受領した資金は当初引落とされた口座に無利息で返還されるものとします。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）はまた、受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、ある受益者に買戻代金もしくは分配金を支払うことが、当該法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロリストへの資金供与防止もしくはその他の法令違反にあたり得ると嫌疑を抱く、もしくは他者からその旨知らされた場合、または、適用ある法域におけるかかる法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が判断した場合には、かかる受益者への買戻代金もしくは分配金の支払を拒絶することができます。

さらに、（受任者である事務代行会社を通じて行為する）管理会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの資金供与に関連することを知っているかまたはそのような疑いを抱くような取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。そのような状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止するよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。また、管理会社または事務代行会社は、事務代行会社が義務を遵守するため請求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求手続を拒絶または買戻代金の支払を延期することができます。

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）のいずれも、申込者による申込みもしくはその申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは延期、または申込者の買戻請求もしくはその請求に基づく代金の支払の拒絶もしくは延期の結果として申込者が被った損失につき、申込者に対し責任を負いません。

ケイマン諸島の者は、他の者が犯罪行為に関与している、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に通報することが義務付けられています。

当局は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制（改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）（随時改訂されます。）の規定にトラストおよびシリーズ・トラストが違反し、トラストもしくはシリーズ・トラストの受託者もしくは役員が違反を承諾もしくは共謀し、または違反の原因であると証明されたその者の過失に関連してトラストおよびシリーズ・トラストに高額な過料を課す裁量権を有しています。かかる過料の支払義務がトラストおよびシリーズ・トラストにある限り、トラストおよび関連するシリーズ・トラストはかかる過料および関連手続の費用を負担します。

ファンドは、ケイマン諸島以外の法域のマネー・ロンダリング防止規制に服します。受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、マネー・ロンダリング防止上のすべての義務を履行するために必要な追加情報を、受益者および受益者になると見込まれる者に請求することができます。申込みにより、受益者になると見込まれる者は、適用法において許可される範囲で、本人ならびに実質的所有者および実質的管理者の代理としての受託会社または管理会

社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、かかる受益者の情報を、ケイマン諸島およびその他の法域の双方におけるマネー・ロンダリング、租税情報交換および同様の事項に関する請求に応じて、規制当局その他に対し開示することに同意します。

マネー・ロンダリング防止対策および報告委員

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制に従い、受託会社はファンドのマネー・ロンダリング防止対策委員、マネー・ロンダリング報告委員および副委員を任命しました。かかる委員に関する詳細は事務代行会社に連絡することで入手可能です。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書（管理会社（またはその受任者）が随時承認する様式によります。）によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその受任者）が別途に要求する受託会社、管理会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が管理会社（またはその受任者）の要求する情報を前もって提供し、かつ受託会社が、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、受託会社および管理会社に対し、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、ならびに（ ）受託会社または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により要求するその他の事項について、書面にて表明することを要求されます。

譲渡人および譲受人または譲受人の代理人は、譲渡証書に署名するものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に登録される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社または管理会社（もしくはその受任者）によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、本書第一部「証券情報」の「（7）申込期間」に記載される期間中、本書第一部「証券情報」に従って申込みの取扱いが行われます。募集期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。ファンド営業日の午後3時までに各々の申込みが行われ、かつ、日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該ファンド営業日の申込みとして取り扱います。取得申込口数は、各クラスにつき100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの発行価格は、申込みが受領されたファンド営業日に計算される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当りの純資産価格です。

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

| 申込口数 | 申込手数料 |
|--------------|----------------|
| 10万口未満 | 申込金額の3.30%（税込） |
| 10万口以上50万口未満 | 申込金額の1.65%（税込） |
| 50万口以上 | 申込金額の0.55%（税込） |

受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、買付代金は、外貨で支払うこともできます。

約定日から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。

なお、JSDAの協会会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、JSDAの規則に基づく選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができます。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、一般的な場合、特殊な場合のいずれであっても、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとします。買戻通知は、豪ドル受益証券1口、NZドル受益証券1口もしくは米ドル受益証券1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとします。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格とします。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとします。買戻代金は、当該ファンド営業日(当日を含みます。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日まで送金される予定です。

管理会社(またはその受任者)は、その完全な裁量により、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、マネー・ロンダリング防止法の違反もしくは違背にあたる可能性があると思われる場合、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社もしくはこれらの各々の受任者もしくは代理人による、当該法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要である場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができます。

管理会社(またはその受任者)は、後記「4 (1) 資産の評価」の「純資産価格の決定および/または受益証券の買戻しの停止」に記載される状況の場合、買戻請求の全部または一部を停止、拒絶または取消することができます。純資産価格の決定が、後記「4 (1) 資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを行う当該受益者の権利は同様に停止されません。

管理会社は、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消することができ、また買戻代金の支払を延期することができます。

管理会社(またはその受任者)はまた、大量の買戻請求に対して、円滑にファンドを運用するための防衛策として、ファンドの規模、市場の流動性および/または関係があると思われるその他の条件に鑑み、買戻請求の受付数量を制限、またはファンド営業日の午後5時(東京時間)より前に買戻請求の受付を停止することができます。

買戻請求が受諾された場合、買戻しを行う受益者がファンドの受益者名簿から除外されているか、買戻価格が決定されているか、または送金済みにかかわらず、受益証券は当該ファンド営業日付で買戻されたものとして取り扱われます。したがって、当該ファンド営業日から、受益者には、信託証書に基づく権利(ファンドの会議に関する通知を受ける権利、出席する権利または投票する権利も含みます。)もなく、行使することもできません。買戻された受益証券に関して、買戻金額および宣言済であるが支払われていない分配金を受領する権利は留保されます。買戻しを行う受益者は、買戻金額に関し、ファンドの債権者となります。債務不履行による清算の場合、買戻しを行う受益者は、通常の債権者より劣後しますが、受益者よりも優先されます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求される、税金を課される、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社が決定した場合、または管理会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社(またはその受任者)は、当該受益証券の保有者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨、書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社(またはその受任者)に提供するよう指示することができます。上記が満たされない場合、管理会社は、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たるファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格です。

(ロ) 日本における買戻し手続等

受益証券は、ファンド営業日に買戻することができます。ファンド営業日の午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該ファンド営業日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは受益証券1口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日に決定される豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格です。受益証券の買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて支払われます。かかる場合の豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。また、外貨で支払うこともできます。買戻しの請求が行われた当該ファンド営業日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

日本における約定日は販売会社が買戻注文の成立を確認した日(通常申込日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して6国内営業日目から、買戻代金を支払います。

買戻しに関して、クローズド期間および大口解約の制限等はありません。

注)買戻請求を受けずに、信託期間(以下に定義します。)を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者への支払いには、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

3【スイッチング】

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券間のスイッチングはできません。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各ファンド営業日において、管理会社(またはその受任者)は、LUX GAAPに従って、ファンドの純資産総額を計算します。ファンド営業日の純資産総額は、為替については該当するファンド営業日の午前10時頃(ルクセンブルグ時間)、またREIT等(またはその他の資産)については該当するファンド営業日の午後6時頃(ルクセンブルグ時間)における評価額に基づきファンドの資産の価値を評価し、その資産の評価額からファンドの負債を控除して、米ドル建てで計算されます。

純資産総額は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債(豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含みますが、これらに限られません。)が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社(またはその受任者)によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。ファンド営業日の午前10時現在(ルクセンブルグ時間)の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産はNZドルに換算されるものとします。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産をそれぞれの発行済受益証券口数で除して計算されます。

ファンドの現金その他の投資対象は、以下のとおり評価されます。

- 満期日まで60日以下の短期投資対象は、()市場価格、()満期日の61日前時点の市場価格と額面価格との間の差額の償却、または()市場価格が入手不可能である場合には償却原価、で評価されます。
- 現金およびその他の流動資産は、額面価格で評価されるものとし、当座口座および預金口座の口座残高については、必要に応じてそれに経過利息を付して評価されます。
- その他の資産に関しては、管理会社(もしくはその受任者)が適用ある会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社(もしくはその受任者)が誠実に決定するその他の価格で評価されます。
- 米ドル以外の通貨で表示される評価額については、各ファンド営業日の午前10時頃(ルクセンブルグ時間)、または管理会社(もしくはその受任者)が誠実に決定するその他の価格により米ドルに換算されます。

管理会社(またはその代理としての事務代行会社)による、ファンドの勘定で保有される資産および負債の価値またはファンドの純資産総額または1口当り純資産価格のすべての計算は、管理会社(またはその代理としての事務代行会社)の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証はファンドのすべての受益者にとって確定的かつ最終的であり、管理会社に対して返還請求はできません。また、管理会社は、第三者から管理会社に提供された評価額に依拠したファンドの純資産総額および1口当り純資産価格の計算の誤りについて責任を負いません。管理会社は信頼できる価格入手先、評価機関、副管理者またはその他の第三者から提供された評価額に依拠することに関して、絶対的に保護されるものとします。

純資産総額は、管理会社(またはその代理としての受任者)によって採択された下記の評価方針に基づいて決定されます。

- 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格で評価されるか、または、管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価されます。
- 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価されます。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社(またはその受任者)が決定した場合(例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法)、当該評価の方法が用いられます。
- 規制対象証券は、管理会社(またはその受任者)が決定する公正価格で評価されます。その決定で考慮される要因は、次のとおりです。()当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、()比較可能な証券の市場性の程度、()予測されるキャッシュフローおよびかかるキャッシュフローの市場基準割引額

析、()制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額(あった場合)。

- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点で入手可能な直近の価格を参照して評価されます。
- (e) その他すべての資産は、管理会社(またはその受任者)が決定する想定される売り値で評価されます。

純資産価格の決定および/または受益証券の買戻しの停止

管理会社は受託会社と協議の上、また受託会社は管理会社と協議の上、以下の全部または一部の期間中において、ファンドの純資産額および/もしくはファンド(またはファンドのークラス)の1口当り純資産価格の計算ならびに/またはファンド(またはファンドのークラス)の受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができ、ならびに/またはファンド(またはファンドのークラス)の受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払を延期することができます。

- () 投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、(通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で)閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- () 投資対象の売却が現実的でない場合、またはかかる売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- () 投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段に故障もしくは予期せぬ遅延が生じる、またはその他の理由により投資対象の価値もしくはその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- () 投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。
- () 受益者の最善の利益のために行為する管理会社が、そうすることが良識的であると判断する期間。
- () 信託証書に規定されたファンドの全額買戻しが決定された期間。
- () 該当する追補証書に規定されたその他の状況が発生した期間。
- () 管理会社が、受託会社と協議の上、良識的であると判断するその他の場合。

管理会社(またはその受任者)は、受益者名簿に記載されているすべての受益者 に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2)【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書(および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書)を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には(そのような事態は想定されていませんが)この限りではありません。

(3)【信託期間】

ファンドの存続期間は当初2015年4月30日まででしたが、2025年4月30日まで延長され、さらに2023年9月28日付の受託会社と管理会社の合意により、同日付で受益者に対して書面による通知が行われ、2030年4月30日まで延長されました。

ファンドは、信託証書に規定される場合において償還するものとします。

また、ファンドは、()純資産総額が1,000万ユーロ(またはその米ドル相当額)を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、ファンドの償還を決定した場合、ならびに()2030年4月30日(ただし、受託会社と管理会社の合意により、受益者名簿に名前のある受益者に対して10日前までに書面で通知することで延長する場合を除きます。)のうちいずれか早い日に償還します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、償還するものとします。

- () ファンドを継続すること、またはトラストを信託証書第38条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が受益者の利益に反すると判断する場合。
- () 受益者が受益者決議でそのような決定をした場合。
- () 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- () 信託証書第36条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の受託会社の選任ができない場合。

() 信託証書第37条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の管理会社の選任ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき償還する場合、受託会社は直ちにその償還の通知をすべての受益者に対して行うものとし、

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年4月30日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの償還

ファンドは、信託証書に規定される場合において償還するものとし、

また、ファンドは、() 純資産総額が1,000万ユーロ(またはその米ドル相当額)を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、ファンドの償還を決定した場合、ならびに() 2030年4月30日(10日前までに、受益者名簿に名前のある受益者に対して書面による通知を行った上で受託会社と管理会社が合意して延長する場合を除きます。)のうちいずれか早い日に償還します。

ファンドの償還の際は、管理会社(またはその受任者)は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの償還後、管理会社(またはその受任者)が決定する方法および合理的な期間において、一般的な市況および投資対象の条件を鑑みて実行され完結されるものとし、管理会社(またはその受任者)はファンドの償還後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金(純額)を配分するものとし、

注) 買戻請求を受けずに、信託期間を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、管理会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとし、信託期間終了後に監査人が監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者への支払いには、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

(ロ) 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10暦日以上前の書面による通知を行うことにより(かかる通知を受ける権利は、受益者により放棄することができます。)、受託会社および管理会社が受益者にとって最大の利益となると考える方法および範囲で、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加(以下「本信託証書の修正」といいます。)を行うことができます。本信託証書の修正が、() 既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金(本信託証書の修正がなされることに伴い、追補証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。)の額を増加させず、() 財務上、法律上もしくは当局による要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)の遵守を可能にするために必要である、または() 明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨、受託会社が書面により証明する場合、本信託証書の修正には受益者の決議による承認を必要としません。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、(a) 他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b) 他方当事者が解散し(通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産(適用ある場合)し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、(a)他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または(b)他方当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産(適用ある場合)し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約および保管会社の任命は、受託会社または保管会社が他方当事者に対する60暦日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されるまで、ファンドに関する効力を有し続けるものとします。ただし、保管契約は、(a)他方当事者が保管契約の重要な条項の不履行があり、(かかる不履行が治癒可能な場合に)もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が是正されない場合、または(b)他方当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。))もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約され、効力を失います。保管契約および保管会社の任命は、信託証書に従いファンドが償還した場合、または受託会社がファンドの受託会社としての職務を辞任したもしくは解任された場合、自動的に解約されます。

(d) 事務代行契約

事務代行契約および事務代行会社の任命は、管理会社または事務代行会社のいずれかが他方当事者に対する60暦日以上前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)を行うことにより解約されるまで、ファンドに関する効力を有し続けるものとします。ただし、本契約は、(a)他方当事者が本契約の条項の不履行があり、(かかる不履行が治癒可能な場合に)もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が是正されない場合、または(b)他方当事者が解散し(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。))もしくはその当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社により、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約され、効力を失います。事務代行契約および事務代行会社の任命は、管理会社がファンドの管理会社としての職務を辞任したもしくは解任された、または信託証書に従いファンドが償還した場合、直ちに自動的に解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、管理会社または投資顧問会社は、()他方当事者が、その清算(他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。)に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、いずれかの当事者の清算を命令した、もしくはその資産につき管財人が任命された場合、()管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また(かかる不履行が治癒可能な場合に)その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または()投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が実行不可能であるもしくは望ましくない当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。投資顧問契約はまた、すべての受益証券が完全に買戻された場合、または信託証書に従ってファンドが償還した場合、自動的に解約されます。

(f) 副投資顧問契約

副投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、罰則なく解約されます。また、いずれかの当事者は、他方当事者に、副投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また(かかる不履行が治癒可能な場合に)その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合にはいつでも、副投資顧問契約を解約することができます。副投資顧問契約はまた、投資顧問契約の解約に伴い解約されます。

(二) 情報請求

受託会社またはケイマン諸島を本拠地とする代理人は、適用ある法令に基づく規制当局または政府機関からの情報請求(例えば、金融庁法に基づきCIMAが自らまたは公認の海外規制当局のために行う場合、またはケイマン諸島の税務情報局法(改正済)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき、税務情報局が行う場合)に従い、

情報(申込者に関する情報、ならびに、該当する場合は申込者の実質的所有者および管理者に関する情報を含みますが、これらに限られません。)の提供を強制されることがあります。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の場合には、ファンド、取締役または代理人は、請求があった旨を開示することを禁止されることがあります。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

()分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。分配金(あった場合)および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

()買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

()残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

()損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

()議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の議決は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 井上 貴美子

同 姫野 愛実

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

(4)【裁判管轄等】

前記(3)()の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、LUX GAAPに準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、監査報告書(英文)を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパースは、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2025年4月30日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

純資産計算書

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

| | 注記 | (米ドル) | (千円) |
|------------------------------------|----|------------|-----------|
| 資産の部 | | | |
| 投資有価証券 時価 (取得価額: 24,226,757米ドル) | 2 | 25,013,004 | 3,674,911 |
| 銀行預金 | | 6,158,717 | 904,839 |
| 先渡為替契約未実現利益 | 13 | 230,134 | 33,811 |
| ブローカーに係る未収金 | | 11,563 | 1,699 |
| 未収収益 | | 50,011 | 7,348 |
| その他資産 | | 2,955 | 434 |
| 資産合計 | | 31,466,384 | 4,623,041 |
| 負債の部 | | | |
| 当座借越 | | 6,253,152 | 918,713 |
| 受益証券買戻未払金 | | 111,498 | 16,381 |
| ブローカーに係る未払金 | | 12,853 | 1,888 |
| 未払費用 | 9 | 129,533 | 19,031 |
| 負債合計 | | 6,507,036 | 956,014 |
| 純資産 | | 24,959,348 | 3,667,027 |

以下のとおり、受益証券により表章される。

| | 1口当り純資産価格 | 発行済受益証券数 | 純資産 |
|------------------|-----------|-----------|------------|
| 豪ドル受益証券(豪ドル建て) | 9.07 | 1,307,779 | 11,859,465 |
| NZドル受益証券(NZドル建て) | 9.88 | 283,686 | 2,802,054 |
| 米ドル受益証券(米ドル建て) | 13.40 | 1,172,430 | 15,715,736 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

運用計算書

2025年4月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

| | 注記 | (米ドル) | (千円) |
|--------------------|-----|----------------|----------------|
| 収益 | | | |
| 銀行預金に係る利息 | | 7,980 | 1,172 |
| 受取配当金(源泉徴収税控除後) | | 831,589 | 122,177 |
| その他収益 | | 3 | 0 |
| 収益合計 | | <u>839,572</u> | <u>123,350</u> |
| 費用 | | | |
| 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬 | 6 | 287,720 | 42,272 |
| 代行協会会員および販売会社報酬 | 8 | 143,644 | 21,104 |
| 事務代行会社報酬 | 7 | 22,989 | 3,378 |
| 保管会社報酬 | 5 | 11,777 | 1,730 |
| 銀行預金に係る支払利息 | | 153 | 22 |
| コルレス銀行報酬 | | 23,368 | 3,433 |
| 銀行手数料 | | 26,040 | 3,826 |
| 受託会社および管理会社報酬 | 3、4 | 8,617 | 1,266 |
| 弁護士報酬 | | 11,590 | 1,703 |
| 海外登録費用 | | 31,002 | 4,555 |
| 立替実費 | | 2,869 | 422 |
| 専門家報酬 | | 23,155 | 3,402 |
| 印刷および公告費用 | | 1,075 | 158 |
| その他費用 | | 8,774 | 1,289 |
| 費用合計 | | <u>602,773</u> | <u>88,559</u> |
| 純投資収益 | | <u>236,799</u> | <u>34,791</u> |
| 投資に係る実現純利益 | | 1,598,974 | 234,921 |

| | | |
|--------------------|-----------|----------|
| 外貨及び先渡為替契約に係る実現純損失 | (642,655) | (94,419) |
| 当期実現純利益 | 956,319 | 140,502 |
| 投資に係る未実現純損益の変動 | 814,693 | 119,695 |
| 先渡為替契約に係る未実現純損益の変動 | 168,345 | 24,733 |
| 当期末実現純利益 | 983,038 | 144,428 |
| 運用の結果による純資産の純増加 | 2,176,156 | 319,721 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

純資産変動計算書

2025年4月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

| | 注記 | (米ドル) | (千円) |
|-----------------|----|-------------|-----------|
| 期首現在純資産 | | 28,353,062 | 4,165,632 |
| 純投資収益 | | 236,799 | 34,791 |
| 当期実現純利益 | | 956,319 | 140,502 |
| 当期未実現純利益 | | 983,038 | 144,428 |
| 運用の結果による純資産の純増加 | | 2,176,156 | 319,721 |
| 受益証券の発行手取金 | 12 | 1,191,104 | 174,997 |
| 受益証券の買戻支払金 | 12 | (5,898,264) | (866,573) |
| | | (4,707,160) | (691,576) |
| 受益者に支払われた分配金 | 10 | (862,710) | (126,749) |
| 期末現在純資産 | | 24,959,348 | 3,667,027 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2025年4月30日に終了した年度

(無監査)

豪ドル受益証券

| | |
|--------------|------------------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 1,622,234 |
| 発行受益証券数 | 1,700 |
| 買戻受益証券数 | (316,155) |
| 期末現在発行済受益証券数 | <u>1,307,779</u> |

NZドル受益証券

| | |
|--------------|----------------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 299,972 |
| 発行受益証券数 | 2,200 |
| 買戻受益証券数 | (18,486) |
| 期末現在発行済受益証券数 | <u>283,686</u> |

米ドル受益証券

| | |
|--------------|------------------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 1,364,475 |
| 発行受益証券数 | 84,650 |
| 買戻受益証券数 | (276,695) |
| 期末現在発行済受益証券数 | <u>1,172,430</u> |

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

統計情報

2025年4月30日現在

(無監査)

| | 2025年 | 2024年 | 2023年 |
|------------------|------------|------------|------------|
| 期末現在純資産(米ドル建て) | 24,959,348 | 28,353,062 | 36,671,153 |
| 豪ドル受益証券(豪ドル建て) | | | |
| 期末現在純資産 | 11,859,465 | 13,984,773 | 18,929,674 |
| 期末現在1口当り純資産価格 | 9.07 | 8.62 | 8.86 |
| NZドル受益証券(NZドル建て) | | | |
| 期末現在純資産 | 2,802,054 | 2,966,990 | 4,096,710 |
| 期末現在1口当り純資産価格 | 9.88 | 9.89 | 10.60 |
| 米ドル受益証券(米ドル建て) | | | |
| 期末現在純資産 | 15,715,736 | 17,461,709 | 21,671,729 |
| 期末現在1口当り純資産価格 | 13.40 | 12.80 | 13.11 |

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

財務書類に対する注記

2025年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト(「トラスト」)は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「前受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書(2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付(2016年8月11日効力発生)の退任および任命に関する証書(グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。))により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済(「マスター信託証書」)の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド(「ファンド」)は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券(豪ドル建て)、NZドル受益証券(NZドル建て)および米ドル受益証券(米ドル建て)の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドの存続期間は、2025年4月30日までであったが、5年延長され2030年4月30日までとなった。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ(またはその米ドル相当額)を下回った場合、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還(または延期)する場合がある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券(REIT等)で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨(豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル)で追求することである。投資顧問会社(またはその受任者)は、下記のとおり日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含む。)されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を購入する為替取引(「為替取引」)を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

各受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額の水準によっては、当該比率が90%を下回るまたは110%を

超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該比率が上記の範囲内(通常約100%)となるよう調整を行う意向である。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格または管理会社(もしくはその受任者)の裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社(またはその受任者)が決定した場合(例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法)、当該評価の方法が用いられる。
- (c) 規制対象証券は、管理会社(またはその受任者)が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。()当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、()比較可能な証券の市場性の程度、()予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、()制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額(あった場合)。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点で入手可能な直近の価格を参照して評価される。
- (e) その他すべての資産は、管理会社(またはその受任者)が決定する想定される売り値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現純損益、および未実現純損益の変動に含まれる。

2025年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル = 1.56384豪ドル
- 1米ドル = 1.38325カナダドル
- 1米ドル = 0.82490スイスフラン
- 1米ドル = 0.87889ユーロ
- 1米ドル = 0.74705英ポンド
- 1米ドル = 7.75565香港ドル
- 1米ドル = 142.80522円
- 1米ドル = 10.35390ノルウェー・クローネ
- 1米ドル = 1.68791NZドル
- 1米ドル = 9.62300スウェーデン・クローナ
- 1米ドル = 1.30545シンガポールドル
- 1米ドル = 33.32508タイバーツ
- 1米ドル = 18.60925南アフリカ・ランド

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、()会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資

産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および()ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8 - 代行協会員および販売会社報酬

代行協会員は、代行協会員としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 未払費用

| | (米ドル) |
|--------------------|----------------|
| 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬 | 64,817 |
| 代行協会員および販売会社報酬 | 32,360 |
| 事務代行会社報酬 | 5,179 |
| 保管会社報酬 | 2,593 |
| 受託会社および管理会社報酬 | 1,941 |
| 立替実費 | 646 |
| 専門家報酬 | 21,997 |
| 未払費用 | <u>129,533</u> |

注10 - 分配

管理会社(またはその受任者)は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。また、管理会社(またはその受任者)は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社(またはその受任者)は、毎月10日(「分配基準日」)時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2025年4月30日に終了した年度において、ファンドは、総額862,710米ドルの分配を支払った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻し

受益証券の発行

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日(毎年12月24日を除く。)、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日(「ファンド営業日」)に、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時(東京時間)または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に

開設された口座に、当該ファンド営業日(当日を含む。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに受領されなければならない。

受益証券の買戻し

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する(管理会社(またはその受任者)が随時承認する様式の)通知(「買戻通知」)により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社(またはその受任者)が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社(またはその受任者)が決定しない限り、取消することができないものとする。買戻通知は、豪ドル受益証券1口以上1口単位、NZドル受益証券1口以上1口単位もしくは米ドル受益証券1口以上1口単位、または管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、(受託会社および管理会社(またはその受任者)の要求する根拠情報および根拠文書とともに)当該ファンド営業日の午後5時(東京時間)または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日(当日を含む。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに送金される予定である。

注13 - 先渡為替契約

2025年4月30日現在、注記1に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結している未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

| 買付通貨 | 買付金額 | 売付通貨 | 売付金額 | 満期日 | 未実現(損)益 (米ドル) |
|------|-----------|------|-----------|------------|------------------|
| 米ドル | 816,353 | NZドル | 1,365,701 | 2025年5月12日 | 6,953 |
| 米ドル | 3,704,371 | 豪ドル | 5,788,405 | 2025年5月12日 | 2,523 |
| 豪ドル | 303,372 | 米ドル | 192,658 | 2025年5月20日 | 1,373 |
| 豪ドル | 303,397 | 米ドル | 192,658 | 2025年5月12日 | 1,373 |
| NZドル | 69,525 | 米ドル | 41,119 | 2025年5月12日 | 86 |
| NZドル | 69,507 | 米ドル | 41,119 | 2025年5月20日 | 86 |
| 米ドル | 3,808 | NZドル | 6,370 | 2025年6月10日 | 30 |
| 米ドル | 3,805 | NZドル | 6,370 | 2025年5月20日 | 30 |
| 米ドル | 1,433 | 豪ドル | 2,235 | 2025年5月12日 | 4 |
| 米ドル | 1,433 | 豪ドル | 2,235 | 2025年5月20日 | 4 |
| 米ドル | 3,736 | 豪ドル | 5,843 | 2025年6月10日 | (2) |
| 米ドル | 3,735 | 豪ドル | 5,843 | 2025年5月20日 | (2) |
| 米ドル | 4,959 | NZドル | 8,549 | 2025年5月12日 | (107) |
| 米ドル | 4,960 | NZドル | 8,549 | 2025年5月20日 | (108) |
| 米ドル | 4,069 | 豪ドル | 6,547 | 2025年5月12日 | (118) |
| 米ドル | 4,069 | 豪ドル | 6,547 | 2025年5月20日 | (118) |
| 米ドル | 16,128 | 豪ドル | 25,520 | 2025年5月12日 | (192) |
| 米ドル | 17,162 | 豪ドル | 28,632 | 2025年5月12日 | (1,149) |
| 豪ドル | 5,506,495 | 米ドル | 3,395,041 | 2025年5月20日 | 126,816 |
| 豪ドル | 6,066,778 | 米ドル | 3,815,491 | 2025年5月12日 | 64,384 |
| NZドル | 1,321,561 | 米ドル | 751,413 | 2025年5月20日 | 32,016 |
| NZドル | 1,421,626 | 米ドル | 814,086 | 2025年5月12日 | 28,458 |

| | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|------------|----------------|
| N Zドル | 5,080 | 米ドル | 2,938 | 2025年5月12日 | 73 |
| N Zドル | 723 | 米ドル | 402 | 2025年5月12日 | 26 |
| 豪ドル | 5,788,405 | 米ドル | 3,706,501 | 2025年6月10日 | (3,474) |
| 米ドル | 68,764 | N Zドル | 122,704 | 2025年5月12日 | (3,958) |
| N Zドル | 1,365,701 | 米ドル | 817,301 | 2025年6月10日 | (7,190) |
| 米ドル | 314,126 | 豪ドル | 518,835 | 2025年5月12日 | (17,683) |
| | | | | | <u>230,134</u> |

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

投資有価証券明細表

2025年4月30日現在

(米ドルで表示)

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|----------------|---------------------------------|------------------|------------------|----------------------|
| オーストラリア | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 33,085 | DEXUS/AU REIT | 152,626 | 159,095 | 0.63 |
| 54,914 | REGION RE LTD | 96,947 | 81,466 | 0.33 |
| | | <u>249,573</u> | <u>240,561</u> | <u>0.96</u> |
| 普通株式 | | | | |
| 26,244 | GOODMAN GROUP STAPLED | 541,850 | 503,115 | 2.02 |
| 118,017 | SCENTRE GROUP | 243,951 | 273,186 | 1.09 |
| 142,213 | MIRVAC GROUP | 213,565 | 207,339 | 0.83 |
| 5,391 | NEXTDC LTD | 63,389 | 40,781 | 0.16 |
| 2,142 | GPT GROUP | 6,306 | 6,342 | 0.03 |
| | | <u>1,069,061</u> | <u>1,030,763</u> | <u>4.13</u> |
| | オーストラリア合計 | <u>1,318,634</u> | <u>1,271,324</u> | <u>5.09</u> |
| ベルギー | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 1,302 | AEDIFICA REIT | 102,114 | 104,662 | 0.42 |
| 2,823 | WAREHOUSES DE PA | 65,119 | 72,206 | 0.29 |
| | | <u>167,233</u> | <u>176,868</u> | <u>0.71</u> |
| | ベルギー合計 | <u>167,233</u> | <u>176,868</u> | <u>0.71</u> |
| カナダ | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 15,988 | CHARTWELL RETIREMENT RESIDENCES | 145,280 | 199,611 | 0.81 |
| 9,926 | FIRST CAPITAL REIT | 126,573 | 120,913 | 0.48 |
| | | <u>271,853</u> | <u>320,524</u> | <u>1.29</u> |
| 普通株式 | | | | |
| 4,625 | BOARDWALK REAL E | 242,949 | 214,925 | 0.86 |
| | | <u>242,949</u> | <u>214,925</u> | <u>0.86</u> |
| | カナダ合計 | <u>514,802</u> | <u>535,449</u> | <u>2.15</u> |
| フランス | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 1,498 | COVIVIO | 72,723 | 84,028 | 0.34 |
| | | <u>72,723</u> | <u>84,028</u> | <u>0.34</u> |
| 普通株式 | | | | |
| 2,429 | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | 187,247 | 205,952 | 0.82 |
| 3,659 | KLEPIERRE | 85,684 | 134,222 | 0.54 |
| 1,400 | ICADE REIT | 59,810 | 33,292 | 0.13 |
| | | <u>332,741</u> | <u>373,466</u> | <u>1.49</u> |
| | フランス合計 | <u>405,464</u> | <u>457,494</u> | <u>1.83</u> |

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|---------------|-----------------------|-----------|-----------|----------------------|
| ドイツ | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 1,245 | VONOVIA SE | 38,058 | 41,420 | 0.17 |
| | | 38,058 | 41,420 | 0.17 |
| | ドイツ合計 | 38,058 | 41,420 | 0.17 |
| ガーンジー島 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 39,720 | SIRIUS REAL ESTA | 49,380 | 49,155 | 0.20 |
| | | 49,380 | 49,155 | 0.20 |
| | ガーンジー島合計 | 49,380 | 49,155 | 0.20 |
| 香港 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 56,589 | LINK REIT | 409,942 | 265,226 | 1.06 |
| | | 409,942 | 265,226 | 1.06 |
| | 香港合計 | 409,942 | 265,226 | 1.06 |
| 日本 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 263 | KDX不動産投資法人 | 282,172 | 273,673 | 1.09 |
| 301 | 産業ファンド投資法人 | 334,225 | 246,187 | 0.99 |
| 518 | 森トラストリート投資法人 | 318,111 | 229,972 | 0.92 |
| 74 | アクティビア・プロパティーズ投資法人 | 171,884 | 177,480 | 0.71 |
| 226 | 大和証券リビング投資法人 | 136,784 | 142,748 | 0.57 |
| 147 | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 | 98,763 | 104,893 | 0.42 |
| 154 | 日本都市ファンド投資法人 | 94,049 | 102,555 | 0.41 |
| 104 | GLP投資法人 | 85,328 | 89,722 | 0.36 |
| 28 | 日本プロロジスリート投資法人 | 62,522 | 46,292 | 0.19 |
| | | 1,583,838 | 1,413,522 | 5.66 |
| | 日本合計 | 1,583,838 | 1,413,522 | 5.66 |
| オランダ | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 4,220 | CTP NV | 73,346 | 79,321 | 0.32 |
| | | 73,346 | 79,321 | 0.32 |
| 新株予約権 | | | | |
| 4,220 | CTP NV - SCRIP | 0 | 1,224 | 0.00 |
| | | 0 | 1,224 | 0.00 |
| | オランダ合計 | 73,346 | 80,545 | 0.32 |
| シンガポール | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 129,200 | CAPLAND ASCENDAS REIT | 265,550 | 263,260 | 1.05 |
| 154,734 | MAPLETREE LOG TR | 160,431 | 132,753 | 0.53 |
| 60,184 | FRASERS CENTREPO | 96,890 | 104,191 | 0.42 |

| | | | | |
|--------|-------------------------------|--------|--------|------|
| 43,500 | CAPITALAND INTEG REIT | 64,938 | 71,642 | 0.29 |
| 91,900 | FRASERS LOGISTICS & COMMERC I | 62,684 | 63,005 | 0.25 |
| 74,900 | PARAGON REIT | 51,019 | 56,227 | 0.23 |

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|-------------------|-----------------------------|-----------|-----------|----------------------|
| シンガポール(続き) | | | | |
| 投資信託(続き) | | | | |
| 9,200 | PARKWAY LIFE REAL ESTATE | 25,487 | 29,810 | 0.12 |
| | | 726,999 | 720,888 | 2.89 |
| | シンガポール合計 | 726,999 | 720,888 | 2.89 |
| スペイン | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 16,375 | MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA | 167,737 | 185,570 | 0.74 |
| | | 167,737 | 185,570 | 0.74 |
| | スペイン合計 | 167,737 | 185,570 | 0.74 |
| 英国 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 34,331 | SEGRO PLC | 374,006 | 312,773 | 1.26 |
| 38,831 | BRITISH LAND CO PLC | 238,430 | 204,486 | 0.82 |
| 13,518 | UNITE GROUP PLC | 167,097 | 155,709 | 0.62 |
| 50,580 | LONDONMETRIC PROPERTY PLC | 135,576 | 130,199 | 0.52 |
| 37,300 | GRAINGER PLC | 128,757 | 107,349 | 0.43 |
| 55,941 | SHAFTESBURY CAPI | 87,076 | 101,691 | 0.41 |
| 5,597 | BIG YELLOW GROUP PLC | 84,166 | 75,371 | 0.30 |
| 42,079 | THE PRS REIT PLC | 51,051 | 65,114 | 0.26 |
| 45,637 | LIFE SCIENCE REIT | 51,202 | 26,696 | 0.11 |
| | | 1,317,361 | 1,179,388 | 4.73 |
| | 英国合計 | 1,317,361 | 1,179,388 | 4.73 |
| 米国 | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 9,743 | WELLTOWER INC | 904,801 | 1,484,005 | 5.95 |
| 11,577 | PROLOGIS INC | 1,348,310 | 1,167,888 | 4.68 |
| 10,464 | AGREE REALTY CORP | 691,240 | 809,914 | 3.24 |
| 4,667 | DIGITAL REALTY TRUST INC | 726,953 | 741,796 | 2.97 |
| 18,210 | INDEPENDENCE REA | 358,969 | 351,089 | 1.41 |
| 2,408 | HEALTHPEAK PROPE | 51,195 | 42,790 | 0.17 |
| | | 4,081,468 | 4,597,482 | 18.42 |
| 普通株式 | | | | |
| 1,799 | EQUINIX INC REIT | 1,436,584 | 1,530,444 | 6.12 |
| 3,901 | PUBLIC STORAGE | 1,252,601 | 1,158,675 | 4.64 |
| 6,250 | SIMON PROPERTY GRP INC | 861,182 | 971,375 | 3.89 |
| 12,334 | VENTAS INC | 665,242 | 857,213 | 3.43 |
| 5,169 | MID AMERICA APARTMENT COMM | 794,391 | 817,219 | 3.27 |
| 24,980 | VICI PROPERTIES | 806,381 | 802,857 | 3.22 |
| 3,750 | AVALONBAY COMMUNITIES INC | 712,579 | 778,294 | 3.12 |
| 22,720 | ESSENTIAL PROPER | 585,366 | 725,677 | 2.91 |
| 2,523 | ESSEX PROPERTY TRUST | 750,249 | 692,412 | 2.77 |
| 7,764 | IRON MOUNTAIN INC | 629,555 | 684,630 | 2.74 |

| | | | | |
|--------|----------------------------|---------|---------|------|
| 5,347 | SUN COMMUNITIES INC | 680,607 | 657,146 | 2.63 |
| 25,097 | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 591,803 | 619,645 | 2.48 |

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|-----------------|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|
| 米国（続き） | | | | |
| 普通株式（続き） | | | | |
| 13,044 | AMERICAN HEALTHC REIT | 213,503 | 419,756 | 1.68 |
| 2,585 | EASTGROUP PROPERTIES INC | 420,523 | 418,356 | 1.68 |
| 9,888 | AMERICAN HOMES 4 RENT A | 351,274 | 363,384 | 1.46 |
| 7,286 | EPR PROPERTIES | 368,459 | 358,690 | 1.44 |
| 7,471 | FIRST INDUSTRIAL REALTY | 385,310 | 352,258 | 1.41 |
| 8,495 | OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC | 323,570 | 328,332 | 1.32 |
| 8,035 | CUBESMART | 345,697 | 322,927 | 1.29 |
| 1,315 | AMERICAN TOWER CORP | 277,680 | 294,902 | 1.18 |
| 4,900 | TERRENO REALTY CORP | 315,147 | 273,959 | 1.10 |
| 3,638 | REGENCY CENTERS | 269,385 | 260,863 | 1.05 |
| 7,003 | SMARTSTOP SELF S | 214,424 | 245,875 | 0.99 |
| 2,984 | VORNADO REALTY TRUST | 120,983 | 103,784 | 0.42 |
| | | 13,372,495 | 14,038,673 | 56.24 |
| | 米国合計 | 17,453,963 | 18,636,155 | 74.66 |
| | | 24,226,757 | 25,013,004 | 100.21 |
| | 投資有価証券合計 | (3,559,395,138円) | (3,674,910,548円) | 100.21 |

(1) 数量は、受益証券 / 株式の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Net Assets**
as at April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| | Notes | |
|--|-------|-------------------|
| ASSETS | | |
| Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 24,226,757)</i> | 2 | 25,013,004 |
| Cash at bank | | 6,158,717 |
| Unrealised gain on forward foreign exchange contracts | 13 | 230,134 |
| Due from brokers | | 11,563 |
| Accrued income | | 50,011 |
| Other assets | | 2,955 |
| Total Assets | | 31,466,384 |
| LIABILITIES | | |
| Bank overdraft | | 6,253,152 |
| Payable for repurchases | | 111,498 |
| Payable to brokers | | 12,853 |
| Accrued expenses | 9 | 129,533 |
| Total Liabilities | | 6,507,036 |
| NET ASSETS | | 24,959,348 |

Represented by Units as follows:

| | Net Asset Value per Unit | Number of Units Outstanding | Net Assets |
|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|------------|
| Class A Units (in AUD) | 9.07 | 1,307,779 | 11,859,465 |
| Class B Units (in NZD) | 9.88 | 283,686 | 2,802,054 |
| Class C Units (in USD) | 13.40 | 1,172,430 | 15,715,736 |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Operations
for the year ended April 30, 2025***(expressed in US Dollars)*

| | Notes | |
|---|-------|-----------|
| INCOME | | |
| Interest on bank accounts | | 7,980 |
| Dividends received (net of withholding tax) | | 831,589 |
| Other income | | 3 |
| | | <hr/> |
| Total Income | | 839,572 |
| | | <hr/> |
| EXPENSES | | |
| Investment Manager and Investment Sub-Adviser fees | 6 | 287,720 |
| Agent Company and Distributor fees | 8 | 143,644 |
| Administrator fees | 7 | 22,989 |
| Custodian fees | 5 | 11,777 |
| Interest paid on bank accounts | | 153 |
| Correspondent bank fees | | 23,368 |
| Bank charges | | 26,040 |
| Trustee and Management Company fees | 3, 4 | 8,617 |
| Legal fees | | 11,590 |
| Overseas registration fees | | 31,002 |
| Out-of-pocket expenses | | 2,869 |
| Professional fees | | 23,155 |
| Printing and publication fees | | 1,075 |
| Other expenses | | 8,774 |
| | | <hr/> |
| Total Expenses | | 602,773 |
| | | <hr/> |
| NET INVESTMENT INCOME | | 236,799 |
| | | <hr/> |
| Net realised profit on investments | | 1,598,974 |
| Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts | | (642,655) |
| | | <hr/> |
| NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR | | 956,319 |
| | | <hr/> |
| Change in net unrealised result on investments | | 814,693 |
| Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts | | 168,345 |
| | | <hr/> |
| NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR | | 983,038 |
| | | <hr/> |
| NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS | | 2,176,156 |
| | | <hr/> |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| | Notes | |
|--|-------|-------------|
| Net assets at the beginning of the year | | 28,353,062 |
| NET INVESTMENT INCOME | | 236,799 |
| NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR | | 956,319 |
| NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR | | 983,038 |
| NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS | | 2,176,156 |
| Proceeds from subscriptions of Units | 12 | 1,191,104 |
| Payments for repurchase of Units | 12 | (5,898,264) |
| | | (4,707,160) |
| Dividend paid to Unitholders | 10 | (862,710) |
| NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR | | 24,959,348 |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended April 30, 2025***(Unaudited)*

Class A Units

| | |
|--|------------------|
| Number of Units outstanding at the beginning of the year | 1,622,234 |
| Number of Units issued | 1,700 |
| Number of Units repurchased | (316,155) |
| Number of Units outstanding at the end of the year | <u>1,307,779</u> |

Class B Units

| | |
|--|----------------|
| Number of Units outstanding at the beginning of the year | 299,972 |
| Number of Units issued | 2,200 |
| Number of Units repurchased | (18,486) |
| Number of Units outstanding at the end of the year | <u>283,686</u> |

Class C Units

| | |
|--|------------------|
| Number of Units outstanding at the beginning of the year | 1,364,475 |
| Number of Units issued | 84,650 |
| Number of Units repurchased | (276,695) |
| Number of Units outstanding at the end of the year | <u>1,172,430</u> |

**Statistical Information
as at April 30, 2025***(Unaudited)*

| | 2025 | 2024 | 2023 |
|---|------------|------------|------------|
| Net Assets at the end of the year (in USD) | 24,959,348 | 28,353,062 | 36,671,153 |
| Class A Units (in AUD) | | | |
| Net Assets at the end of the year | 11,859,465 | 13,984,773 | 18,929,674 |
| Net Asset Value per Unit at the end of the year | 9.07 | 8.62 | 8.86 |
| Class B Units (in NZD) | | | |
| Net Assets at the end of the year | 2,802,054 | 2,966,990 | 4,096,710 |
| Net Asset Value per Unit at the end of the year | 9.88 | 9.89 | 10.60 |
| Class C Units (in USD) | | | |
| Net Assets at the end of the year | 15,715,736 | 17,461,709 | 21,671,729 |
| Net Asset Value per Unit at the end of the year | 13.40 | 12.80 | 13.11 |

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2025**Note 1 - Organisation**The Trust:

Nomura Master Select (the "Trust") was established under the laws of the Cayman Islands pursuant to the terms and provisions of a Master Trust Deed dated August 7, 2009 between Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Former Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company") which established the Trust as an open ended unit trust under the Trusts Law of the Cayman Islands, as amended by an amending deed dated September 30, 2015, as amended pursuant to a deed of retirement and appointment dated July 26, 2016, and effective August 11, 2016, between Global Funds Trust Company (the "Trustee"), the Former Trustee and the Management Company whereby the Trustee replaced the Former Trustee as trustee of the Trust, as further amended and restated pursuant to a deed of amendment dated August 11, 2016 (the "Master Trust Deed").

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Act (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund:

One or more separate portfolio or series of the Trust ("Series Trust") may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund"), a Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 19, 2010 between the Former Trustee and the Management Company (together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

Three classes of units in the Fund are currently available for issue, Class A Units denominated in Australian Dollars (AUD), Class B Units denominated in New Zealand Dollars (NZD) and Class C Units denominated in US Dollars (USD).

The Fund was established for a period expiring on April 30, 2025. The duration of the Fund was however extended for a period of five (5) years to expire on April 30, 2030. The Fund may be terminated earlier in the event that the Net Asset Value falls below Euro 10 million (or its USD equivalent). The Fund may also be terminated earlier (or the termination may be postponed) in other circumstances as described in the Trust Deed.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting mainly of REITs and Real Estate Related Securities worldwide in different currencies: AUD for Class A Units, NZD for Class B Units and USD for Class C Units. The Investment Manager (or its delegate) intends to achieve this objective principally through investments in REITs and Real Estate Related Securities which are listed on or are to be listed on stock exchanges or are traded or are to be traded in any regulated markets in the world while executing using Currency Transactions as described below:

The Investment Manager will, on behalf of the Fund, enter into certain currency transactions for the Class A Units and the Class B Units. The currency transactions will involve converting the subscription proceeds of the Class A Units and the Class B Units respectively into USD and managing these assets together with the assets of the Class C Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio will be divided into three parts, one attributable to the Class A Units, the second to the Class B Units and the third to the Class C Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For the Class A Units and the Class B Units, forward currency contracts (each a "Currency Transaction" and together, "Currency Transactions") will be entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the USD as follows:

- (a) Class A Units: buying AUD forward against USD in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss) attributable to Class A Units under normal circumstances.

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2025 (continued)**Note 1 - Organisation (continued)**The Fund (continued):

- (b) Class B Units: buying NZD forward against USD in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss) attributable to Class B Units under normal circumstances.

Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of each such class of Units, the Investment Manager intends in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of USD exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of USD exposure of Net Asset Value, the Investment Manager intends to make the above transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of USD exposure of Net Asset Value as described above.

For the avoidance of doubt, no currency forward transactions will be entered into for the Class C Units for currency hedging purposes.

Unitholders should be aware that neither the Trust nor the Fund is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) Securities which are traded on stock exchanges are valued at the last available price at the time when the valuation is carried out, or at fair market value at the discretion of the Management Company (or its delegate).

(b) Securities which are not traded on any stock exchange are valued, if dealt in on any other regulated market, in a manner as near as possible to that described in paragraph (a) above, unless the Management Company (or its delegate) determines that some other form of valuation, such as, in relation to the cash funds, the amortisation method, which may be an appropriate method of valuation of short-dated transferable securities, better reflects their fair values, in which event that form of valuation is used.

(c) Restricted securities are valued at their fair value as determined by the Management Company (or its delegate). Among the factors which may be considered in making such determination are (i) the nature and duration of the restrictions upon disposition of the securities, (ii) the extent to which there is a market for comparable securities, (iii) analysis of projected cash flows and market standard discount on such cash flows and (iv) the initial discount from such market value, if any, at which such securities were acquired from the market value of unrestricted comparable securities due to lack of liquidity or restrictions.

(d) The value of any investment, security or other asset which is traded principally on a market made among professional dealers and institutional investors is determined by reference to the last available price as on the valuation point in each respective market.

(e) All other assets are valued at their respective estimated sales prices as determined by the Management Company (or its delegate).

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2025 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at April 30, 2025:

| | | |
|---------|-----------|-----|
| 1 USD = | 1.56384 | AUD |
| 1 USD = | 1.38325 | CAD |
| 1 USD = | 0.82490 | CHF |
| 1 USD = | 0.87889 | EUR |
| 1 USD = | 0.74705 | GBP |
| 1 USD = | 7.75565 | HKD |
| 1 USD = | 142.80522 | JPY |
| 1 USD = | 10.35390 | NOK |
| 1 USD = | 1.68791 | NZD |
| 1 USD = | 9.62300 | SEK |
| 1 USD = | 1.30545 | SGD |
| 1 USD = | 33.32508 | THB |
| 1 USD = | 18.60925 | ZAR |

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2025 (continued)****Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund by way of remuneration for its services pursuant to the Custodian Agreement, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to up to 0.30% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter.

Note 6 - Investment Manager and Investment Sub-Adviser fees

The Investment Manager is entitled to be paid, out of the assets of the Fund for its services as Investment Manager, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 1.00% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day.

The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for any properly vouched proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund, including, but not limited to, direct charges relating to the purchase and sale of portfolio securities, interest charges, fees and expenses of independent attorneys and auditors, taxes and governmental fees, cost of stock certificates and any other expenses of issue, sale, purchase or repurchase of Units.

The Investment Sub-Adviser is entitled to be paid, out of the fees received by the Investment Manager under the Investment Management Agreement, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.50% per annum of the average of the Net Asset Value of the Fund on each Business Day.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Fund by way of remuneration for its services pursuant to the Administrative Services Agreement: (i) a fee payable in USD quarterly in arrear on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equal to 0.08% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter; and (ii) all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator on behalf of the Fund.

Note 8 - Agent Company and Distributor fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Fund, for its services as Agent Company, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.10% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter.

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter.

Note 9 - Accrued expenses

| | <i>USD</i> |
|--|----------------|
| Investment Manager and Investment Sub-Adviser fees | 64,817 |
| Agent Company and Distributor fees | 32,360 |
| Administrator fees | 5,179 |
| Custodian fees | 2,593 |
| Trustee and Management Company fees | 1,941 |
| Out-of-pocket expenses | 646 |
| Professional fees | 21,997 |
| Accrued expenses | <u>129,533</u> |

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2025 (continued)**Note 10 - Distributions**

The Management Company (or its delegate) may from time to time, after consultation with the Investment Manager, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Class A Units, Class B Units or Class C Units, as the case may be, held by each Unitholder. The Management Company (or its delegate), after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund.

The Management Company (or its delegate) intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the tenth (10th) calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended April 30, 2025, the Fund distributed a total amount of USD 862,710.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Class A Units, Class B Units and Class C Units may be issued to Eligible Investors on any day on which banks in Luxembourg and New York are open for business (except 24 December in each year) and on which securities companies in Tokyo are open for business and/or such other day or days as the Management Company (or its delegate) may from time to time determine (a "Business Day") at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units, with amounts in excess of 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units, being in integral multiples of 1 Class A Unit, 1 Class B Unit or 1 Class C Unit or such other amount as the Management Company (or its delegate) may in its discretion determine.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 17:00 (Tokyo time) on the relevant Business Day, or such other time and/or day as the Management Company (or its delegate) may determine from time to time and payment for Units must be received in an account opened with the Custodian within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business, the next Business Day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business.

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Business Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") (in such form as the Management Company (or its delegate) may from time to time approve) requesting that the Management Company (or its delegate) repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company (or its delegate) determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1 Class A Unit, 1 Class B Unit or 1 Class C Unit, as the case may be or such other amount as the Management Company (or its delegate) may in its discretion determine.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2025 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Repurchase of Units (continued)

The Repurchase Notice (together with supporting information and documentation as may be required by the Trustee and the Management Company (or its delegate)) should in principle reach the Administrator no later than 17:00 Tokyo time on the relevant Business Day, or such other day and/or time as the Management Company (or its delegate) may determine from time to time.

The repurchase price per Unit shall be the Net Asset Value per Class A Unit, Class B Unit or Class C Unit, as the case may be, on the relevant Business Day.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in the currency in which the relevant class of Units is denominated. The repurchase proceeds are expected to be sent within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business, the immediately following business day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at April 30, 2025, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide additional exposure of each classes' net assets to certain currencies, as described in note 1, and to hedge portion of portfolio:

| Currency Bought | Amount Bought | Currency Sold | Amount Sold | Maturity Date | Unrealised Gain / (Loss) in USD |
|-----------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------------------------|
| USD | 816,353 | NZD | 1,365,701 | May 12, 2025 | 6,953 |
| USD | 3,704,371 | AUD | 5,788,405 | May 12, 2025 | 2,523 |
| AUD | 303,372 | USD | 192,658 | May 20, 2025 | 1,373 |
| AUD | 303,397 | USD | 192,658 | May 12, 2025 | 1,373 |
| NZD | 69,525 | USD | 41,119 | May 12, 2025 | 86 |
| NZD | 69,507 | USD | 41,119 | May 20, 2025 | 86 |
| USD | 3,808 | NZD | 6,370 | June 10, 2025 | 30 |
| USD | 3,805 | NZD | 6,370 | May 20, 2025 | 30 |
| USD | 1,433 | AUD | 2,235 | May 12, 2025 | 4 |
| USD | 1,433 | AUD | 2,235 | May 20, 2025 | 4 |
| USD | 3,736 | AUD | 5,843 | June 10, 2025 | (2) |
| USD | 3,735 | AUD | 5,843 | May 20, 2025 | (2) |
| USD | 4,959 | NZD | 8,549 | May 12, 2025 | (107) |
| USD | 4,960 | NZD | 8,549 | May 20, 2025 | (108) |
| USD | 4,069 | AUD | 6,547 | May 12, 2025 | (118) |
| USD | 4,069 | AUD | 6,547 | May 20, 2025 | (118) |
| USD | 16,128 | AUD | 25,520 | May 12, 2025 | (192) |
| USD | 17,162 | AUD | 28,632 | May 12, 2025 | (1,149) |
| AUD | 5,506,495 | USD | 3,395,041 | May 20, 2025 | 126,816 |
| AUD | 6,066,778 | USD | 3,815,491 | May 12, 2025 | 64,384 |
| NZD | 1,321,561 | USD | 751,413 | May 20, 2025 | 32,016 |
| NZD | 1,421,626 | USD | 814,086 | May 12, 2025 | 28,458 |
| NZD | 5,080 | USD | 2,938 | May 12, 2025 | 73 |
| NZD | 723 | USD | 402 | May 12, 2025 | 26 |
| AUD | 5,788,405 | USD | 3,706,501 | June 10, 2025 | (3,474) |
| USD | 68,764 | NZD | 122,704 | May 12, 2025 | (3,958) |
| NZD | 1,365,701 | USD | 817,301 | June 10, 2025 | (7,190) |
| USD | 314,126 | AUD | 518,835 | May 12, 2025 | (17,683) |
| | | | | | 230,134 |

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Investments**
as at April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| Quantity ⁽¹⁾ | Description | Cost | Market Value | In % of Net Assets |
|-------------------------|---------------------------------|-----------|--------------|--------------------|
| AUSTRALIA | | | | |
| INVESTMENT FUND | | | | |
| 33,085 | DEXUS/AU REIT | 152,626 | 159,095 | 0.63 |
| 54,914 | REGION RE LTD | 96,947 | 81,466 | 0.33 |
| | | 249,573 | 240,561 | 0.96 |
| ORDINARY SHARES | | | | |
| 26,244 | GOODMAN GROUP STAPLED | 541,850 | 503,115 | 2.02 |
| 118,017 | SCENTRE GROUP | 243,951 | 273,186 | 1.09 |
| 142,213 | MIRVAC GROUP | 213,565 | 207,339 | 0.83 |
| 5,391 | NEXTDC LTD | 63,389 | 40,781 | 0.16 |
| 2,142 | GPT GROUP | 6,306 | 6,342 | 0.03 |
| | | 1,069,061 | 1,030,763 | 4.13 |
| | Total AUSTRALIA | 1,318,634 | 1,271,324 | 5.09 |
| BELGIUM | | | | |
| INVESTMENT FUND | | | | |
| 1,302 | AEDIFICA REIT | 102,114 | 104,662 | 0.42 |
| 2,823 | WAREHOUSES DE PA | 65,119 | 72,206 | 0.29 |
| | | 167,233 | 176,868 | 0.71 |
| | Total BELGIUM | 167,233 | 176,868 | 0.71 |
| CANADA | | | | |
| INVESTMENT FUND | | | | |
| 15,988 | CHARTWELL RETIREMENT RESIDENCES | 145,280 | 199,611 | 0.81 |
| 9,926 | FIRST CAPITAL REIT | 126,573 | 120,913 | 0.48 |
| | | 271,853 | 320,524 | 1.29 |
| ORDINARY SHARES | | | | |
| 4,625 | BOARDWALK REAL E | 242,949 | 214,925 | 0.86 |
| | | 242,949 | 214,925 | 0.86 |
| | Total CANADA | 514,802 | 535,449 | 2.15 |

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Investments (continued)**
as at April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| Quantity ⁽¹⁾ | Description | Cost | Market Value | In % of Net Assets |
|-------------------------|---------------------------|---------|--------------|--------------------|
| FRANCE | | | | |
| INVESTMENT FUND | | | | |
| 1,498 | COVIVIO | 72,723 | 84,028 | 0.34 |
| | | 72,723 | 84,028 | 0.34 |
| ORDINARY SHARES | | | | |
| 2,429 | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | 187,247 | 205,952 | 0.82 |
| 3,659 | KLEPIERRE | 85,684 | 134,222 | 0.54 |
| 1,400 | ICADE REIT | 59,810 | 33,292 | 0.13 |
| | | 332,741 | 373,466 | 1.49 |
| | Total FRANCE | 405,464 | 457,494 | 1.83 |
| GERMANY | | | | |
| ORDINARY SHARES | | | | |
| 1,245 | VONOVIA SE | 38,058 | 41,420 | 0.17 |
| | | 38,058 | 41,420 | 0.17 |
| | Total GERMANY | 38,058 | 41,420 | 0.17 |
| GUERNSEY | | | | |
| ORDINARY SHARES | | | | |
| 39,720 | SIRIUS REAL ESTA | 49,380 | 49,155 | 0.20 |
| | | 49,380 | 49,155 | 0.20 |
| | Total GUERNSEY | 49,380 | 49,155 | 0.20 |
| HONG KONG | | | | |
| ORDINARY SHARES | | | | |
| 56,589 | LINK REIT | 409,942 | 265,226 | 1.06 |
| | | 409,942 | 265,226 | 1.06 |
| | Total HONG KONG | 409,942 | 265,226 | 1.06 |

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Statement of Investments (continued)
as at April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| Quantity ⁽¹⁾ Description | Cost | Market Value | In % of Net Assets |
|-------------------------------------|------------------|------------------|--------------------|
| JAPAN | | | |
| ORDINARY SHARES | | | |
| 263 KDX REALTY INVES | 282,172 | 273,673 | 1.09 |
| 301 INDUSTRIAL&INFRASTRUCTURE FD | 334,225 | 246,187 | 0.99 |
| 518 MORI TRUST REIT | 318,111 | 229,972 | 0.92 |
| 74 ACTIVIA PROPERTIES INC | 171,884 | 177,480 | 0.71 |
| 226 DAIWA SECURITIES REIT | 136,784 | 142,748 | 0.57 |
| 147 MITSUI FUDOSAN LOGISTICS PAR | 98,763 | 104,893 | 0.42 |
| 154 JAPAN METROPOLIT | 94,049 | 102,555 | 0.41 |
| 104 GLP J-REIT | 85,328 | 89,722 | 0.36 |
| 28 NIPPON PROLOGIS REIT INC | 62,522 | 46,292 | 0.19 |
| | <u>1,583,838</u> | <u>1,413,522</u> | <u>5.66</u> |
| Total JAPAN | <u>1,583,838</u> | <u>1,413,522</u> | <u>5.66</u> |
| NETHERLANDS | | | |
| ORDINARY SHARES | | | |
| 4,220 CTP NV | 73,346 | 79,321 | 0.32 |
| | <u>73,346</u> | <u>79,321</u> | <u>0.32</u> |
| RIGHTS | | | |
| 4,220 CTP NV - SCRIP | 0 | 1,224 | 0.00 |
| | <u>0</u> | <u>1,224</u> | <u>0.00</u> |
| Total NETHERLANDS | <u>73,346</u> | <u>80,545</u> | <u>0.32</u> |
| SINGAPORE | | | |
| INVESTMENT FUND | | | |
| 129,200 CAPLAND ASCENDAS REIT | 265,550 | 263,260 | 1.05 |
| 154,734 MAPLE TREE LOG TR | 160,431 | 132,753 | 0.53 |
| 60,184 FRASERS CENTREPO | 96,890 | 104,191 | 0.42 |
| 43,500 CAPITALAND INTEG REIT | 64,938 | 71,642 | 0.29 |
| 91,900 FRASERS LOGISTICS & COMMERCI | 62,684 | 63,005 | 0.25 |
| 74,900 PARAGON REIT | 51,019 | 56,227 | 0.23 |
| 9,200 PARKWAY LIFE REAL ESTATE | 25,487 | 29,810 | 0.12 |
| | <u>726,999</u> | <u>720,888</u> | <u>2.89</u> |
| Total SINGAPORE | <u>726,999</u> | <u>720,888</u> | <u>2.89</u> |

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Statement of Investments (continued)
as at April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| Quantity ⁽¹⁾ Description | Cost | Market Value | In % of Net Assets |
|-------------------------------------|------------------|------------------|--------------------|
| SPAIN | | | |
| ORDINARY SHARES | | | |
| 16,375 MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA | 167,737 | 185,570 | 0.74 |
| | <u>167,737</u> | <u>185,570</u> | <u>0.74</u> |
| Total SPAIN | <u>167,737</u> | <u>185,570</u> | <u>0.74</u> |
| UNITED KINGDOM | | | |
| ORDINARY SHARES | | | |
| 34,331 SEGRO PLC | 374,006 | 312,773 | 1.26 |
| 38,831 BRITISH LAND CO PLC | 238,430 | 204,486 | 0.82 |
| 13,518 UNITE GROUP PLC | 167,097 | 155,709 | 0.62 |
| 50,580 LONDONMETRIC PROPERTY PLC | 135,576 | 130,199 | 0.52 |
| 37,300 GRAINGER PLC | 128,757 | 107,349 | 0.43 |
| 55,941 SHAFTESBURY CAPI | 87,076 | 101,691 | 0.41 |
| 5,597 BIG YELLOW GROUP PLC | 84,166 | 75,371 | 0.30 |
| 42,079 THE PRS REIT PLC | 51,051 | 65,114 | 0.26 |
| 45,637 LIFE SCIENCE REIT | 51,202 | 26,696 | 0.11 |
| | <u>1,317,361</u> | <u>1,179,388</u> | <u>4.73</u> |
| Total UNITED KINGDOM | <u>1,317,361</u> | <u>1,179,388</u> | <u>4.73</u> |
| UNITED STATES OF AMERICA | | | |
| INVESTMENT FUND | | | |
| 9,743 WELLTOWER INC | 904,801 | 1,484,005 | 5.95 |
| 11,577 PROLOGIS INC | 1,348,310 | 1,167,888 | 4.68 |
| 10,464 AGREE REALTY CORP | 691,240 | 809,914 | 3.24 |
| 4,667 DIGITAL REALTY TRUST INC | 726,953 | 741,796 | 2.97 |
| 18,210 INDEPENDENCE REA | 358,969 | 351,089 | 1.41 |
| 2,408 HEALTHPEAK PROPE | 51,195 | 42,790 | 0.17 |
| | <u>4,081,468</u> | <u>4,597,482</u> | <u>18.42</u> |
| ORDINARY SHARES | | | |
| 1,799 EQUINIX INC REIT | 1,436,584 | 1,530,444 | 6.12 |
| 3,901 PUBLIC STORAGE | 1,252,601 | 1,158,675 | 4.64 |
| 6,250 SIMON PROPERTY GRP INC | 861,182 | 971,375 | 3.89 |
| 12,334 VENTAS INC | 665,242 | 857,213 | 3.43 |
| 5,169 MID AMERICA APARTMENT COMM | 794,391 | 817,219 | 3.27 |
| 24,980 VICI PROPERTIES | 806,381 | 802,857 | 3.22 |
| 3,750 AVALONBAY COMMUNITIES INC | 712,579 | 778,294 | 3.12 |
| 22,720 ESSENTIAL PROPER | 585,366 | 725,677 | 2.91 |
| 2,523 ESSEX PROPERTY TRUST | 750,249 | 692,412 | 2.77 |

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Investments (continued)**
as at April 30, 2025
(expressed in US Dollars)

| Quantity ⁽¹⁾ Description | Cost | Market Value | In % of Net Assets |
|---|-------------------|-------------------|--------------------|
| UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED) | | | |
| ORDINARY SHARES (CONTINUED) | | | |
| 7,764 IRON MOUNTAIN INC | 629,555 | 684,630 | 2.74 |
| 5,347 SUN COMMUNITIES INC | 680,607 | 657,146 | 2.63 |
| 25,097 BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 591,803 | 619,645 | 2.48 |
| 13,044 AMERICAN HEALTHC REIT | 213,503 | 419,756 | 1.68 |
| 2,585 EASTGROUP PROPERTIES INC | 420,523 | 418,356 | 1.68 |
| 9,888 AMERICAN HOMES 4 RENT A | 351,274 | 363,384 | 1.46 |
| 7,286 EPR PROPERTIES | 368,459 | 358,690 | 1.44 |
| 7,471 FIRST INDUSTRIAL REALTY | 385,310 | 352,258 | 1.41 |
| 8,495 OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC | 323,570 | 328,332 | 1.32 |
| 8,035 CUBESMART | 345,697 | 322,927 | 1.29 |
| 1,315 AMERICAN TOWER CORP | 277,680 | 294,902 | 1.18 |
| 4,900 TERRENO REALTY CORP | 315,147 | 273,959 | 1.10 |
| 3,638 REGENCY CENTERS | 269,385 | 260,863 | 1.05 |
| 7,003 SMARTSTOP SELF S | 214,424 | 245,875 | 0.99 |
| 2,984 VORNADO REALTY TRUST | 120,983 | 103,784 | 0.42 |
| | 13,372,495 | 14,038,673 | 56.24 |
| Total UNITED STATES OF AMERICA | 17,453,963 | 18,636,155 | 74.66 |
| Total Investments | 24,226,757 | 25,013,004 | 100.21 |

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2024年4月30日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

純資産計算書

2024年4月30日現在

(米ドルで表示)

| | 注記 | (米ドル) | (千円) |
|------------------------------------|----|------------|-----------|
| 資産の部 | | | |
| 投資有価証券 時価 (取得価額: 27,970,478米ドル) | 2 | 27,942,032 | 4,105,243 |
| 銀行預金 | | 6,310,047 | 927,072 |
| 先渡為替契約未実現利益 | 13 | 61,789 | 9,078 |
| 受益証券発行未収金 | | 2,458 | 361 |
| ブローカーに係る未収金 | | 1,047 | 154 |
| 未収収益 | | 38,051 | 5,590 |
| 現金および現金同等物に係る利息 | | 49 | 7 |
| その他資産 | | 5,033 | 739 |
| 資産合計 | | 34,360,506 | 5,048,246 |
| 負債の部 | | | |
| 当座借越 | | 5,710,904 | 839,046 |
| 受益証券買戻未払金 | | 162,194 | 23,830 |
| 未払費用 | 9 | 134,346 | 19,738 |
| 負債合計 | | 6,007,444 | 882,614 |
| 純資産 | | 28,353,062 | 4,165,632 |

以下のとおり、受益証券により表章される。

| | 1口当り純資産価格 | 発行済受益証券数 | 純資産 |
|------------------|-----------|-----------|------------|
| 豪ドル受益証券(豪ドル建て) | 8.62 | 1,622,234 | 13,984,773 |
| NZドル受益証券(NZドル建て) | 9.89 | 299,972 | 2,966,990 |
| 米ドル受益証券(米ドル建て) | 12.80 | 1,364,475 | 17,461,709 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

運用計算書

2024年4月30日に終了した年度

(米ドルで表示)

| | 注記 | (米ドル) | (千円) |
|--------------------|-----|-------------|-----------|
| 収益 | | | |
| 銀行預金に係る利息 | | 12,560 | 1,845 |
| 受取配当金(源泉徴収税控除後) | | 983,690 | 144,524 |
| | | <hr/> | <hr/> |
| 収益合計 | | 996,250 | 146,369 |
| | | <hr/> | <hr/> |
| 費用 | | | |
| 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬 | 6 | 318,236 | 46,755 |
| 代行協会員および販売会社報酬 | 8 | 158,880 | 23,343 |
| 事務代行会社報酬 | 7 | 25,427 | 3,736 |
| 保管会社報酬 | 5 | 13,004 | 1,911 |
| 銀行預金に係る支払利息 | | 149 | 22 |
| コルレス銀行報酬 | | 34,496 | 5,068 |
| 銀行手数料 | | 30,900 | 4,540 |
| 受託会社および管理会社報酬 | 3、4 | 9,531 | 1,400 |
| 弁護士報酬 | | 20,541 | 3,018 |
| 海外登録費用 | | 31,213 | 4,586 |
| 立替実費 | | 3,174 | 466 |
| 専門家報酬 | | 21,964 | 3,227 |
| 印刷および公告費用 | | 1,087 | 160 |
| その他費用 | | 3,277 | 481 |
| | | <hr/> | <hr/> |
| 費用合計 | | 671,879 | 98,712 |
| | | <hr/> | <hr/> |
| 純投資収益 | | 324,371 | 47,657 |
| | | <hr/> | <hr/> |
| 投資に係る実現純損失 | | (1,280,986) | (188,202) |

| | | |
|--------------------|-------------|-----------|
| 外貨及び先渡為替契約に係る実現純損失 | (114,493) | (16,821) |
| 当期実現純損失 | (1,395,479) | (205,024) |
| 投資に係る未実現純損益の変動 | 637,637 | 93,682 |
| 先渡為替契約に係る未実現純損益の変動 | 275,208 | 40,434 |
| 当期末実現純利益 | 912,845 | 134,115 |
| 運用の結果による純資産の純減少 | (158,263) | (23,252) |

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

財務書類に対する注記

2024年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト(「トラスト」)は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「前受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書(2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付(2016年8月11日効力発生)の退任および任命に関する証書(グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。))により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済(「マスター信託証書」)の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド(「ファンド」)は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券(豪ドル建て)、NZドル受益証券(NZドル建て)および米ドル受益証券(米ドル建て)の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドの存続期間は、2025年4月30日までであったが、5年延長され2030年4月30日までとなった。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ(またはその米ドル相当額)を下回った場合、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還(または延期)する場合がある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券(REIT等)で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨(豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル)で追求することである。投資顧問会社(またはその受任者)は、下記のとおり日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含む。)されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を購入する為替取引(「為替取引」)を行う。

- 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

各受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額の水準によっては、当該比率が90%を下回るまたは110%を

超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該比率が上記の範囲内(通常約100%)となるよう調整を行う意向である。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格または管理会社(もしくはその受任者)の裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社(またはその受任者)が決定した場合(例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法)、当該評価の方法が用いられる。
- (c) 規制対象証券は、管理会社(またはその受任者)が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。()当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、()比較可能な証券の市場性の程度、()予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、()制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額(あった場合)。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点で入手可能な直近の価格を参照して評価される。
- (e) その他すべての資産は、管理会社(またはその受任者)が決定する想定される売り値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2024年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル = 1.53186豪ドル
- 1米ドル = 1.36930カナダドル
- 1米ドル = 0.91300スイスフラン
- 1米ドル = 0.93414ユーロ
- 1米ドル = 0.79739英ポンド
- 1米ドル = 7.82235香港ドル
- 1米ドル = 156.87515円
- 1米ドル = 11.02001ノルウェー・クローネ
- 1米ドル = 1.68379NZドル
- 1米ドル = 10.96400スウェーデン・クローナ
- 1米ドル = 1.36135シンガポールドル
- 1米ドル = 37.06005タイバーツ
- 1米ドル = 18.72210南アフリカ・ランド

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費(ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。)につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、()会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資

産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および()ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8 - 代行協会員および販売会社報酬

代行協会員は、代行協会員としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 未払費用

| | (米ドル) |
|--------------------|----------------|
| 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬 | 74,980 |
| 代行協会員および販売会社報酬 | 37,434 |
| 事務代行会社報酬 | 5,991 |
| 保管会社報酬 | 2,999 |
| 受託会社および管理会社報酬 | 2,246 |
| 立替実費 | 748 |
| 専門家報酬 | 9,948 |
| 未払費用 | <u>134,346</u> |

注10 - 分配

管理会社(またはその受任者)は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。また、管理会社(またはその受任者)は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社(またはその受任者)は、毎月10日(「分配基準日」)時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2024年4月30日に終了した年度において、ファンドは、総額1,037,185米ドルの分配を支払った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻し

受益証券の発行

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日(毎年12月24日を除く。)、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日(「ファンド営業日」)に、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時(東京時間)または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に

開設された口座に、当該ファンド営業日(当日を含む。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに受領されなければならない。

受益証券の買戻し

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する(管理会社(またはその受任者)が随時承認する様式の)通知(「買戻通知」)により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社(またはその受任者)が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社(またはその受任者)が決定しない限り、取消することができないものとする。買戻通知は、豪ドル受益証券1口以上1口単位、NZドル受益証券1口以上1口単位もしくは米ドル受益証券1口以上1口単位、または管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、(受託会社および管理会社(またはその受任者)の要求する根拠情報および根拠文書とともに)当該ファンド営業日の午後5時(東京時間)または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日(当日を含む。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに送金される予定である。

注13 - 先渡為替契約

2024年4月30日現在、注記1に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結している未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

| 買付通貨 | 買付金額 | 売付通貨 | 売付金額 | 満期日 | 未実現(損)益 (米ドル) |
|------|-----------|------|-----------|------------|------------------|
| 米ドル | 887,564 | NZドル | 1,490,105 | 2024年5月10日 | 2,595 |
| 米ドル | 10,807 | NZドル | 17,902 | 2024年5月10日 | 176 |
| 米ドル | 5,379 | NZドル | 8,993 | 2024年5月10日 | 38 |
| 米ドル | 9,652 | 豪ドル | 14,767 | 2024年5月10日 | 9 |
| 米ドル | 1,965 | 豪ドル | 3,003 | 2024年5月20日 | 4 |
| 米ドル | 1,967 | 豪ドル | 3,003 | 2024年6月11日 | 4 |
| 米ドル | 2,302 | 豪ドル | 3,528 | 2024年5月10日 | (2) |
| 米ドル | 2,302 | 豪ドル | 3,528 | 2024年5月20日 | (2) |
| 米ドル | 274 | 豪ドル | 425 | 2024年5月20日 | (3) |
| 米ドル | 274 | 豪ドル | 425 | 2024年5月10日 | (3) |
| 米ドル | 5,421 | 豪ドル | 8,309 | 2024年5月10日 | (5) |
| 米ドル | 7,471 | 豪ドル | 11,453 | 2024年5月10日 | (7) |
| 米ドル | 1,506 | 豪ドル | 2,321 | 2024年5月10日 | (10) |
| 米ドル | 1,506 | 豪ドル | 2,321 | 2024年5月20日 | (10) |
| 米ドル | 11,256 | 豪ドル | 17,289 | 2024年5月10日 | (34) |
| 米ドル | 95,454 | 豪ドル | 148,050 | 2024年5月10日 | (1,224) |
| 米ドル | 95,483 | 豪ドル | 148,050 | 2024年5月20日 | (1,226) |
| 米ドル | 4,618,598 | 豪ドル | 7,077,289 | 2024年5月10日 | (2,947) |
| 豪ドル | 7,244,632 | 米ドル | 4,728,687 | 2024年5月20日 | 3,650 |
| 豪ドル | 7,077,289 | 米ドル | 4,624,116 | 2024年6月11日 | 1,910 |
| NZドル | 992 | 米ドル | 589 | 2024年5月10日 | 0 |
| NZドル | 992 | 米ドル | 589 | 2024年5月20日 | 0 |

| | | | | | |
|------|-----------|-----|-------------|------------|---------------|
| 豪ドル | 7,283,433 | 米ドル | 4,756,784 | 2024年5月10日 | (624) |
| NZドル | 1,490,105 | 米ドル | 887,853 | 2024年6月10日 | (2,894) |
| NZドル | 1,506,029 | 米ドル | 901,059 | 2024年5月20日 | (6,639) |
| NZドル | 1,516,009 | 米ドル | 910,030 | 2024年5月10日 | (9,677) |
| 米ドル | 1,953,245 | 円 | 293,736,378 | 2024年5月7日 | 78,710 |
| | | | | | 61,789 |

金額は四捨五入され、1ドル未満の金額は0と表示されている。

[次へ](#)

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Statement of Net Assets
as at April 30, 2024
(expressed in US Dollars)

| | Notes | |
|--|-------|------------|
| ASSETS | | |
| Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 27,970,478)</i> | 2 | 27,942,032 |
| Cash at bank | | 6,310,047 |
| Unrealised gain on forward foreign exchange contracts | 13 | 61,789 |
| Receivable for subscriptions | | 2,458 |
| Due from brokers | | 1,047 |
| Accrued income | | 38,051 |
| Interest on cash and cash equivalents | | 49 |
| Other assets | | 5,033 |
| | | <hr/> |
| Total Assets | | 34,360,506 |
| | | <hr/> |
| LIABILITIES | | |
| Bank overdraft | | 5,710,904 |
| Payable for repurchases | | 162,194 |
| Accrued expenses | 9 | 134,346 |
| | | <hr/> |
| Total Liabilities | | 6,007,444 |
| | | <hr/> |
| NET ASSETS | | 28,353,062 |
| | | <hr/> |

Represented by units as follows:

| | Net Asset Value per Unit | Number of Units Outstanding | Net Assets |
|------------------------|-----------------------------|--------------------------------|------------|
| Class A Units (in AUD) | 8.62 | 1,622,234 | 13,984,773 |
| Class B Units (in NZD) | 9.89 | 299,972 | 2,966,990 |
| Class C Units (in USD) | 12.80 | 1,364,475 | 17,461,709 |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Statement of Operations**
for the year ended April 30, 2024
(expressed in US Dollars)

| | Notes | |
|---|-------|-------------|
| INCOME | | |
| Interest on bank accounts | | 12,560 |
| Dividends received (net of withholding tax) | | 983,690 |
| | | <hr/> |
| Total Income | | 996,250 |
| | | <hr/> |
| EXPENSES | | |
| Investment Manager and Investment Sub-Adviser fees | 6 | 318,236 |
| Agent Company and Distributor fees | 8 | 158,880 |
| Administrator fees | 7 | 25,427 |
| Custodian fees | 5 | 13,004 |
| Interest paid on bank accounts | | 149 |
| Correspondent bank fees | | 34,496 |
| Bank charges | | 30,900 |
| Trustee and Management Company fees | 3, 4 | 9,531 |
| Legal fees | | 20,541 |
| Overseas registration fees | | 31,213 |
| Out-of-pocket expenses | | 3,174 |
| Professional fees | | 21,964 |
| Printing and publication fees | | 1,087 |
| Other expenses | | 3,277 |
| | | <hr/> |
| Total Expenses | | 671,879 |
| | | <hr/> |
| NET INVESTMENT INCOME | | 324,371 |
| | | <hr/> |
| Net realised loss on investments | | (1,280,986) |
| Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts | | (114,493) |
| | | <hr/> |
| NET REALISED LOSS FOR THE YEAR | | (1,395,479) |
| | | <hr/> |
| Change in net unrealised result on investments | | 637,637 |
| Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts | | 275,208 |
| | | <hr/> |
| NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR | | 912,845 |
| | | <hr/> |
| NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS | | (158,263) |
| | | <hr/> |

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2024**Note 1 - Organisation**The Trust:

Nomura Master Select (the "Trust") was established under the laws of the Cayman Islands pursuant to the terms and provisions of a Master Trust Deed dated August 7, 2009 between Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Former Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company") which established the Trust as an open ended unit trust under the Trusts Law of the Cayman Islands, as amended by an amending deed dated September 30, 2015, as amended pursuant to a deed of retirement and appointment dated July 26, 2016, and effective August 11, 2016, between Global Funds Trust Company (the "Trustee"), the Former Trustee and the Management Company whereby the Trustee replaced the Former Trustee as trustee of the Trust, as further amended and restated pursuant to a deed of amendment dated August 11, 2016 (the "Master Trust Deed").

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Act (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

The Trustee and the Management Company have overall authority and responsibility for the assets and administration of the Trust in accordance with the terms and conditions of the Trust Deed.

The Fund:

One or more separate portfolio or series of the Trust ("Series Trust") may be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant Series Trust will be applied. One or more classes of units of any such Series Trust may be issued.

Nomura Master Select - Global REIT Fund (the "Fund"), a Series Trust constituted in accordance with the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 19, 2010 between the Former Trustee and the Management Company (together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

Three classes of units in the Fund are currently available for issue, Class A Units denominated in Australian Dollars (AUD), Class B Units denominated in New Zealand Dollars (NZD) and Class C Units denominated in US Dollars (USD).

The Fund was established for a period expiring on April 30, 2025. The duration of the Fund was however extended for a period of five (5) years to expire on April 30, 2030. The Fund may be terminated earlier in the event that the Net Asset Value falls below Euro 10 million (or its USD equivalent). The Fund may also be terminated earlier (or the termination may be postponed) in other circumstances as described in the Trust Deed.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of its actively managed portfolio consisting mainly of REITs and Real Estate Related Securities worldwide in different currencies: AUD for Class A Units, NZD for Class B Units and USD for Class C Units. The Investment Manager (or its delegate) intends to achieve this objective principally through investments in REITs and Real Estate Related Securities which are listed on or are to be listed on stock exchanges or are traded or are to be traded in any regulated markets in the world while executing using Currency Transactions as described below:

The Investment Manager will, on behalf of the Fund, enter into certain currency transactions for the Class A Units and the Class B Units. The currency transactions will involve converting the subscription proceeds of the Class A Units and the Class B Units respectively into USD and managing these assets together with the assets of the Class C Units in one pool (the "Portfolio"). The Portfolio will be divided into three parts, one attributable to the Class A Units, the second to the Class B Units and the third to the Class C Units in accordance with the total net assets of each such class of Units. For the Class A Units and the Class B Units, forward currency contracts (each a "Currency Transaction" and together, "Currency Transactions") will be entered into for currency hedging by buying such currencies forward against the USD as follows:

- (a) Class A Units: buying AUD forward against USD in AUD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss) attributable to Class A Units under normal circumstances.

Nomura Master Select - Global REIT Fund

Notes to the Financial Statements as at April 30, 2024 (continued)**Note 1 - Organisation (continued)**The Fund (continued):

- (b) Class B Units: buying NZD forward against USD in NZD amounts equal (to the extent possible) to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value (excluding unrealised currency gain or loss) attributable to Class B Units under normal circumstances.

Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of each such class of Units, the Investment Manager intends in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of USD exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of USD exposure of Net Asset Value, the Investment Manager intends to make the above transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of USD exposure of Net Asset Value as described above.

For the avoidance of doubt, no currency forward transactions will be entered into for the Class C Units for currency hedging purposes.

Unitolders should be aware that neither the Trust nor the Fund is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) Securities which are traded on stock exchanges are valued at the last available price at the time when the valuation is carried out, or at fair market value at the discretion of the Management Company (or its delegate).

(b) Securities which are not traded on any stock exchange are valued, if dealt in on any other regulated market, in a manner as near as possible to that described in paragraph (a) above, unless the Management Company (or its delegate) determines that some other form of valuation, such as, in relation to the cash funds, the amortisation method, which may be an appropriate method of valuation of short-dated transferable securities, better reflects their fair values, in which event that form of valuation is used.

(c) Restricted securities are valued at their fair value as determined by the Management Company (or its delegate). Among the factors which may be considered in making such determination are (i) the nature and duration of the restrictions upon disposition of the securities, (ii) the extent to which there is a market for comparable securities, (iii) analysis of projected cash flows and market standard discount on such cash flows and (iv) the initial discount from such market value, if any, at which such securities were acquired from the market value of unrestricted comparable securities due to lack of liquidity or restrictions.

(d) The value of any investment, security or other asset which is traded principally on a market made among professional dealers and institutional investors is determined by reference to the last available price as on the valuation point in each respective market.

(e) All other assets are valued at their respective estimated sales prices as determined by the Management Company (or its delegate).

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2024 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at April 30, 2024:

| | | |
|---------|-----------|-----|
| 1 USD = | 1.53186 | AUD |
| 1 USD = | 1.36930 | CAD |
| 1 USD = | 0.91300 | CHF |
| 1 USD = | 0.93414 | EUR |
| 1 USD = | 0.79739 | GBP |
| 1 USD = | 7.82235 | HKD |
| 1 USD = | 156.87515 | JPY |
| 1 USD = | 11.02001 | NOK |
| 1 USD = | 1.68379 | NZD |
| 1 USD = | 10.96400 | SEK |
| 1 USD = | 1.36135 | SGD |
| 1 USD = | 37.06005 | THB |
| 1 USD = | 18.72210 | ZAR |

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.01% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Fund.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is entitled to be paid out of the assets of the Fund for its services as Management Company a fee of an amount equivalent to 0.02% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Management Company on behalf of the Fund.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to be paid, out of the assets of the Fund by way of remuneration for its services pursuant to the Custodian Agreement, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to up to 0.30% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2024 (continued)****Note 6 - Investment Manager and Investment Sub-Adviser fees**

The Investment Manager is entitled to be paid, out of the assets of the Fund for its services as Investment Manager, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 1.00% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day.

The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Fund for any properly vouched proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred by the Investment Manager on behalf of the Fund, including, but not limited to, direct charges relating to the purchase and sale of portfolio securities, interest charges, fees and expenses of independent attorneys and auditors, taxes and governmental fees, cost of stock certificates and any other expenses of issue, sale, purchase or repurchase of Units.

The Investment Sub-Adviser is entitled to be paid, out of the fees received by the Investment Manager under the Investment Management Agreement, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.50% per annum of the average of the Net Asset Value of the Fund on each Business Day.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Fund by way of remuneration for its services pursuant to the Administrative Services Agreement: (i) a fee payable in USD quarterly in arrear on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equal to 0.08% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter; and (ii) all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator on behalf of the Fund.

Note 8 - Agent Company and Distributor fees

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Fund, for its services as Agent Company, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.10% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter.

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee payable in USD quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.40% per annum of the average of the Net Asset Values of the Fund on each Business Day of the relevant quarter.

Note 9 - Accrued expenses

| | <i>USD</i> |
|--|----------------|
| Investment Manager and Investment Sub-Adviser fees | 74,980 |
| Agent Company and Distributor fees | 37,434 |
| Administrator fees | 5,991 |
| Custodian fees | 2,999 |
| Trustee and Management Company fees | 2,246 |
| Out-of-pocket expenses | 748 |
| Professional fees | 9,948 |
| Accrued expenses | <u>134,346</u> |

Nomura Master Select - Global REIT Fund**Notes to the Financial Statements as at April 30, 2024 (continued)****Note 10 - Distributions**

The Management Company (or its delegate) may from time to time, after consultation with the Investment Manager, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Fund available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Fund and in proportion to the number of Class A Units, Class B Units or Class C Units, as the case may be, held by each Unitholder. The Management Company (or its delegate), after consultation with the Investment Manager, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Fund.

The Management Company (or its delegate) intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the tenth (10th) calendar day of each month (the "Record Date") provided that if the Record Date is not a Business Day, the distribution will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day.

Any distribution will be made to the person in whose name Units are registered in the Register on the relevant Record Date.

For the year ended April 30, 2024, the Fund distributed a total amount of USD 1,037,185.

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchasesIssue of Units

Class A Units, Class B Units and Class C Units may be issued to Eligible Investors on any day on which banks in Luxembourg and New York are open for business (except 24 December in each year) and on which securities companies in Tokyo are open for business and/or such other day or days as the Management Company (or its delegate) may from time to time determine (a "Business Day") at an offering price equal to the Net Asset Value per Unit of the relevant class of Units on the relevant Business Day plus a sales charge which shall be paid to the Distributor. The minimum purchase amount for an existing Unitholder and for an Eligible Investor is 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units, with amounts in excess of 100 Class A Units, 100 Class B Units or 100 Class C Units, being in integral multiples of 1 Class A Unit, 1 Class B Unit or 1 Class C Unit or such other amount as the Management Company (or its delegate) may in its discretion determine.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 17:00 (Tokyo time) on the relevant Business Day, or such other time and/or day as the Management Company (or its delegate) may determine from time to time and payment for Units must be received in an account opened with the Custodian within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business, the next Business Day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business.

Repurchase of Units

Units may be repurchased on each Business Day.

A Unitholder may serve a notice requesting the repurchase of its Units (the "Repurchase Notice") (in such form as the Management Company (or its delegate) may from time to time approve) requesting that the Management Company (or its delegate) repurchase the Units specified therein. A Repurchase Notice once submitted shall be irrevocable unless the Management Company (or its delegate) determines generally or in any particular case or cases. Each Repurchase Notice shall be in multiples of 1 Class A Unit, 1 Class B Unit or 1 Class C Unit, as the case may be or such other amount as the Management Company (or its delegate) may in its discretion determine.

*Nomura Master Select - Global REIT Fund***Notes to the Financial Statements as at April 30, 2024 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Repurchase of Units (continued)

The Repurchase Notice (together with supporting information and documentation as may be required by the Trustee and the Management Company (or its delegate)) should in principle reach the Administrator no later than 17:00 Tokyo time on the relevant Business Day, or such other day and/or time as the Management Company (or its delegate) may determine from time to time.

The repurchase price per Unit shall be the Net Asset Value per Class A Unit, Class B Unit or Class C Unit, as the case may be, on the relevant Business Day.

Remittances in respect of repurchases of Units shall be made by wire transfer in the currency in which the relevant class of Units is denominated. The repurchase proceeds are expected to be sent within 7 Business Days from (and including) the relevant Business Day or, if the seventh Business Day is not a day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business, the immediately following business day on which banks in Melbourne (in respect of Class A Units) or Wellington (in respect of Class B Units) are open for business.

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at April 30, 2024, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide additional exposure of each classes' net assets to certain currencies, as described in note 1, and to hedge portion of portfolio:

| Currency Bought | Amount Bought | Currency Sold | Amount Sold | Maturity Date | Unrealised Gain / (Loss) in USD |
|-----------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------------------------|
| USD | 887,564 | NZD | 1,490,105 | May 10, 2024 | 2,595 |
| USD | 10,807 | NZD | 17,902 | May 10, 2024 | 176 |
| USD | 5,379 | NZD | 8,993 | May 10, 2024 | 38 |
| USD | 9,652 | AUD | 14,767 | May 10, 2024 | 9 |
| USD | 1,965 | AUD | 3,003 | May 20, 2024 | 4 |
| USD | 1,967 | AUD | 3,003 | June 11, 2024 | 4 |
| USD | 2,302 | AUD | 3,528 | May 10, 2024 | (2) |
| USD | 2,302 | AUD | 3,528 | May 20, 2024 | (2) |
| USD | 274 | AUD | 425 | May 20, 2024 | (3) |
| USD | 274 | AUD | 425 | May 10, 2024 | (3) |
| USD | 5,421 | AUD | 8,309 | May 10, 2024 | (5) |
| USD | 7,471 | AUD | 11,453 | May 10, 2024 | (7) |
| USD | 1,506 | AUD | 2,321 | May 10, 2024 | (10) |
| USD | 1,506 | AUD | 2,321 | May 20, 2024 | (10) |
| USD | 11,256 | AUD | 17,289 | May 10, 2024 | (34) |
| USD | 95,454 | AUD | 148,050 | May 10, 2024 | (1,224) |
| USD | 95,483 | AUD | 148,050 | May 20, 2024 | (1,226) |
| USD | 4,618,598 | AUD | 7,077,289 | May 10, 2024 | (2,947) |
| AUD | 7,244,632 | USD | 4,728,687 | May 20, 2024 | 3,650 |
| AUD | 7,077,289 | USD | 4,624,116 | June 11, 2024 | 1,910 |
| NZD | 992 | USD | 589 | May 10, 2024 | 0 |
| NZD | 992 | USD | 589 | May 20, 2024 | 0 |
| AUD | 7,283,433 | USD | 4,756,784 | May 10, 2024 | (624) |
| NZD | 1,490,105 | USD | 887,853 | June 10, 2024 | (2,894) |
| NZD | 1,506,029 | USD | 901,059 | May 20, 2024 | (6,639) |
| NZD | 1,516,009 | USD | 910,030 | May 10, 2024 | (9,677) |
| USD | 1,953,245 | JPY | 293,736,378 | May 07, 2024 | 78,710 |
| | | | | | 61,789 |

Amounts have been rounded. Amounts disclosed as zero represent values of less than 1.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年8月末日現在)

| | | |
|------------|---------------------|----------------|
| 資産総額 | 25,613,895米ドル | 3,763,193,453円 |
| 負債総額 | 137,739米ドル | 20,236,614円 |
| 純資産総額(-) | 25,476,156米ドル | 3,742,956,840円 |
| 発行済口数 | 米ドル受益証券 : | 1,166,980口 |
| | 豪ドル受益証券 : | 1,251,410口 |
| | NZドル受益証券 : | 283,306口 |
| 1口当りの純資産価格 | 米ドル受益証券 : 13.82米ドル | 2,030円 |
| | 豪ドル受益証券 : 9.38豪ドル | 900円 |
| | NZドル受益証券 : 9.99NZドル | 864円 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第36条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第38条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第41条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,430万円）で、2025年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約429万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会以外の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a) 2010年法の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてUCITS通達に従い認可されたUCITSの管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外におけるUCIの追加的管理を行うこと

(b) AIFMDに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたAIFに関し、2013年法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、2025年8月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約1.6兆円です。

(2025年8月末日現在)

| 国別(設立国) | 種類別(基本的性格) | クラス数 | 純資産額の合計(通貨別) |
|---------|---------------------|------|------------------------|
| ルクセンブルグ | MMF | 1 | 1,667,203,881.27豪ドル |
| | | 1 | 68,010,758.00カナダドル |
| | | 1 | 41,820,423.37英ポンド |
| | | 1 | 310,778,710.47NZドル |
| | | 2 | 6,141,327,535.18米ドル |
| ルクセンブルグ | その他のファンド | 5 | 275,282,354.11豪ドル |
| | | 2 | 2,904,670.55カナダドル |
| | | 8 | 55,504,787.59スイス・フラン |
| | | 14 | 154,502,796.14ユーロ |
| | | 5 | 42,494,698.03英ポンド |
| | | 22 | 155,562,523,696円 |
| | | 1 | 25,760,332.32メキシコ・ペソ |
| | | 4 | 108,875,851.50NZドル |
| | | 1 | 2,168,321,045.39トルコ・リラ |
| 22 | 1,246,778,329.40米ドル | | |
| ケイマン諸島 | その他のファンド | 3 | 167,462,649.26豪ドル |
| | | 2 | 132,273,138.12ユーロ |
| | | 3 | 54,104,777.09NZドル |
| | | 7 | 292,749,878.40米ドル |

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配します）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為や不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社の明白な同意を留保したその絶対的な裁量で、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません（かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます）。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知（または受託会社が同意するそれより短い期間の通知）により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または管理会社の清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 2025年3月31日に終了した会計年度および2024年3月31日に終了した会計年度に係る管理会社の原文の財務書類は、それぞれ、管理会社の本国における公認企業監査人および独立監査人であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年8月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=171.47円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
要約貸借対照表
 2025年3月31日現在
 (ユーロで表示)

| | 注記 | 2025年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 資産 | | | | | |
| D. 流動資産 | | | | | |
| . 債権 | | | | | |
| a) 1年以内期限到来 | 3、10 | 975,254 | 167,227 | 662,453 | 113,591 |
| . 銀行預金および手元現金 | 10 | 11,537,859 | 1,978,397 | 10,861,474 | 1,862,417 |
| E. 前払費用 | | 49,874 | 8,552 | 49,874 | 8,552 |
| 資産合計 | | <u>12,562,987</u> | <u>2,154,175</u> | <u>11,573,801</u> | <u>1,984,560</u> |
| 資本金、準備金および負債 | | | | | |
| A. 資本金および準備金 | | | | | |
| . 払込済資本金 | 4 | 375,000 | 64,301 | 375,000 | 64,301 |
| . 準備金 | 5 | 1,582,500 | 271,351 | 1,537,500 | 263,635 |
| . 繰越損益 | 5 | 8,969,029 | 1,537,919 | 8,437,407 | 1,446,762 |
| . 当期損益 | | 804,764 | 137,993 | 576,622 | 98,873 |
| | | <u>11,731,293</u> | <u>2,011,565</u> | <u>10,926,529</u> | <u>1,873,572</u> |
| C. 債務 | | | | | |
| b) 1年以内期限到来 | 7 | 831,694 | 142,611 | 647,272 | 110,988 |
| | | <u>831,694</u> | <u>142,611</u> | <u>647,272</u> | <u>110,988</u> |
| 資本金、準備金および負債合計 | | <u>12,562,987</u> | <u>2,154,175</u> | <u>11,573,801</u> | <u>1,984,560</u> |

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|--|------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 1. から 5. 総損益 | 8、10 | 2,211,254 | 379,164 | 1,666,378 | 285,734 |
| 6. 人件費 | | (1,389,901) | (238,326) | (1,171,966) | (200,957) |
| a) 賃金および給与 | 9 | (1,265,159) | (216,937) | (1,043,167) | (178,872) |
| b) 社会保障費 | 9 | (124,742) | (21,390) | (128,799) | (22,085) |
|) 年金関連 | | (79,731) | (13,671) | (78,780) | (13,508) |
|) その他社会保障費 | | (45,011) | (7,718) | (50,019) | (8,577) |
| 8. その他営業費用 | | (40,000) | (6,859) | (40,000) | (6,859) |
| 10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益 | | | | | |
| a) 派生関連事業 | 10 | 283,510 | 48,613 | 335,815 | 57,582 |
| b) a) に含まれていないその他収益 | | 2,824 | 484 | | |
| 14. 未払利息および類似費用 | | | | | |
| a) 関連事業に関する金額 | 10 | (1) | (0) | (41) | (7) |
| b) その他利息および類似費用 | | (3,133) | (537) | (6,886) | (1,181) |
| 15. 損益に係る税金 | 6 | (262,464) | (45,005) | (204,003) | (34,980) |
| 16. 税引後損益 | | 802,089 | 137,534 | 579,297 | 99,332 |
| 17. 1 から16に表示されていないその他税金 | 6 | 2,675 | 459 | (2,675) | (459) |
| 18. 当期損益 | | 804,764 | 137,993 | 576,622 | 98,873 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
財務書類に対する注記
2025年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払費用

前払費用は、当期事業年度中に支払われるが次期事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年3月31日 (ユーロ) | 2024年3月31日 (ユーロ) |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 売上債権 | 813,126 | 481,997 |
| その他債権(注6) | 162,128 | 180,456 |
| | <u>975,254</u> | <u>662,453</u> |

2025年3月31日現在、売上債権は、管理報酬267,210ユーロ(2024年3月31日:268,010ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年3月31日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年3月31日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務467,860ユーロ(2024年3月31日:143,050ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金5,187ユーロ(2024年3月31日:1,518ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税162,128ユーロ(2024年3月:180,456ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前年度に「その他資産」に分類されていた金額を、本年度においては「その他債権」に表示している。

注4 - 払込済資本金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

| | 法定準備金 (ユーロ) | その他配当 不可能準備金 (ユーロ) | 繰越損益 (ユーロ) |
|----------------|----------------|--------------------------|------------------|
| 2024年3月31日現在残高 | 37,500 | 1,500,000 | 8,437,407 |
| 前期の損益の割当て* | | | 576,622 |
| 富裕税準備金の取崩し | | (230,000) | 230,000 |
| 富裕税準備金の割当て | | 275,000 | (275,000) |
| 2025年3月31日現在残高 | <u>37,500</u> | <u>1,545,000</u> | <u>8,969,029</u> |

*2024年7月1日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular I.Fort n 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

2025年3月31日現在、制限準備金は1,545,000ユーロ（2024年3月31日：1,500,000ユーロ）であり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の6倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度において、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（「ETR」）と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、前年度に発生した純資産税見越計上額の戻入で構成されており、これは総損益に計上されている。比較を可能にするため、前年度の金額は「総損益」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他の税金」に再分類されている。

注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年3月31日 (ユーロ) | 2024年3月31日 (ユーロ) |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 内部監査報酬および法定監査報酬 | 88,770 | 107,600 |
| 社会保障および給与税 | 56,014 | 45,024 |
| 未払所得税（注6） | 466,601 | 332,730 |
| 所在地事務報酬 | 24,294 | 24,294 |
| スタッフ関連 | 187,266 | 131,943 |
| その他 | 8,749 | 5,681 |
| | <u>831,694</u> | <u>647,272</u> |

注8 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年3月31日 (ユーロ) | 2024年3月31日 (ユーロ) |
|---------|---------------------|---------------------|
| サービス報酬 | 2,516,889 | 1,964,635 |
| その他対外費用 | (305,635) | (298,257) |
| | <u>2,211,254</u> | <u>1,666,378</u> |

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート業務925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理業務報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）ならびにその他報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれる。

2025年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部監査報酬および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、弁護士報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）により構成されている。

本年度の金額との比較を可能にするため、2,675ユーロが前年度の「その他対外費用」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金」に再分類されている。

注9 - 平均スタッフ数

2025年3月31日に終了した年度において、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金467,860ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる24,294ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2025年3月31日に終了した年度につき、年額97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年3月31日に終了した年度において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

注13 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

| ASSETS | Note(s) | <u>March 31, 2025</u> | <u>March 31, 2024</u> |
|---|---------|-----------------------|-----------------------|
| D. Current Assets | | | |
| II. Debtors | | | |
| a) becoming due and payable within one year | 3, 10 | 975,254 | 662,453 |
| IV. Cash at bank and in hand | 10 | 11,537,859 | 10,861,474 |
| E. Prepayments | | 49,874 | 49,874 |
| TOTAL (ASSETS) | | <u>12,562,987</u> | <u>11,573,801</u> |
| CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES | | | |
| A.Capital and Reserves | | | |
| I. Subscribed capital | 4 | 375,000 | 375,000 |
| IV. Reserves | 5 | 1,582,500 | 1,537,500 |
| V. Results brought forward | 5 | 8,969,029 | 8,437,407 |
| VI. Results for the financial year | | 804,764 | 576,622 |
| | | <u>11,731,293</u> | <u>10,926,529</u> |
| C. Creditors | | | |
| b) becoming due and payable within one year | 7 | 831,694 | 647,272 |
| | | <u>831,694</u> | <u>647,272</u> |
| TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES) | | <u>12,562,987</u> | <u>11,573,801</u> |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

| | Note(s) | <u>March 31, 2025</u> | <u>March 31, 2024</u> |
|--|---------|-----------------------|-----------------------|
| 1. to 5. Gross results | 8, 10 | 2,211,254 | 1,666,378 |
| 6. Staff costs | | (1,389,901) | (1,171,966) |
| a) wages and salaries | 9 | (1,265,159) | (1,043,167) |
| b) social security costs | 9 | (124,742) | (128,799) |
| <i>i) relating to pensions</i> | | (79,731) | (78,780) |
| <i>ii) other social security costs</i> | | (45,011) | (50,019) |
| 8. Other operating expenses | | (40,000) | (40,000) |
| 10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets | | | |
| a) Derived affiliated undertakings | 10 | 283,510 | 335,815 |
| b) other income not included under a) | | 2,824 | --- |
| 14. Interest payable and similar expenses | | | |
| a) concerning affiliated undertakings | 10 | (1) | (41) |
| b) other interest and similar expenses | | (3,133) | (6,886) |
| 15. Tax on results | 6 | (262,464) | (204,003) |
| 16. Results after taxation | | 802,089 | 579,297 |
| 17. Other taxes not shown under items 1 to 16 | 6 | 2,675 | (2,675) |
| 18. Results for the financial year | | <u>804,764</u> | <u>576,622</u> |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

| | March 31, 2025 | March 31, 2024 |
|------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Trade debtors | 813,126 | 481,997 |
| Other debtors (Note 6) | 162,128 | 180,456 |
| | <u>975,254</u> | <u>662,453</u> |

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Other debtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

| | Legal reserve | Other non available reserves | Results brought forward |
|--|------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| | EUR | EUR | EUR |
| Balance as at March 31, 2024 | 37,500 | 1,500,000 | 8,437,407 |
| Allocation of previous year 's results* | --- | --- | 576,622 |
| Release of net wealth tax (“NWT”) reserve | --- | (230,000) | 230,000 |
| Allocation to NWT reserve | --- | 275,000 | (275,000) |
| | <u>37,500</u> | <u>1,545,000</u> | <u>8,969,029</u> |

* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1st, 2024.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Global Funds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate ("ETR") per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

| | March 31, 2025 | March 31, 2024 |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Internal and statutory audit fees | 88,770 | 107,600 |
| Social security and salary tax | 56,014 | 45,024 |
| Income Tax payable (Note 6) | 466,601 | 332,730 |
| Domiciliation fees | 24,294 | 24,294 |
| Staff related | 187,266 | 131,943 |
| Other | 8,749 | 5,681 |
| | <u>831,694</u> | <u>647,272</u> |

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

| | March 31, 2025 | March 31, 2024 |
|------------------------|------------------|------------------|
| | EUR | EUR |
| Services fees | 2,516,889 | 1,964,635 |
| Other external charges | (305,635) | (298,257) |
| | <u>2,211,254</u> | <u>1,666,378</u> |

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法律および規則の規定に従ってUCITSおよびAIFを管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、3月31日に終了する1年です。管理会社の存続期間は無期限です。ただし、臨時株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2025年8月末日現在、500,000ユーロ（約8,574万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島当局から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2025年8月末日現在、28,000,000ユーロ（約48億116万円）

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルクの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2025年8月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2025年8月末日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

(5) 副投資顧問会社

名称

RREEF アメリカ・エル・エル・シー

資本金の額¹

2025年8月末日現在、1万米ドル（約147万円）

事業の内容

RREEF アメリカ・エル・エル・シーは、米国デラウェア州に設立された有限責任会社であり、SECに登録された投資助言会社です。副投資顧問会社は、1975年より機関投資家に不動産投資顧問業務を提供しており、さらに1993年より不動産証券の投資助言業務を提供しています。

1 予備 / 未監査

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法(改訂済)の第5(4)条および別紙4に従い、登録者として登録されます。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人(受託会社および/または管理会社の関係者を含みます。)に対して委託することができます。受託会社は、適用ある法律に規定された事項に従い、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為または不作為につき一切責任を負いません。

受託会社は、信託証書の条項に従い、また本書に定めるとおり、ファンドに係るその職務の一部を保管会社に委託します。

受託会社は、ファンドの将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または責任にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、(信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの受託者として被るか、受託者によって生じるかまたは受託会社に対して主張される可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。)または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被る訴訟行為、手続、債務、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません(かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。)

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、受託者が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドについて、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

受託会社は、すべての受益者および管理会社に対する90暦日以上前の書面による通知(またはすべての受益者が事前の受益者決議により同意するそれより短い期間の通知)により辞任する、またはトラストより解任されることがあります。当該辞任および解任は、信託証書の条項に従い、後任の受託会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または受託会社の清算開始日から60暦日以内に受託会社および管理会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の受託会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の受託会社を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後も、受託者として行為した期間中において辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとしませんが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利は有しません。

(2) 保管会社

保管会社は、自己の帳簿のファンド用分離口座を開設および維持し、業務上およびローカル市場の制約内で現実的な範囲において、ファンド用口座に関し保管会社により任命された副保管会社に対し、保管会社の名義で同様にそれらの帳簿のファンド用分離口座を開設および維持させ、ファンドの有価証券や現金を保有させるものとする。それが現実的でない場合、保管会社は、ファンド用口座に関し保管会社により任命された副保管会社に預け入れていた有価証券および現金を、かかる副保管会社が保管会社名義の共同口座に保有することを認めるものとする。保管会社は、受託会社または投資顧問会社の要求により、受託会社の承認をもって、受託会社を代理して保管会社の名義でまたはファンドの受

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意しています。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、JSDAの規則(その後の改正を含みます。)に規定されるとおり、以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの受益証券1口当り純資産価格を日本において公表すること。
- (b) 適用ある日本の法令またはJSDAの規定に基づき随時作成を要求される目論見書、財務書類およびファンドに関するその他の書類を販売会社に送付すること。
- (c) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (d) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随しまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社(またはその受任者)は、代行協会員が代行協会員としての資格においてファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社(またはその受任者)に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(5) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに上記「第二部 第1 2 (1)投資方針」および「(5)投資制限」に各々定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産に責任を負いかつこれを投資し、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々について、その裁量で為替取引を行います。具体的には、投資顧問会社は、()ファンドの資産のほとんど(現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。)をREIT等に投資すること、()為替取引を行うこと、ならびに()ファンドの現金残高を管理することに合意しています。

投資顧問会社は、投資顧問契約に基づくその責務を遂行する際に投資顧問会社が被る可能性のあるあらゆる被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費(合理的な弁護士報酬および専門家報酬を含みますがこれらに限られません。)について、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社または受託会社は直接の責任を負いません。ただし、投資顧問会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行、または投資顧問契約に基づくその義務もしくは責務の重大な過失、もしくは投資顧問契約の条項および本書に記載の投資目的および投資方針もしくは投資制限の不遵守によるものを除きます。投資顧問会社は、ファンドの資産のみから補償を受け、管理会社自身の口座においてもしくは管理会社が管理するその他の投資ファンドの管理会社として保有される資産または受託会社自身の口座においてもしくはその他のトラストの受託者として保有される資産に対して、返還請求を行うことはできません。ただし、管理会社または受託会社の故意の不履行、詐欺、背信、過失もしくは投資顧問契約の条項の重大な不履行に起因して、投資顧問会社が被る可能性のある被害、損失、債務、訴訟、手続、請求、費用および経費(合理的な弁護士および専門家の経費を含みますがこれらに限られません。)を除きます。

本規則に従うことを条件として、投資顧問会社は、その裁量および費用で、その責務または義務の全部または一部を、投資顧問会社が定める権限、責任および補償に関する条件で、委託する者(その関係者を含みます。)を任命することができます。投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもってかかる受任者の任命を行い、かかる受任者に委託された職務の遂行について、引き続き責任を負うものとします。ただし、かかる受任者の任命および監督において、投資顧問会社の側に故意の不履行、詐欺または過失がない場合は、投資顧問会社は、かかる受任者の作為または不作為について責任を負わず、投資顧問契約の条項に従って管理会社から補償を受けるものとします。投資顧問会社は、かかる委託を行う場合、CIMA、管理会社、受託会社およびファンドのその他のサービス提供者に対して、事前に書面により通知するものとします。

(6) 副投資顧問会社

副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は、信託証書の条項ならびに上記「第二部 第1 2 (1)投資方針」および「(5)投資制限」に各々定められたファンドの投資目的および投資方針ならびに投資制限に従うことを条件として、ファンドの資産(REIT等への投資を含みますが、これに限られません。現金預金ならびに為替取引に関連して利用される豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に帰属するファンドの資産の部分を除きます。)の投資について責任を負います。

副投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づくその義務を遂行する際の訴訟、費用、請求、被害、経費または要求について、投資顧問会社から補償を受けます。ただし、副投資顧問会社の故意の不履行、詐欺または重大な過失によるものを除きます。

3【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を特別に規制する法は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島では、投資信託に関する二つの法的枠組みが制定されている。
 - (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が1993年7月に施行され、ミューチュアル・ファンド法の最新の改正が2020年に施行された。
 - (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改訂済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）が2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合（または広く投資信託への言及により含意される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。）および限定投資家向け投資信託（以下に定義される。）（2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。）を含むが、これらに限定されない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社または投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しできない投資持分を募集または発行しているか、発行したことがある会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールし、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。
 - (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、運用または処分について日常的に関与しないもの
 - (b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているものただし、以下を除く。
 - (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改訂済）に基づき免許を付与された者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の友愛組合法（改正済）に基づき登録された者
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント一覧に該当するもの）

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法において、CIMAはまた、フィーダー・ファンドであり、かつファンド自身がCIMAによって規制を受ける投資信託(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体に対して監督責任を有している。おおむね、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1人以上の投資者に対して(直接的もしくは間接的に、または仲介を通じて)受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略の遂行を主たる目的として投資を行い、取引活動を行っている場合、マスター・ファンドはCIMAへの登録を義務付けられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(改正)法(改訂済)(以下「改正法」という。)が制定された。改正法によって、ファンドの受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運用者を選任または解任することができるという原則のもと、従前登録が免除されていた一部のケイマン籍の投資信託(以下「限定投資家向け投資信託」という。)は、CIMAへの登録が義務付けられる。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

ミューチュアル・ファンド法では、投資信託の規制に関して四つの類型が存在する。

3.1 免許投資信託

第一の類型は、CIMAに対して、CIMAの裁量で発行される投資信託の免許を申請する。そのためには、CIMAに対して所定の様式でオンライン申請を行い、販売書類を提出し、かつ該当する申請手数料をCIMAに支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有している場合には、投資信託の管理は、十分な専門性を有した、取締役として適格かつ適正な者(場合により、それぞれの地位においてマネージャーまたは役員)によって行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この類型は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島の投資信託管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理投資信託

第二の類型は、投資信託がそのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。この場合、販売書類が規定の法定様式および該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインにて提出されなければならない。管理者がオンラインにて申請を行う場合も、規定の様式で作成することが義務付けられている。投資信託自身が免許を取得する必要はないが、その代わりに、投資信託管理者が各設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われることという要件を満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(別称、第4条第3項投資信託)

第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に従い登録され、以下のいずれかに該当する投資信託に適用される。

- (a) 一投資者当りの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル(CIMAが100,000米ドルに相当するとみなす。)であるもの
- (b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託は、免許を受ける必要はなく、また、ケイマン諸島において投資信託管理者が主たる事務所を提供する必要はない。登録投資信託は、ただ販売書類を一定の詳細内容とともにオンライン申請にて届け出ることおよび該当する申請手数料を支払うことで、CIMAへ登録される。

3.4 限定投資家向け投資信託

限定投資家向け投資信託は、2020年2月以前は登録が免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資家向け投資信託の義務は、CIMAに対する当初手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の義務と類似しているが、両者にはいくつかの重要な相違点がある。限定投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託とは異なり、投資者が15名以内と定められており、かかる投資者はその過半数により投資信託の運営者(取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーである可能性がある。)を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条第3項に基づき登録された投資信託の投資者は、法定上の最低当初投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当)を支払うことが条件であるのに対し、限定投資家向け投資信託の投資者には法定上の最低当初投資額が適用されないことである。

4. 投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類(限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料(提出された場合))をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規制(改訂済)(以下「マネー・ロンダリング防止規制」という。)または免許投資に関しては、投資信託の免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、当該変更の前提条件として通知が要求される場合または当該変更の実施から21日以内に通知を行う場合等、適用される規制(および適用条件)によって異なる。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(改正済)に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または(免税会社かユニット・トラストかにより)受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。投資信託の管理から除外されるのは、特にパートナーシップである投資信託のジェネラル・パートナーの活動および法定・法的記録が保管されるか、または会社の事務作業が行われる登録事務所の提供である。
- 5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を得ており、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し(該当する場合)、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現在の方針では、最大で10の投資信託まで許可されている。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家向け投資信託に該当しない場合、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容
 - (ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の受益所有権透明化法（改正済）（以下「BOTA」という。）において定義される「コーポレートサービス提供者」にも該当する場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）有限責任の免税会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の当初設立に係る基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。基本憲章に係る書類、とりわけ定款は、通常、投資信託の条項案をより正確に反映するため、投資信託の設立から運用開始の間に修正される。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免税会社がいったん創設された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各免税会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免税会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免税会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 免税会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免税会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免税会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 株式は、額面株式または無額面株式のいずれかの形式で発行することができる(ただし、いずれか一方とする。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済の株式の償還または買戻しの支払に加えて、免税会社は、資本から全額払込済の株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、免税会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免税会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、免税会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免税会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、最長で30年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (m) 免税会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改訂済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書がケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を得ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・エクイティ・ファンドにおいて用いられる。一部の法域におけるファンドのスポンサーは、投資信託に関して、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップを採用している。免税リミテッド・パートナーシップのパートナーとして承認を得られる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免税リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法の下で別個の法人格を有しない免税リミテッド・パートナーシップの形成および運用を規制するケイマン諸島における主たる法律である。免税リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込む修正がなされている。免税リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には極めて理解し易いものとなっている。

- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島または他所定の法域の居住者であるか、同島または他所定の法域において登録されているかあるいは同島または他所定の法域で設立された場合がある。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はゼネラル・パートナーが、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。リミテッド・パートナーは、登録行為によって、有限責任の法定保護が付与される。
- (d) ゼネラル・パートナーは、（例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的にパートナーではない者と業務に参加するなどの場合を除いては、）リミテッド・パートナーを除外して外部との免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、常に誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法律上の義務（パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う。）を負っている。免税リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のパートナーシップ法（改正済）によって修正された衡平法およびコモン・ローの規則は、（一定の例外を除き）免税リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、ケイマン諸島の税務情報局法（改正済）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を（ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは、随時少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を招くことなく償還、脱退または買戻しを行うことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な取決めに従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容が変更されたときならびにその正式な清算およびその解散が開始されたいずれのときも免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立され、デラウェア州の有限責任会社との連携を深める追加的な組織編成を求める利害関係者からの要請にケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（免税会社と同様に）別個の法人格を有しており、その構成員は有限責任を有する一方で、有限責任会社契約は、ガバナンスに係る柔軟な取決めに規定し、免税リミテッド・パートナーシップと類似する方法で資本勘定の枠組みを導入するために用いられることがある。また、有限責任会社では、免税会社の運営に必要とされるよりも簡素化した柔軟な管理運営（例えば、構成員の投資対象に係る価値の管理または計算を目的とした、より明解な手法、また、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。）が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブプランのピークルを含む多くの種類の取引で広く普及している。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考察を理由に別個の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（オルタナティブ投資ピークルを含む。）との関連で、採用が拡大している。

(d) とりわけオンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができた場合、管理運営の利便性およびコスト効率は高まり、かかる仕組みにおける多様なピークルに係る投資者の権利により沿うことが可能となる。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(改訂済)が提供する柔軟性もまた、有限責任会社において享受することができる。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.5 免税会社、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

(c) 規制投資信託が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下が含まれる。

(a) 投資信託の免許を取り消すこと、またはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すこと。

(b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。

(c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。

(d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。

(e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたはミューチュアル・ファンド法第4条第1項(b)(管理投資信託)、第4条第3項(登録投資信託)もしくは第4条第4項(a)(限定投資家向け投資信託)に基づく投資信託の登録を取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規制の規定に違反している場合。
- (c) BOTAにおいて定義される「コーポレートサービス提供者」に該当する免許投資信託管理者が、BOTAに違反している場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員に地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取引されること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラウンドコートにより解散されるようにグラウンドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラウンドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができると必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合は、この限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(改訂済)またはケイマン諸島の犯罪収益法(改正済)(以下「犯罪収益法」という。)およびケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (b) 金融庁法の定める任務を実行するための支援を目的とする場合。
- (c) 免許を受ける者もしくはその顧客、構成員、クライアントもしくは保険契約者の業務、または場合に応じて、免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託の業務に関して、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険契約者、会社または投資信託の任意の同意を得た場合。
- (d) ケイマン諸島政府の議会が、金融庁法の定める任務の実行を可能にすること、もしくは実行するための支援を行うことを目的とする場合、またはCIMAが法令に基づきその任務を実行する際に行う議会とCIMAとの間の取引に関連する場合。
- (e) 開示された情報が、他の情報源を介して一般に公開しているか、または公開されていた場合。
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く。)、要約または統計的なものである場合。
- (g) 刑事訴訟の訴追または刑事訴訟を目的として、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合(特に合同監視)。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

- (a) ケイマン諸島の契約法(改正済)の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 解散

13.1 免税会社

免税会社の解散は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:上記第7.17(c)項)。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 免税リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:上記第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記の取消しがなされるか、公式に解散することがある。清算の手順は、免税会社に適用される枠組みに極めて類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、免税リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して約定を取得することができる(上記第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が

知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に従い、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与対策を有するとして指定された法域(以下「相当する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法(改訂済)別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況(一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。)において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(I)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産(不動産に対する権利を含む。)に投資することにある場合で、かつ(II)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分と合わせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
 - (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかか
る会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権
付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な
運用に反する取引(インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を
図るための取引を含むがこれに限定されない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以
下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理す
るインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、
証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくは
グループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事
業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメン
ト・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。
インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度
が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に
従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の
設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定め
る一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書
面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認
可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表また
は配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中で
かかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資
家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに
届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸
島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関す
る最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住
所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所。
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を
有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。

- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む。)
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む。)
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む。)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む。)
- (xxiii) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む。)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー(下記事項を含む。)
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 目論見書の裏表紙に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨を目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。
- (3) ファンド証券の券面は原則発行されません。

独立監査人の報告書

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・マスター・セレクトのシリーズ・トラストである、ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2025年4月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査の内容

シリーズ・トラストの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2025年4月30日現在の純資産計算書
- ・2025年4月30日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む、財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、シリーズ・トラストから独立した立場にある。我々は、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った調査に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はシリーズ・トラストの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算もしくは運用の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況がシリーズ・トラストの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治の責任者に報告する。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、我々の委任契約書の条件に従って、シリーズ・トラストの受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーのためだけに作成されたものであり、それ以外の目的のためのものではない。我々は、本意見を提供するにあたり、その他の目的に対して、または我々の事前の書面による明確な合意なしに本報告書が提示されるまたは提供されるその他の者に対して責任を負わないものとする。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年8月25日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Master Select - Global REIT Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Master Select - Global REIT Fund (the Series Trust), a series trust of Nomura Master Select as at April 30, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at April 30, 2025;
- the statement of investments as at April 30, 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

August 25, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

ルクセンブルグ エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

公認企業監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の事項

貴社の2024年3月31日現在および同日に終了した年度の財務書類は、別の監査人によって監査が行われ、当該監査人は2024年6月7日に当該財務書類に対して無限定適正意見を表明した。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。

取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな

ければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

2025年6月26日、ルクセンブルグ

ケーピーエムジー オーディット

エス・アー・エール・エル

公認監査法人

ベネディクト・パーツ

パートナー

[次へ](#)

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going

concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・マスター・セレクトのサブ・トラストである、ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2024年4月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査の内容

シリーズ・トラストの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2024年4月30日現在の純資産計算書
- ・ 2024年4月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針情報およびその他の説明情報からなる、財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に準拠して、シリーズ・トラストから独立した立場にある。我々は、IESBA規程に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上述のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った調査に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣はシリーズ・トラストの継続性を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算もしくは運用の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の妥当性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストの継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況がシリーズ・トラストの継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治の責任者に報告する。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、我々の委任契約書の条件に従って、シリーズ・トラストの受託会社としてのグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーのためだけに作成されたものであり、それ以外の目的のためのものではない。我々は、本意見を提供するにあたり、その他の目的に対して、または我々の事前の書面による明確な合意なしに本報告書が提示されるまたは提供されるその他の者に対して責任を負わないものとする。

プライスウォーターハウスクーパース

2024年8月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Master Select - Global REIT Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Master Select - Global REIT Fund (a sub-trust of Nomura Master Select) (the Series Trust) as at April 30, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at April 30, 2024;
- the statement of investments as at April 30, 2024;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising significant accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

August 28, 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。